

# 日本介護福祉士会

## 準備期間は実質2年余

### 厚生省 介護保険制度準備室を設置

厚生省は6月25日、「都道府県高齢者介護担当課長会議」を開き、平成12年度施行予定の介護保険制度について、現段階で考えられる内容や今後の準備日程について説明を行った。

介護保険関連3法案(介護保険法、介護保険法施行法、医療法の一部を改正する法律案)は、さきの通常国会では参議院段階で継続審査の取り扱いとなったが、秋に予定されている臨時国会での法案の早期成立が見込まれている。

厚生省においては、介護保険制度を平成12年度から施行していくため、現段階で着手できる事項について、準備作業を進めている。また、平成9年度要介護認定モデル事業は、全国3

- ・要介護認定の実施方法の詳細についての検討
- ・介護サービス計画(ケアプラン)の具体的な策定方法についての検討
- ・介護支援専門員の養成についての検討等
- ◎事務処理システムチーム システム整備の基本方針とスケジュールについての検討
- ◎組織体制検討チーム 組織体制に関する検討等
- ◎市町村等の事務処理チーム 都道府県、市町村の事務処理に関する検討等
- ◎要介護認定・介護支援サービス(ケアマネジメント)チーム 老人福祉論、障害者福祉論、リハビリテーション論、社会福祉援助技術、レクリエーション指導法、老人・障害者の心理、家政学、概論、栄養・調理、医学一般、精神衛生(精神保健)、介護概論、介護技術、障害形態別介護技術
- ◎受検資格 (1)3年以上介護業務に従事した者(2)福祉課程の高校など卒業者又は卒業見込みの者
- ◎受験申し込み受付期間 8月6日～9月5日(当日消印有効)
- ◎受験票の公布など (1)筆記試験受験票の公布(2)筆記試験合格通知及び実技試験受験票の公布(10月20日予定)

### 第10回介護福祉士国家試験

## 筆記は1月25日 実技は3月8日

第10回介護福祉士国家試験の日程だが、7月15日付官報2180号で告示された。それによると、筆記試験は平成10年1月25日、実技試験は3月8日に、全国12会場で実施される。詳細は次の通り。

◇日時 筆記試験10年1月25日 実技試験10年3月8日(試験時間は筆記試験合格者に別途通知する)

◇試験地 札幌市、青森市、仙台市、東京都、金沢市、春日井市(実技試験は名古屋、松本市、大津市、高松市、太宰府市(実技試験は福岡市)、鹿児島市、萱野市

◇試験科目 社会福祉概論、老人福祉論、障害者福祉論、リハビリテーション論、社会福祉援助技術、レクリエーション指導法、老人・障害者の心理、家政学、概論、栄養・調理、医学一般、精神衛生(精神保健)、介護概論、介護技術、障害形態別介護技術

◇受検資格 (1)3年以上介護業務に従事した者(2)福祉課程の高校など卒業者又は卒業見込みの者

◇受験申し込み受付期間 8月6日～9月5日(当日消印有効)

◇受験票の公布など (1)筆記試験受験票の公布(2)筆記試験合格通知及び実技試験受験票の公布(10月20日予定)

### 模擬試験は12月14日実施

日本介護福祉士会はこれを受けて、下記の通り、全国一斉模擬試験を12月14日に各都道府県支部で実施することを決めた。筆記試験に対応した内容となっている。第10回介護福祉士国家試験の受験予定者が多く参加することを期待している。

日本介護福祉士会は、これを受けて、下記の通り、全国一斉模擬試験を12月14日に各都道府県支部で実施することを決めた。筆記試験に対応した内容となっている。第10回介護福祉士国家試験の受験予定者が多く参加することを期待している。

**第10回国家試験受験対策 全国一斉模擬試験実施要綱**

○期日 平成9年12月14日(日)

○内容 10:30~12:00 52問

社会福祉概論	8問
老人福祉論	8問
障害者福祉論	4問
リハビリテーション論	4問
社会福祉援助技術	4問
レクリエーション指導法	4問
老人・障害者の心理	4問
家政学概論	4問
栄養・調理	4問
13:20~14:40 48問	
医学一般	8問
精神衛生	4問
介護概論	8問
介護技術	14問
障害形態別介護技術	14問

○受験料 3,500円  
○申込み切 9月30日(火)  
○担当 東京都介護福祉士会

◎地域リハビリテーションチーム  
介護保険におけるリハビリテーションの取扱いに関する検討等

◎国保連合会チーム  
国保連の事務処理体制に関する検討

◎国保連の事務処理体制に関する検討

◎国保連の事務処理体制に関する検討

◎国保連の事務処理体制に関する検討

### 島根と佐賀で支部 合計38都道府県に

日本介護福祉士会は8月9日、第4回理事会で島根県介護福祉士会と佐賀県介護福祉士会を新支部として承認した。その結果、合計38都道府県に支部が設立されたことになり、未設立は若槻昌子氏。事務局は島根県社会福祉協議会(電話0852-332150)に、担当は石川氏。

◎佐賀県介護福祉士会(平成9年7月設立) 会長は鍋島恵子氏。事務局は佐賀市金立町大字千布2-1-9-2河口市(電話0952-62215566)。担当は河口氏。

**第4回ケアマネジメント・ケアマネジャー実務者研修会**

**9月6日に開催**

日本介護福祉士会は、9月6日(土)午前9時30分から、東京・府中の安田生命アカデミーにおいて、「第4回ケアマネジメント・ケアプラン実務者研修会」を開催する。

公的介護保険制度の導入により運用の要となるケアマネジャーの要請は緊急の課題であり、当研修会では一般的な学問としてではなく、ケアマネジャー業務に役立つ知識・技能を習得することを目的としている。

今回は、講師に金井一薫氏(ナイチンゲール看護学研究所研究員・日本社会事業大学助教授)をお招きし、金井氏が独自に研究開発された「KOMIチャーター」に基づいて、要介護認定からケアマネジメント、ケアプランの作成、実行に至るケアマネジメントの実態を研究する。

定員は100名。希望者は日本介護福祉士会事務局(電話03-3507-10784)または各支部に申し込んでいただく。

**スクランブル**

▽8月6日、広島は52回目の「原爆の日」を向かえた。被爆者の平均年齢が、67.3歳(3月末現在)になるという。(朝日新聞)▽5日夜、母の通院に同行することを約束し眠った日ごとが思い出される。6日朝めざめた時、何故か母の姿はなかった。すでに広島市内にある病院に向かい、たゞ生と死の分かれ目は思いもよらぬところ。その機微は神のみぞ知る存在なのか。以来、生命あることに感謝し、平和な心で福祉なことの思いを主張してきた。長い人生には、本人が望まぬ多くのこと、天災、人災、疾病、事故、不幸との遭遇を余儀なくされる。人はその都度その苦しみを乗り越えながら、明日への希望をもち続けて生きていく。そのプロセスはさまざまあり、個人の価値観や、人生観が大きく左右されている。悲しみから立ち上がるには、周囲の人々の理解と協力、長い時間が必要である。介護福祉士が自立支援の使命を担うならば、そのプロセスの中で目に見えない部分を押し図ることが大切であろう。本人の意思を何よりも尊重しながら真のニーズを探る努力が必要である。「生きる」「生活する」といふことは、それはほど単純なものではない。人々が必死で生きてきた背景をより深く洞察し、明日への生活のQOLについていく専門家がほしい。

◆第4回中国・四国ブロック研修会における講演(要旨)

新介護システムにおける介護福祉士の役割

西南女学院大学教授 橋本 泰子氏

1、介護保険制度の構想

介護保険法が以前から、介護保険に対してはいろいろな意見がありました。大きく分けると反対の意見は「なぜ社会保険にするのか、税金ではやれないのか」また「サービスが整備されていないのに、なぜ介護保険の創設を急ぐのか」、保健あってサービス無しではないかというものでした。これに悩まされながら介護保険というものは性格のものなのかという疑問を、最初に解説してみたいと思っております。

まず、なぜ社会保険なのかという点ですが、社会保険というのは年金保険・医療保険・労災保険・雇用保険の4つであります。これはいずれも掛け金をして、そういう事態に至りました時に給付をしてくれるというものです。介護保険もそういうシステムで行おうとしております。この介護保険というのは大きく分けると二つの目的があるというわけです。

ひとつは、介護の実態をよむことです。あまりにも介護の実態は悲惨です。介護問題というのは介護される人、介護を受ける人の問題であるように思われますけれども、介護を受ける人の問題でもありません。老老介護というふうな言葉がありますけれども、長寿社会におきましては、介護者もまた高齢者になっていくのです。

介護を受ける人の9割は女性であり、半分は65歳以上70歳以上が22歳です。そういう時代です。ですから介護の実態は悲惨であるというよりはむしろはつきりして介護する必要があります。そういう時代には、サービスを提供する人にとってもいい介護状態をつくる必要があります。介護を受ける人がより状態を担う必要があります。

サービスを使わなければ、介護の担い手の半分は80歳以上、70歳以上の方が22歳だということです。これは介護といえどもまたまたきりきりした状態を担う必要も、そういう状態の中で家族に期待するのでは無理だということも明らかになってきたわけです。家族の絆を壊さないように無理な介護は期待しない。介護を社会化してこの介護を社会化するということも、実はこれはお金のことをいいます。この介護保険の目的は、介護の財源を確保するということだと思います。今まで女性た

ちが、家の中で働いていって介護を担ってまいりました。そして老人ホームの寮母さんや、ヘルパーたちは安い賃金でがんばってまいりました。昔は中途採用の人が多くて、なおかつ勤続年数の短いという、そういう職種でありましたけれども、最近では勤続年数がだんだん長くなってまいりました。それは働きやすい職場になってきたということなのでしょう。しかし、いい方に介護という非常に重要な仕事を担ってまいらうと思っております。やはり待遇は確保されなければいけません。やはり介護を社会化していただくためには、財源がいろいろあります。その財源確保策です。

この「自立支援」を私は理念として自立支援と理念具体の方法論としての自立支援と二つに分けておきます。理念といえますのは、抽象的な思考であります。その自立支援といえますのは、自己決定というふうなことでありますけれども、自分の意志のもとに自分らしく生きて行ける、そういうシステムを作っていくことであると思います。従来の措置制度とちがって逆にある発想です。

市町村が一人ひとりのサービス・生活を決定するということではありませんが、介護保険の発想は、たとえ介護が必要になっても、自分の意志で自分らしく暮らしていくような制度をつくるということになります。それは要するに、サービスが選べるということによって可能になるもので、それが自立支援の理念、自分らしく生きていくことができるようになるということも、与えられた生活を生かされて生きるという意味がいろいろあると思います。

具体化するための方法論としての自立支援というものは、できるだけ依存しない生活、それは言い換えますと残存能力を最高に発揮した生き方をしようというものです。残存能力、残された機能を最大限に発揮し、そして残された機能というのをさらに改善するということによって、できるだけ自立して依存しないで生きていこうというふうなサービス提供の仕方をしようという考え方です。

今、老健施設や特別養護老人ホームではケアプラン策定に基づいて、一人ひとりの介護計画を立てて、介護を行っているところが増えてまいりました。それは一人ひとりのニーズに見合ったサービスを提供していく、十人十色ではないのだ。そのための方法論があのケアプランの策定であると思います。

今度の介護保険の理念というのは、自立支援ですが、理念としての自立支援、方法論としての自立支援、そのことを区別してお考えたいと思います。理念としての自立支援、方法論としての自立支援、そのことを区別してお考えたいと思います。理念としての自立支援は、どんなに介護が必要になっても、その人らしく生きていこうという考え方です。友達に会いに行きたいとき、友達と遊びに行きたいとき、そういうシステムを作ろうというわけです。

今度の介護保険の理念というのは、自立支援ですが、理念としての自立支援、方法論としての自立支援、そのことを区別してお考えたいと思います。理念としての自立支援は、どんなに介護が必要になっても、その人らしく生きていこうという考え方です。友達に会いに行きたいとき、友達と遊びに行きたいとき、そういうシステムを作ろうというわけです。

2、介護保険と介護福祉士

(介護保険制度については略)

今度、介護保険が出来ましたときに、介護福祉士に何が期待されるかというのには、「何となくとも良質な介護の担い手である」ということだと思います。

皆様方は、ケアマネジャーとしての役割を果たすことも期待されるだろうと思っております。それよりまず、介護福祉士のアイデンティティとして絶対に忘れてはならないこと、介護、そして家事援助、そして相談の専門職である、ということだと思います。自分自身で持っている専門性をいかに活かすかということも期待されています。

介護福祉士は、役割が担えるならばぜひおやりいただきたい。ですからケアマネジャー、この二つはよく勉強していただきたい。仲間、研修会をおやりになることが必要でないでしょうか。介護福祉士の介護というものは、どんなに優秀なドクターでも介護はできません。ドクターが皆様のようにならなければ、ベッドから車椅子にお年寄りを移乗させることができません。痴呆の方のお世話ができるかどうか。同じように社会福祉士も皆様にできるでしょうか。同じように社会福祉士も皆様にできるでしょうか。同じように社会福祉士も皆様にできるでしょうか。

介護福祉士は、役割が担えるならばぜひおやりいただきたい。ですからケアマネジャー、この二つはよく勉強していただきたい。仲間、研修会をおやりになることが必要でないでしょうか。介護福祉士の介護というものは、どんなに優秀なドクターでも介護はできません。ドクターが皆様のようにならなければ、ベッドから車椅子にお年寄りを移乗させることができません。痴呆の方のお世話ができるかどうか。同じように社会福祉士も皆様にできるでしょうか。同じように社会福祉士も皆様にできるでしょうか。

介護福祉士は、役割が担えるならばぜひおやりいただきたい。ですからケアマネジャー、この二つはよく勉強していただきたい。仲間、研修会をおやりになることが必要でないでしょうか。介護福祉士の介護というものは、どんなに優秀なドクターでも介護はできません。ドクターが皆様のようにならなければ、ベッドから車椅子にお年寄りを移乗させることができません。痴呆の方のお世話ができるかどうか。同じように社会福祉士も皆様にできるでしょうか。同じように社会福祉士も皆様にできるでしょうか。

介護福祉士は、役割が担えるならばぜひおやりいただきたい。ですからケアマネジャー、この二つはよく勉強していただきたい。仲間、研修会をおやりになることが必要でないでしょうか。介護福祉士の介護というものは、どんなに優秀なドクターでも介護はできません。ドクターが皆様のようにならなければ、ベッドから車椅子にお年寄りを移乗させることができません。痴呆の方のお世話ができるかどうか。同じように社会福祉士も皆様にできるでしょうか。同じように社会福祉士も皆様にできるでしょうか。

介護福祉士は、役割が担えるならばぜひおやりいただきたい。ですからケアマネジャー、この二つはよく勉強していただきたい。仲間、研修会をおやりになることが必要でないでしょうか。介護福祉士の介護というものは、どんなに優秀なドクターでも介護はできません。ドクターが皆様のようにならなければ、ベッドから車椅子にお年寄りを移乗させることができません。痴呆の方のお世話ができるかどうか。同じように社会福祉士も皆様にできるでしょうか。同じように社会福祉士も皆様にできるでしょうか。

介護福祉士に関する動き(6月～7月)

●6月 今国会に審議が持ち越されていた介護保険関連法案が5月22日、市町村介護保険事業計画を定める際に被保険者の意見を反映させる、などとする一部修正を加えて衆議院を通過した。法案は参議院に送られた。

●6月 郵政省は、地域住民への介護知識取得支援や地域の医療・介護関連情報普及などを行う9年度の新規施策「ケア・タウン構想(高齢者にやさしいまちづくり)」の選定地域として、北海道勇払郡追分町など全国50か所を明らかにした。

●6月 全社協の「特別養護老人ホームの個室化に関する研究委員会」(橋本正明委員長)は、「特設の個室化(全個室あるいはほぼ全個室)を実現するために、現行の施設整備費の基準面積ではきわめて困難、基準面積あるいは個室数の3割に限定している個室加算を改善することが求められる」とする提言を含めた報告書をまとめた。

●6月4日 第42回日本身体障者福祉大会が新潟市産業振興センターで、「障者プラン」の完全実施を遂行しよう、アジア太平洋障者者の10年を推進しよう」などをスローガンに掲げ、開かれた。

●6月6日 与野三党が提案し、民主党との協議で一部修正された「市民活動促進法案(NPO法案)」が参院本会議で可決、衆議院

●6月11日 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律案」が、衆議院を通過し、参議院に委託されたが、参院本会議で可決成立した。10年4月から施行される。

●6月18日 障者プランの推進を目的とした「障者プラン推進議員連盟」の設立総会が衆議院第一議員会館で、超党派の国会議員172人(同日現在)が集まって開かれた。

●6月25日 厚生省は、東京・大手町のJ・A・ビル・国際会議室で「都道府県高齢者介護担当課長会議」を開き、平成12年度施行予定の介護保険制度について、現段階で考えられる内容や今後の準備日程について説明を行った。

●7月7日 総務庁行政監察局は厚生省にたいし、「全国の老人福祉施設を運営する社会福祉法人について監査などを通じ総点検を実施し、改善すべき事項は必要な措置を執り、この措置に従わないときは、業務の停止、解散など、厳正な対応をとる」となす「社会福祉法人の指導監査に関する行政監察結果に基づき再勧告」を行った。

●6月 郵政省は、地域住民への介護知識取得支援や地域の医療・介護関連情報普及などを行う9年度の新規施策「ケア・タウン構想(高齢者にやさしいまちづくり)」の選定地域として、北海道勇払郡追分町など全国50か所を明らかにした。

●6月 全社協の「特別養護老人ホームの個室化に関する研究委員会」(橋本正明委員長)は、「特設の個室化(全個室あるいはほぼ全個室)を実現するために、現行の施設整備費の基準面積ではきわめて困難、基準面積あるいは個室数の3割に限定している個室加算を改善することが求められる」とする提言を含めた報告書をまとめた。



# 風土を生かす姉ゴ

福井県介護福祉士会会長

金牧裕美さん



「4月から介護福祉士養成校の常勤講師をしています。福井県で初めての養成校なので、福井の地域性、風土にあった介護福祉士の育成を目指し、学生と泣き笑いの毎日です。」

謙虚に新任講師の仕事ぶりを話すが、短期大学の児童教育学科を卒業

後、精神薄弱児施設に勤務、3年後特別養護老人ホームに転勤して、寮母訓練指導員、さらに在宅介護支援センターのソーシャルワーカーなど、20年弱の経験を重ね、養成校の講師になった。「仕事の現場で利用者から多くのことを学びましたが、自分のやっていることに、確信がなげ、不安がありました。その不安を自信につなげるために、介護福祉士の試験にチャレンジしました。」

「研修、調査、広報の3部会を設置することにも、今年は組織強化ということで、県内を8プロジェクトに分け、支部活動を始めました。」

家族は、男、姉、老人福祉施設勤務の夫、小学6年の娘、小学1年の息子が6人。夫の理解、協力があって助かっているが、姉も「家事は大丈夫だから、いまはあなたのやりたいように頑張りたい」と後押ししてくれている。大変恵まれているんですが、子供たちは早々と親離れしてしまっている。たまの休みに誘っても、付き合ってもらえないのが寂しいですね。

## ●介護福祉士資格制定10周年記念● 第4回全国研修会開催要綱

1. テーマ 「介護福祉士と自立支援」  
—新介護システムにおける介護サービスの充実を目指して—
2. 期日 平成9年11月14日(金)～15日(土)
3. 参加定員 800名
4. 会場 シーホークホテル&リゾート  
〒810 福岡市中央区地行浜2-2-3 TEL 092-844-8111  
福岡大学A棟  
〒814-80 福岡市城南区七隈8-19-1 TEL 092-871-6631
5. 内容
  - 11月14日(金) 第1日目
    - 13:00～13:50 開会式典 主催者挨拶、来賓挨拶
    - 14:00～15:20 特別講演 あいち健康の森健康科学総合センター長 井形 昭弘氏  
テーマ「公的介護保険と介護福祉士に期待するもの」(仮題)
    - 15:30～17:00 行政説明 厚生省(交渉中)  
テーマ「公的介護保険制度の動向をめぐって」(仮題)
    - 18:30～20:30 懇親会
  - 11月15日(土) 第2日目
    - 9:00～11:30 分科会 第1、2、3、4の分科会による事例発表及び助言
    - 12:30～15:00 分科会 第5、6、7、8の分科会による事例発表及び助言
    - 15:10～16:10 全体会 分科会講評
    - 16:10～16:20 閉会式 研修実行委員長挨拶
6. 分科会テーマ及び助言者
  - 午前の部 介護保険におけるケアマネジメント・ケアプランに関する事例
    - 第1分科会 「在宅介護サービスにおけるケアマネジメント」  
—在宅介護サービスの充実と支援体制の強化—  
助言者 ・(交渉中)  
・大橋佳子氏(荒川区役所ホームヘルパー)
    - 第2分科会 「ホームヘルプサービスと生活支援」  
—利用者本位のサービスを提供するために—  
助言者 ・(交渉中)  
・森 繁樹氏(生活クラブ生活協同組合政策調整部)
    - 第3分科会 「施設ケアプランの取り組み」  
—自立への積極的介護サービスの確立に向けて—  
助言者 ・小笠原祐次氏(立正大学社会福祉学部教授)  
・澤田信子氏(厚生省介護技術専門官)
    - 第4分科会 「施設利用者の自立と生活支援」  
—施設介護サービスのQOLを追求する—  
助言者 田中荘司氏(東海大学健康科学部教授)  
井原慶子氏(龍谷大学短期大学部教授)
  - 午後の部 介護福祉士の活動領域と役割に関する事例
    - 第5分科会 「障害者(児)ケアプランの取り組み」  
—自立を支援する協力体制の確立と介護福祉士の役割—  
助言者 中島健一氏(社会事業大学社会福祉学部助教授)  
奥野英子氏(厚生省障害福祉専門官)
    - 第6分科会 「障害者(児)の自立と生活支援」  
—生活の充実と社会参加への支援—  
助言者 黒澤貞夫氏(浦和短期大学教授)  
阿部順子氏(名古屋リハビリテーション福祉部主幹)
    - 第7分科会 「生活環境の整備と介護福祉士」  
—利用者の生活領域の拡大と安全な暮らしを守るために—  
助言者 蛭江紀雄氏(廿日市高齢者ケアセンター長)  
野久尾尚志氏(1級建築士)
    - 第8分科会 「介護福祉教育を考える」  
—介護福祉士の生涯教育と教育体系の確立をめざして—  
助言者 岩橋茂子氏(静岡県立大学短期大学部教授)  
杉本一三郎氏(上智大学文学部助教授)
9. 申込方法  
全国研修会開催要綱にある参加申込書に必要事項を記入のうえ申込ください。
10. 問い合わせ  
日本介護福祉士会事務局 TEL 03-3507-0784 FAX 03-3507-8810

### 全国一斉介護相談実施要綱

1. 期間  
平成9年9月7日(日)～14日(日)
2. 場所  
日本介護福祉士会都道府県支部(県庁所在地等)
3. 内容  
○各支部による会場での介護相談○各支部による介護講習・実技指導○その他各支部の企画によるもの(広く地域住民への啓発活動につながるもの、介護福祉士の社会的貢献とPR効果期待できるもの)
4. 趣旨  
高齢化が進み、国民の多くが自分自身や家族の老後に不安をもち、誰にでも起こ

「2面から」なものです。具体的には「常識があること・品があること」です。サービスを利用する人が好感を持てるような、そういう専門職でいたいと思います。それから豊かな感性を持っている、繊細な感性の持ち主でいたい。それから家庭の中の変化というのを微妙に感じ取る、そういう感性。基本的に人間と人間のふれ合いの中で、何を感ずるのかということ。大切なことは「柔軟に考え、柔軟に対応できること」です。相手がサービス利用者が主体ですから、柔軟にありたいと思います。そして援助者として望まれる態度であり、大切なことは「サービス利用者の意思の尊重」です。いつもサービス利用者が中心です。

それから対等な関係であるということ。私は弘済ケアセンターで仕事をしました11年間、4月の毎年の年度始めに、改めて職員と確認してあげました言葉が、「おごらず、へりくだらず、凛として」という言葉です。対等な関係です。おごりなから、そしてへりくだらず、かつ必要もない。専門職としての矜持をキリキリと出さなくていいです。サービスを受けていた人、必要はないと、サービスしてあげられるのもありません。サービスするとう対等な人間関係、そして専門職としてキリキリとした援助する専門職でありたいということです。

先度申しあげました介護・家事援助のプロであること。そして、最後に一つですが、介護を科学化する実践力があるということ。福祉の専門職というのは医学、あるいは保健の人たちに軽みられておられます。私も今求められていることは、十把ひとからげのケアではない、一人ひとりのニーズに合ったサービスを提供していただくことです。皆様がサービスを受ける立場になってほしい。一人ひとりのニーズをきちんと見ていくということ。過不足なく必要な情報を集める力、その集めた情報を的確に分析する力、そして分析の結果として適切なケアプランが作ることが出来る計画する力、そのプランに沿って実践をしていく、着実に実践する力。そういうような力を持っていることが求められるのだと思うわけです。

科学化することは援助を個別化するということです。ドクター達の医療が科学的であるというところは誰も疑わないのは、一人ひとりの病状を、さまざまな情報をもとにして医師は判断し、診断する。診断の結果、一人ひとりのための治療計画を立てていって、もっとも相応しい治療をおやりになるから、専門職として評価され、それが科学的な治療だといわれるわけです。一人ひとりの暮らしは違います。価値観もライフスタイルも違います。一人ひとりが何を求めているのか、私も一人ひとりのために、何をしなければならぬのかということ。情報を分析することによって始まっていきます。

そして最後に一つ、他の職種と協働する力があるということ。今、施設の中でも地域でも、多くの専門職がチームで仕事をやる時代になりました。特に在宅ケアにおきましては、異なる機関に属している多くの専門職と一緒に仕事をやる時代に入っています。自分の意思を要領よく発表する力がなければなりません。協働するということは意思を的確に伝えていくということ。そして何よりも地域で良い仕事をしたいという気持ちです。ドクターたちの皆様に対する眼差しが変わってきたのは、皆様方が地域でいいお仕事をしておられるからです。なければならぬ存在だということを知ったからではないでしょうか。

やはり、なければならぬ存在にならなければ無視されてしまいます。皆様非常に貴重な専門職であるということには理解されるようになりましたけれども、もう一歩みがかけて下さい。かへからざる存在を無視する人は絶対にはりません。そういう専門職であっていただきたい。

また、実力を持ち、なおかつ謙虚で努力をされている、そういう集団でありたいと願っています。本日に皆様に対する期待が集まっております。私も介護福祉士の応援団でございますので、皆様お手伝いをお願いしたいと思います。

# がんばっています 各県支部活動

## 《今後の予定》

### ○長野県 研修会

9月7日(日)午前10時から長野県社会福祉センターで研修会を開催する。テーマは「自立介護を学ぶ」。

高年齢者疑似体験や、面接・電話による介護相談も行う。午後は「誰もが希望と意欲を持って生活できる介護を」と題して服部万里子氏が講演する。

### ○東京都 セミナー

9月13日(土)14日(日)の2日間、東京ワイメンズプラザ視聴覚室で「介護基礎」を学ぶ。

### ○香川県 研究会

6月28日(土)香川県身体障害者リハビリセンター研修室で、第1回定例研究会を行った。テーマは「ケアマネジメント」で、講師は菊池章子氏(香川県介護福祉士会研修委員長、シオンの丘ホーム主任)。介護保険を見据え、必要となる

## 《活動報告》

# 北海道・東北ブロック研修開催要綱

ふれあいランドいわて 岩手県盛岡市三本柳8  
電話019-634-1100

基調講演 10:30~12:00  
分科会 13:00~15:30  
分科会報告・閉会 15:30~16:30

「食生活の介護サービス」  
2日目は、第1分科会「嚥下障害」―嚥下障害を持った人への介護の関わり方を考える―、第2分科会「摂食障害」―食事の自立を目指すための援助方法について考える―、第3分科会「食をつくる」―生活における食のあり方について―、第4分科会「食をつくるII」―生活と食事制限を考える―、第5分科会「食事の自給自足」―食へのための工夫について考える―の5分科会に分かれて活動事例を報告し、意見交換を行った。

ケアマネジャーの要請を積極的に進めるため、会員を対象に介護保険制度におけるケアマネジャーの役割などを学習した。会員の関心も高く、季節外れの台風が接近したにもかかわらず、80名以上の会員が参加した。

## 『自立支援アセスメント・ケアプラン記入マニュアル』 『介護福祉のための事例研究テキスト97』

介護保険制度におけるケアプラン作成のあり方について、ケアプラン専門委員会で検討されてきたところであり、なかでもアセスメント方式については5つの方式が紹介されている。この中には、本会が提案した「生活援助を基礎とした自立支援アセスメント」が紹介されている。今回、その提案を普及させるため、生活援助を基礎とした『自立支援アセスメント・ケアプラン記入マニュアル』を作成し、近々出版する予定である。

# 会活動を出版へ

全国研修会で提出されている事例を取りあげて作成されている事例集。今年も全国で介護福祉士の現任研修で活用される予定である。

また「介護福祉のための事例研究テキスト97」が発行された。これは、毎年、約300名の参加があった。

## 《申し込み先》

〒020 岩手県盛岡市上太田穴口53千寿苑

岩手県介護福祉士会事務局

菊池誠 電話019-658-1191 FAX 019-658-1174

## 専門家としての能力確立へ

# 中国・四国ブロックケアマネジメント研修会

### 1. 日時・日程

平成9年10月25日(土) 12:00~13:00 受付  
13:00~17:00 研修  
26日(日) 9:00~12:00 研修  
12:00~13:00 昼食・休憩  
13:00~16:00 研修

2. 場所 香川県社会福祉総合センター・1階コミュニティホール  
〒760香川県高松市番町1-10-35 TEL 0878-35-3807 FAX 0878-35-4777

3. 内容 ・ケアマネジメントの理解と実態  
・ケアマネジメント総論  
・ケアマネジメント各論  
・ケアマネジメント技法

4. 講師 日本医科大学教授 竹内孝仁氏

5. 定員 260名

6. 参加対象者 中国・四国ブロック支部の日本介護福祉士会会員

7. 参加費 3,000円(資料代・26日の弁当代含む)

### 8. 参加申し込み方法

- ・参加申込者は、別紙申込書に記入の上、9月10日迄に各県介護福祉士会事務局に参加費を添えて申込下さい。
- ・各県介護福祉士会事務局は、別紙申込書一覽により参加者を取りまとめの上、9月20日迄に本会事務局へ参加費を添えて申込下さい。なお、参加申込後の参加取り消しの場合、参加費の返還はいたしません。
- ・各県の参加申込定員については厳守して下さい。

### 参加費振込先及び研修会事務局

参加費は必ず各県事務局で申し込み人数分、取りまとめのうえ振り込んで下さい  
〈振込先〉百十四銀行飯山支店 口座番号(普通) 0449669  
香川県介護福祉士会 会長 石橋真二  
〈事務局〉香川県介護福祉士会事務局(担当・藤岡)  
〒760 香川県高松市番町1-10-35 香川県社会福祉研修センター内  
TEL 0878-35-3807 FAX 0878-35-4777

10. その他 宿泊については、各自でお早めに申込下さい。

- 《助言者》  
第1分科会 森 繁樹氏(特別養護老人ホーム「ラポール」職員)  
第2分科会 盛岡市医師会(盛岡赤十字病院呼吸器科部長) 吉田雅美氏  
第3分科会 花設計舎(盛岡市) 岸根ハナ子氏
- 《事例発表者》  
第1分科会 北海道介護福祉士会々員(1名) 岩手県介護福祉士会々員(1名)  
第2分科会 岩手県介護福祉士会々員(2名)  
第3分科会 岩手県介護福祉士会々員(1名) 青森県介護福祉士会々員(1名)

# 東海・北陸ブロックで 研修会を開催 「食生活の介護サービス」

あじくんの雨天にもかかわらず、7月12・13日の2日間に行われ、福井県で第2回東海・北陸ブロック研修会が開催された。メインテーマは「食生活における介護サービス」で、東海・北陸6県から会員の他に一般や学生を含む

「お詫いと訂正」 8月15日付ニュース20号で、次の方の氏名が間違っておりまして、井形明弘氏を「井形昭弘氏」に、「木村光節氏」を「本村光節氏」にそれぞれ訂正し、お詫ひいたします。

介護福祉士向け専門情報誌

# 季刊 介護福祉

購読料(年) 3,440円(送料含む)

財団法人 社会福祉振興・試験センター  
〒150 東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号  
SEMPOSビル Tel(03)3486-7511

## 専門性が支える介護福祉の充実のために

この資格に対する社会の期待も日増しに大きくなり、介護福祉士は、この期待に応えるべく、理念と資質の向上に努力することが責務であると考えます。この季刊介護福祉は介護について徹底した解説と具体的な介護行為を解説するほか、介護に関する最新情報をお届けしております。

購読申込みは、日本介護福祉士会事務局又は、各県介護福祉士会へお申込み下さい。



# 日本介護福祉士会

## 平成9年度高齢者ケアサービス体制整備支援事業実施要綱決まる

介護保険法案については、現在、国会において審議中であるが、今後、当該制度の導入を展望し、事前準備として、あらかじめ要介護認定や介護サービス計画(ケアプラン)などに係る検討及び介護支援専門員(ケアマネジャー)の養成を進めることがきわめて重要である。

このため、要介護認定の試行を行い、実施にあたっての実務上の

### 要介護認定モデル地域の指定について

要介護認定モデル地域は、各都道府県下の老人保健福祉圏域ごとに原則一カ所とする。都道府県において選定したモデル地域候補(在宅で保健・医療・福祉サービスを受けている者、特別養護老人ホーム入所者、老人保健施設入所者、療養型病床群(介護力強化病院等を含む)入院者のうちから選ばれた若しくは痴呆性老人の要介護高齢者又は虚弱老人を介護認定調査対象者としておのおの百名を確保できることを要件とする。ただし、地域の人口規模等から調査対象者をおおむね百名確保できない場合には、この限りでない)について、都道府県は本職と協議の上、指定を行うこととする。

### モデル要介護認定の実施について

介護サービス計画作成モデル地域においては、要介護認定モデル地域と同一の手法を用いて、モデル要介護認定を実施することとする。

### サービス計画作成者について

介護保険制度において、介護サービス計画の作成は介護支援専門員によって作成されることとなっているが、介護支援専門員の養成に先んじて実施される本事業に限っては、介護サービス計画作成に必要な知識及び技術に関して各都道府県が実施する研修を受講した調査員及び平成8年度介護支援専門員指導者研修受講者をサービス計画作成者に充てることとする。

### 介護サービス計画作成のための課題分析の実施について

モデル要介護認定期間中に、サービス計画作成者は、サービス計画作成対象者の居室を訪問し、介護サービス計画作成等に必要な課題分析を行うこととする。課題分析においては、個々の要介護者等の残存能力、既に実施されているサービス、生活環境等の評価を通じて要介護者等の抱える

課題や対応方策に関する調査を行うとともに、介護サービス計画の作成の中心的役割を担う介護支援専門員の養成を図り、もって当該制度の円滑な運用に資することを目的として、平成9年度高齢者ケアサービス体制整備支援事業が実施される。9年度では、8年度の要介護認定のモデル事業の実施を踏まえて、介護サービス計画(ケアプラン)モデル事業が新たに追加されている。

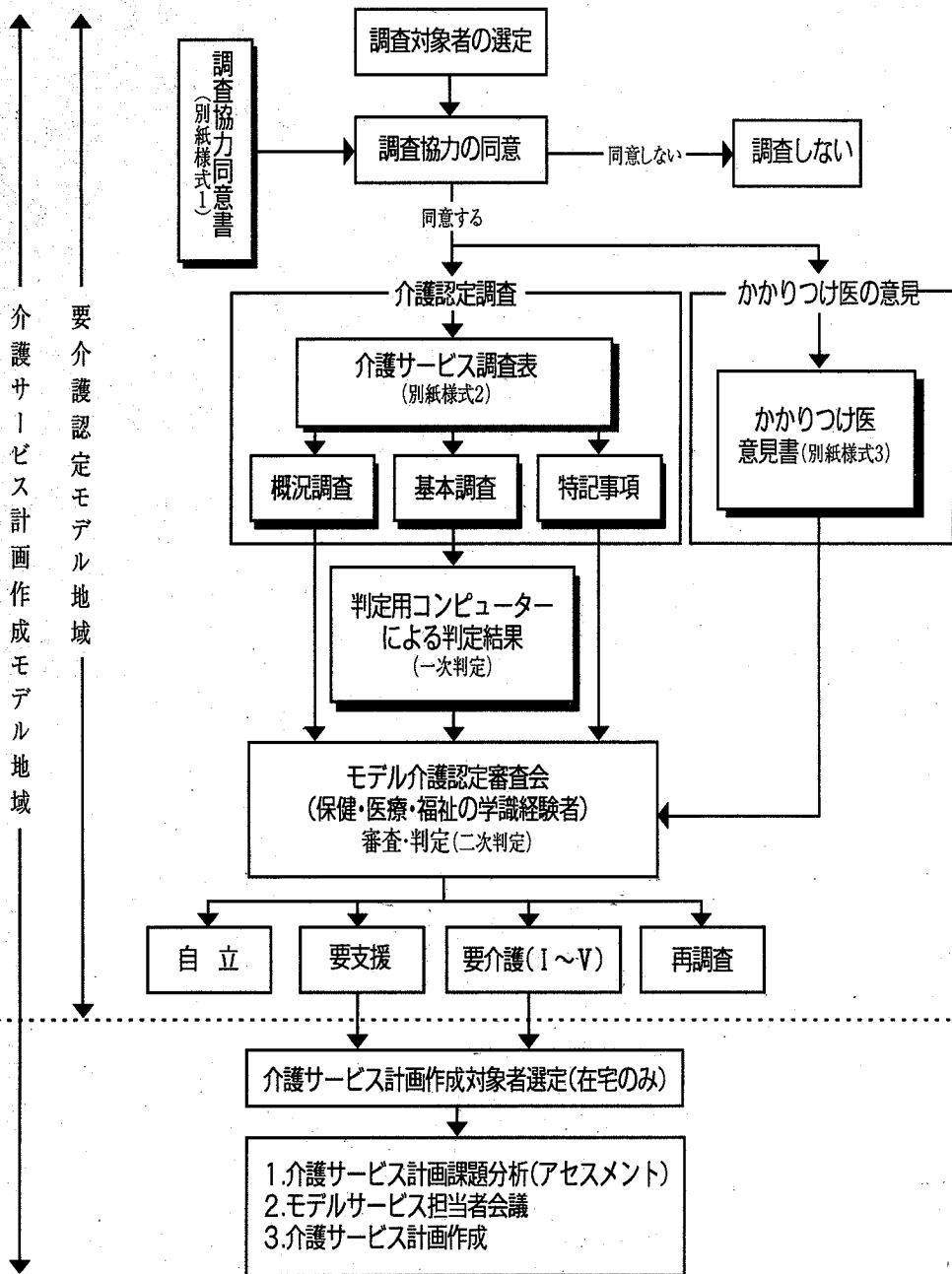
問題点等を整理し、個々の要介護者等が生活を継続・向上させていく上で生ずる解決すべき課題を把握することが重要であり、要介護者等の生活全般についてその状態を十分把握すること

問題点等を整理し、個々の要介護者等が生活を継続・向上させていく上で生ずる解決すべき課題を把握することが重要であり、要介護者等の生活全般についてその状態を十分把握すること

要介護認定及び介護サービス計画作成に係る事業の実施時期は、平成9年1月〜2月を予定して

介護サービス計画の作成の際に使用する課題分析方式については、現状では種々の手法が利用されていることにかんがみ、本事業では、それらの中から、国に設置された高齢者介護サービス体制整備検討委員会において検討されたMD S.H.C方式、三団体ケアプラン策定研究会方式、日本介護福祉士会方式、日本社会福祉士会方式、日本訪問看護振興財団方式及びその他の適切な方式の中から、それぞれの方式の固有の特徴を十分に理解の上、要介護者等の求める介護サービス計画作成に最も適した方法を用いることとする。

### 平成9年度高齢者介護サービス体制整備支援事業 モデル事業の流れ



▽敬老の日を前に、今年も全国の長寿番付が発表され、「最高齢者」はどのくらいで何歳です」とテレビや新聞はしきりに報道する。インタビューでは決まって「食事は腹八分目、くよくよせず何事にも感謝の気持ちを持って、早寝早起きに心がけておられます」という何年間も続いている言葉であるが、さて自分におかえりと食事は不規則、夜食を食べる等は日常のこと。いつもストレス状態、早寝早起きなど考えられない。さて、何歳まで生きられるのか▽東京在住の二十代に聞いたところ約九割の方が将来に不安があると答えている。団塊の世代の我々が老人になるころには四人に一人がお年寄り、一人暮らしや老婦のみの世帯が当たり前になるであろう▽将来の夢の長寿社会の実現のためには、介護保険の機能が確実に社会に定着すること、国民の望むサービスがますます行き渡る対応の確立に向けて私たちの役割の重要性と、まさに今力まわっている時である▽国ではすでに、介護支援専門員指導者研修、介護支援専門員の養成・研修等に力を入れている。さまざま場面で、介護福祉士が活躍されることを期待したい▽本会として、ケアプラン・ケアマネジメントの実務者研修に積極的に取り組んでいるので、会員の参加を待っている。

### スクランブル

関東・甲信越

第四回関東ブロック研修会が八月三日、山梨県石和観光温泉ホテルにおいて参加者五八八名を集めて開催された。

開会式典では、山梨県福祉保健部長・山田文夫氏、石和町町長代理、町助役である土屋康海氏より、福祉の動向と、それに伴う介護福祉士の役割の重要性などを踏まえた祝辞を頂いた。

続いて、厚生省社会・援護局施設人材課福祉人材確保対策室長・松本勝明氏より「新たな

2ブロックで研修会を開催

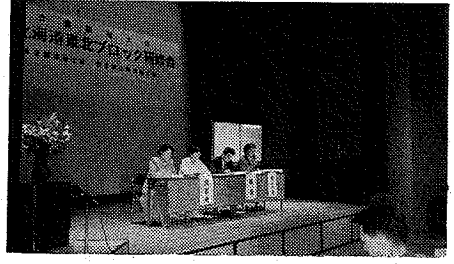


高齢者介護システム」と題した基調講演が行われた。午後からは「在宅ケアに必要な福祉と医療を考えた」と題し、長野大学教授・武石村診療所長矢島嶺氏による講演が行われた。続いて「施設におけるケアプランについて」老人保健施設甲州ケア・ホーム介護員・佐々木純子氏、「生活援助を基礎とした自立支援アセスメント(在宅版)」東京都荒川区役所ホームヘルパー・大橋佳子氏より発表があり、せまりくる介護保険制度におけるケアプラン作成にあたって、一つの指針となった。

北海道・東北

八月三〇日(土)、盛岡市の「ふれあいランドいわて」を会場に、第四回となる北海道・東北ブロック研修会を開催。北海道・青森・岩手・宮城・秋田の各県から、会員を含む福祉関係者約二百名が参加した。

開会式の後、神奈川県藤沢市の特別養護老人ホーム「フボール藤沢」の森繁樹氏が「これからの高齢者介護と福祉専門職」をテーマに基調講演を行った。



「介護福祉士と自立支援」をテーマとする三十分科会に分かれ、各分科会ともに事例発表を基に熱心な討議がされた。

社会福祉士及び介護福祉士の受験資格要件の緩和規制維持と緩和の主な意見

Table with 3 columns: 論点 (Issue), 規制維持の意見 (Opinion for maintaining regulations), 規制緩和の意見 (Opinion for relaxing regulations). It discusses the balance between maintaining standards and relaxing requirements for social workers and care workers.

規制緩和公開デイスカッションに出席

九月一日、中央合同庁舎第四号館にて、行政改革委員会規制緩和小委員会(委員長・宮崎勇)により「規制緩和に関する論点公開(第六次)」中、「医療関係資格制度に係る規制緩和」「社会福祉士及び介護福祉士の受験資格要件の緩和」について公開デイスカッションが厚生省、関係団体が同席のもと、それぞれの立場で行われた。日本介護福祉士会からは田中雅子会長・石橋真二副会長が出席した。各論点に対し日本介護福祉士会が述べた意見については、以下のとおりである。

●介護福祉士の受験資格要件の規制緩和について
今後、増大する障害高齢者への介護、障害者(児)の自立を支援するためにも多くの人が介護の専門資格を取得することが望ましい。さらに、これからの介護ニーズは単に量的に増大するのみならず、利用者の意識の変化に伴い、生活の質の向上を保障する介護サービスの向上に向けた積極的な介護サービス、寝かせきりにしない介護、限られた財源のなかで効果的な介護サービスを提供していくことが必要である。

一方、今後、介護が従来弱者に対する社会福祉からサービスとして位置づけられていくことから、サービス供給事業者も様々なと予想される。営利を目的とした民間事業者の増加も考えられる。したがって、そのような多様な供給者が提供するサービスの質を担保し、保証するためにも介護福祉士制度は重要となっている。

また、サービス利用者が必要とする介護能力を欠く場合があるため、利用者や病院等の医療施設における指揮系統からいって不適切。介護の実務経験の中心、および日常おこなわれるOJTのあり方を正しく把握した上で、実務経験とすべきが検討すべきである。

●医療関係資格制度に係る規制緩和について
対人援助を行ううえで一般教養科目はむしろ、重要視されなければならない。それは義務教育や高等学校教育におけるものとは異なるものである。したがって、大学等における一般教養科目については履修を免除することは必要である。

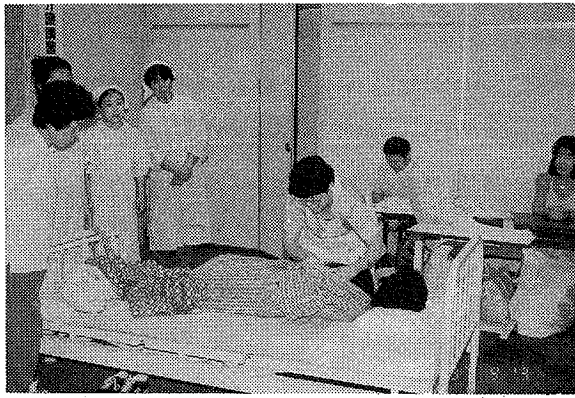
医療関係資格制度に係る規制緩和

Table with 3 columns: 論点 (Issue), 規制維持の意見 (Opinion for maintaining regulations), 規制緩和の意見 (Opinion for relaxing regulations). It focuses on the relaxation of medical-related qualification regulations.

介護福祉士としての知識・技術は、病院等における看護の知識・技術とは異なったものであり、介護福祉士としての履修カリキュラムや業務経験を、看護婦資格取得のためのカリキュラムの一部として評価するのは困難である。

# 第4回全国一斉介護相談

国民の多くが、自分自身の老後や家族の老後に不安を持ち、誰にでも起こりうる普遍的なリスクとなっている介護問題に対し、介護福祉士の専門的知識、技術の普及を図り、地域福祉に貢献することを目的として、四回目となる全国一斉介護相談が、日本介護福祉士会の各支部で行われた。今年も、統一日に限定することなく、敬老福祉月間の九月七日〜十四日を中心に、各地で介護相談を始めとして様々なイベントが行われ、各会場はそれぞれ賑わった。



▼鳥取県介護福祉士会  
九月九日、境港市で開催された「夢・みなど博覧会」会場で、介護相談を実施した。博覧会場では会場を訪れている観光客の年寄り等を対象に相談を行った。

▼栃木県介護福祉士会  
九月三日、県内の在宅

▼岐阜県介護福祉士会  
九月七日、市内のデパートにて、介護相談・介護機器展示等を行った。会員二〇名と岐阜暮らしの相談センター職員にも協賛してもらい、多くの相談を受けた。

▼高知県介護福祉士会  
九月六日に高知福祉交流プラザにおいて、介護福祉士法制定一〇周年記念講演会「お母さんは宇宙人?心と心のふれあい」と題して、エッセイスト橋本千代子氏による講演と、「二一世紀を生きる」をテーマにしたシンポジウムを行った。また、

▼山梨県介護福祉士会  
九月二三日、山梨県小瀬

▼愛知県介護福祉士会  
九月三日、ワタキューセイモアおもいよりの泉にて開催。内容は、名古屋市中心街にある介護ショップにて介護相談を行った。

▼福岡県介護福祉士会  
九月四日、キャナルシティ博多・シロヤ介護エイドサービスショールーム並びにビジネスセンターアトリウム(広場)にて開催。一週間前からアビルの為にヒラ配りをし、当日は一万人を集め、各イベントコーナーは大盛況、マスコミの取材も早々NHKほか二放送局で当日放映された。介護相談では、資格取得に関する相談が顕著であった。

▼山梨県介護福祉士会  
九月二三日、山梨県小瀬

▼愛知県介護福祉士会  
九月三日、ワタキューセイモアおもいよりの泉にて開催。内容は、名古屋市中心街にある介護ショップにて介護相談を行った。

▼福岡県介護福祉士会  
九月四日、キャナルシティ博多・シロヤ介護エイドサービスショールーム並びにビジネスセンターアトリウム(広場)にて開催。一週間前からアビルの為にヒラ配りをし、当日は一万人を集め、各イベントコーナーは大盛況、マスコミの取材も早々NHKほか二放送局で当日放映された。介護相談では、資格取得に関する相談が顕著であった。

▼山梨県介護福祉士会  
九月二三日、山梨県小瀬

▼愛知県介護福祉士会  
九月三日、ワタキューセイモアおもいよりの泉にて開催。内容は、名古屋市中心街にある介護ショップにて介護相談を行った。

▼福岡県介護福祉士会  
九月四日、キャナルシティ博多・シロヤ介護エイドサービスショールーム並びにビジネスセンターアトリウム(広場)にて開催。一週間前からアビルの為にヒラ配りをし、当日は一万人を集め、各イベントコーナーは大盛況、マスコミの取材も早々NHKほか二放送局で当日放映された。介護相談では、資格取得に関する相談が顕著であった。

▼山梨県介護福祉士会  
九月二三日、山梨県小瀬

▼愛知県介護福祉士会  
九月三日、ワタキューセイモアおもいよりの泉にて開催。内容は、名古屋市中心街にある介護ショップにて介護相談を行った。

▼福岡県介護福祉士会  
九月四日、キャナルシティ博多・シロヤ介護エイドサービスショールーム並びにビジネスセンターアトリウム(広場)にて開催。一週間前からアビルの為にヒラ配りをし、当日は一万人を集め、各イベントコーナーは大盛況、マスコミの取材も早々NHKほか二放送局で当日放映された。介護相談では、資格取得に関する相談が顕著であった。

▼山梨県介護福祉士会  
九月二三日、山梨県小瀬

▼愛知県介護福祉士会  
九月三日、ワタキューセイモアおもいよりの泉にて開催。内容は、名古屋市中心街にある介護ショップにて介護相談を行った。

▼福岡県介護福祉士会  
九月四日、キャナルシティ博多・シロヤ介護エイドサービスショールーム並びにビジネスセンターアトリウム(広場)にて開催。一週間前からアビルの為にヒラ配りをし、当日は一万人を集め、各イベントコーナーは大盛況、マスコミの取材も早々NHKほか二放送局で当日放映された。介護相談では、資格取得に関する相談が顕著であった。

▼山梨県介護福祉士会  
九月二三日、山梨県小瀬

▼愛知県介護福祉士会  
九月三日、ワタキューセイモアおもいよりの泉にて開催。内容は、名古屋市中心街にある介護ショップにて介護相談を行った。

▼福岡県介護福祉士会  
九月四日、キャナルシティ博多・シロヤ介護エイドサービスショールーム並びにビジネスセンターアトリウム(広場)にて開催。一週間前からアビルの為にヒラ配りをし、当日は一万人を集め、各イベントコーナーは大盛況、マスコミの取材も早々NHKほか二放送局で当日放映された。介護相談では、資格取得に関する相談が顕著であった。

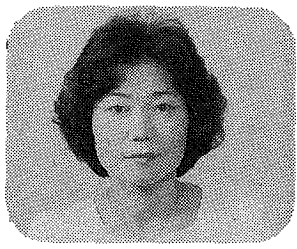
## 「ますます高まる介護への関心」

言はれたり、壁にぶつかったり

### 一日中が介護福祉

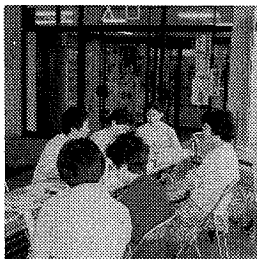
ホームヘルパー歴一〇年のベテランであり、日中本ホームヘルパー協会の会長でもある。そのほか引き受けている役職は、福利厚生センター評議委員、ホームヘルパー養成研修テキスト作成委員、福岡県社会福祉審議会委員、福岡県社会福祉協議会委員、福岡県専門学校講師などがあり、一日が介護・福祉提供という熱い思いを抱いた各職種の介護福祉が県内から集まり、資料集めや規約の作成、関連機関への挨拶まわりや準備資金作りなどに

福岡県介護福祉士会会長  
因 利息さん



「設立準備のときも、福岡県には有名な南蔵院のご任職や地場企業の方々から資金援助して頂きましたが、そうした資金援助だけでなく、会でも介護技術やホームヘルパー養成研修の講師派遣などの事業活動を活発におこない、運営費にしています。現在会員数は九百人を超えたところですが、今後、事業拡大することにも、事務局員の配置などを目指しています。」

最後に「今年は福岡県で全国研修会が開催されるので、ぜひお越しください」と付け加えた。



▼岡山県介護福祉士会  
倉敷・総社支部では九月二三日、天満屋ハピータウン二で、支部として初めて実施した。内容は介護用品の展示、福祉施設・機関の紹介、介護相談、車いすの体験等を行った。

今回の実施で痛感させられたことは、介護福祉士及び会の知名度の低さであり、まず会場を借りるときからその壁にぶつかった。しかし、実施評価としては、初めてとはいえず、たえな

分、特に子供たちが熱心に車いすの体験をしてくれたことは大きな収穫であった。しかし、年一回程度の開催では定着、広がりにはなかなか困難ではないか感じた。

井笠支部では、天満ハピータウン鴨方店にて介護用品の展示、および血圧・体脂肪率の測定を行った。日曜という日もあり、通りすがりに介護用品を熱心に見て行く人も多かった。相談件数は4件あり、そのほとんどが失禁に関することで、パットの試供品を渡すと大変喜ばれた。また血圧、体脂肪率測定は「介護する者が元気でなければ……」と大好評で、介護者の負担が減らすサービスの情報も大切であると改めて

痛感した。

倉敷支部では、九月七日に、ジャスコ倉敷店にて介護相談と福祉機器の展示及び実技指導(ベッド等使用)を実施した。

福祉機器の展示コーナーでは、車いすや医療用ベッドなどを展示した。ただ、会場が二手に分かれてしまっていたため、福祉機器の方はのぞいても相談までとは、という人が多かった。また相談をされる方も、「現在週一回のデイケアで入浴の負担をのいでいる。夫の性格などもあり、できる限り在宅で頑張りたい」と、ショートステイ、訪問看護の利用など、胸の内の思いを話された。そのほか四件あり、長時間を要するものもあった。

▼東京都介護福祉士会  
九月六日、中央大学駿河台記念館にて開催。「NO!」

▼岩手県介護福祉士会  
県内六支部ごとに会場を設け、各支部ごとに企画、実施した。内容は、講演会、講習会(手作り装置)、キヤップハンディ(視覚障害者疑似体験、車いす操作)、介護用品・機器展示、血圧測定、車いす等の試乗、栄養補助食品の試食等を行った。各会場ともそれなりの成果をあげた。

その他、各地で介護相談が行われ、介護福祉士の社会的認知度はますます高まって来ている。



# ケアプラン・ケアマネジメントの実務者を養成 介護保険制度導入に備えて次々と研修会

## ◆介護支援専門員の養成講座◆

1. 期 日：平成10年2月13日(金)～14日(土)
2. 会 場：安田生命アカデミア  
東京都府中市日鋼町1-40 電話0423-51-8311
3. 主 催：財団法人 安田生命社会事業団  
社団法人 日本社会福祉士会  
日本介護福祉士会
4. 講座のねらい
  - ・介護支援専門員(ケアマネジャー)の養成としては、各地域で実際に保健・医療福祉の分野において、高齢者のケアに携わっている人材を中心に研修を通して資質の向上を図ることが必要とされています。
  - ・そのためには効果的・効率的な研修を実施し、一定水準以上の資質を有する介護支援専門員を相当規模で確保する必要がありますが、その対象者として、医師・歯科医師・薬剤師・保健婦・看護婦・理学療法士・作業療法士・社会福祉士・介護福祉士等の専門職のうち、高齢者介護の現場で、ケアマネジメントを実施する能力ある者を対象として、実務的な研修を行うことといたしました。
  - ・講義内容は、制度に関する知識及び福祉職に不足しがちな医療・保健等に関する知識・技術を中心に学習していただき、介護支援専門員としての総合的な力を身につけていただきます。
5. 受講資格  
日本社会福祉士会・日本介護福祉士会の会員の方に限ります。  
会員以外で、この講座を希望される方は事前に、社団法人日本社会福祉士会及び日本介護福祉士会に入会されることが受講の条件になります。  
なお、2日間受講された方には、安田生命社会事業団・日本社会福祉士会・日本介護福祉士会の3者連名の「修了証」を発行いたします。
6. 問い合わせ先 ・社団法人 日本社会福祉士会 電話03-5275-3580  
〒102 東京都千代田区麹町4-5 第6麹町ビル30号室  
・日本介護福祉士会 電話03-3507-0784  
〒105 東京都港区虎ノ門1-22-13 西勘虎ノ門ビル3階
7. 定 員：300名(定員になり次第締め切らせていただきます)
8. 受講料：8,000円(税込み、2日間とも昼食付)  
宿泊を希望(先着150名)の方は、別途5,000円(税込み)をお支払ください。[シングルルーム、夕・朝食付]
9. プログラム
  - ・2月13日(金)
    - 9:30～ 開会式典
    - 10:00～ 高齢者新介護システムの基本理念(概論)
    - 11:00～ 介護保険制度論1
    - 12:30～ 昼食・休憩
    - 13:30～ 介護保険制度論2
    - 15:15～ 高齢者ケア総論1・2・3
    - 18:00～ 夕食・休憩
    - 19:00～ 社会福祉士会・介護福祉士会両団体アセスメント  
様式の解説・活用方法(自由参加)
  - ・2月14日(土)
    - 9:00～ 医学的管理サービス方法論
    - 10:45～ 訪問看護方法論
    - 12:15～ 昼食・休憩
    - 13:15～ 地域リハビリテーション論
    - 14:45～ まとめ

### 「ケアマネジメント・ケアプラン」研修会

一 目的  
介護保険導入時における、質的に安定したサービスが提供される為の自立に向けたケアプランの作成及び介護実践の科学化と介護福祉士としての専門領域の確立に向けて、白澤政和先生をお招きし、理論と演習の学びとする。

二 日時  
平成10年1月24日(土) 午前10時～午後4時  
三 場所  
茨城県民文化センター別館(水戸市)

四 内 容  
ケアマネジメントの理論と演習(講師) 白澤政和先生

五 定員 一五〇名  
六 参加費  
会員一五〇〇円(資料代・昼食代込み)  
一般三〇〇〇円(資料代・昼食代込み)

七 申込方法及び問い合わせ先  
事務局 筑波キングス・ガーデン(宇都宮)  
FAX〇二九七二四二二  
四九一(電話の申し込みは致しません)  
八 締切 二月一〇日

### ケアマネジメント実務者研修会

一 目的  
当該研修会では、本会が提案する『生活援助を基礎とした自立支援アセスメント(在宅版)』を主体として、平成八年度高齢者ケアサービス体制整備支援事業における要介護認定モデル事業の認定調査員参加者を対象に、演習を中心とした実務者研修を行うことも

二 日時  
二月二日(日) 九時～

三 場所  
三時

### ケアプラン・ケアマネジメント実務者研修会

一 目的  
参加者が平成九年度のケアプランモデル事業において、ケアプラン作成が円滑に行えるようにすることを目的とする。

二 日時  
二月一日(土) 二時～

三 場所  
三時

四 内 容  
各々の事例をもとに、本会提案のアセスメントシートを実際に使用し、本会のケアプラン作成マニュアルを参照して、ケアプランを作成する。

五 参加者  
介護支援専門員としてモジュール事業に参画している本会会員・その他

六 講師  
講師 森繁樹氏(生活クラブ生活協同組合政策調整役所ホームヘルパー)

七 会場  
会場 大橋佳子氏(荒川区役所ホームヘルパー)

八 費用  
費用 一五〇〇円(資料代・昼食代込み)

### 井形昭弘氏はこんな方

ニュース21号3面でお知らせした「第4回全国研修会」の記事中、特別講演を行ってくださった井形昭弘氏(あいち健康の森健康科学総合センター会長)について、高橋佳子氏(荒川区役所ホームヘルパー)が多数ありましたので、井形氏の履歴を掲載します。

井形昭弘氏の専門は、老年医学、内科学、神経内科、医療情報学などで、現在、国立中部病院・長

井形昭弘氏は、平成四年紫綬褒章、五年武田医学賞、六年日本医師会医学賞などをそれぞれ受賞されています。

井形昭弘氏は、平成四年紫綬褒章、五年武田医学賞、六年日本医師会医学賞などをそれぞれ受賞されています。

介護福祉士向け専門情報誌

## 季刊 介護福祉

購読料(年) 3,440円(送料含む)

財団法人 社会福祉振興・試験センター  
〒150 東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号  
SEMPOSビル Tel(03)3486-7511

### 専門性が支える介護福祉の充実のために

この資格に対する社会の期待も日増しに大きくなり、介護福祉士は、この期待に応えるべく、理念と資質の向上に努力することが責務であると考えます。この季刊介護福祉は介護について徹底した解説と具体的な介護行為を解説するほか、介護に関する最新情報をお届けしております。

購読申込みは、日本介護福祉士会事務局又は、各県介護福祉士会へお申込み下さい。



# 日本介護福祉士会

# 介護保険法が成立

	国	都道府県	市町村
9年度	1	○全国会議Ⅰ(通常会議)	【介護保険関係市町村会議】 ○介護保険事業事務内容の検討 ○準備組織の検討
	2		○介護保険事業事務内容の検討 ○準備組織の検討 ○介護保険事業支援計画策定等予算の検討
	3	○全国会議Ⅱ(臨時国会後) ○介護支援専門員指導者研修者研修継続	【介護保険関係市町村会議】 ○要介護認定事務の委託、介護認定審査会共同設置の検討 ○被保険者管理等国保連委託の検討
	4	○要介護認定基準決定 ○介護保険事業計画等基本方針作成 ○介護報酬基本格案 ○全国会議Ⅲ(介護保険事業計画等) ○事務処理システム標準仕様の提示	○介護支援専門員研修開始 ○要介護認定事務の委託、介護認定審査会共同設置の調整 ○市町村相互財政安定化事業、広域連合等の調整 ○介護保険事業計画等の市町村説明
10年度	1	○介護支援専門員指導者研修継続(通年) ○事業者指定・施設指定基準案の提示	○介護支援専門員研修継続(通年) ○介護保険事業計画の技術的助言 ○ニーズ調査など介護保険事業計画策定作業 ○必要基盤整備量推計
	2		
	3		
	4	○政省令、条例準則等の公布等	
11年度	1	○介護支援専門員指導者研修継続(通年)	○準備組織の設置 ○介護サービス基盤の見込み等とりまとめ
	2	○介護保険運営費の国庫負担等概算要求	○事業者・施設の指定
	3		○介護保険認定審査会設置(受託) ○被保険者管理等運営事務システム稼働 給付申請受付開始、介護認定開始 (○介護保険審査会設置)
	4	○介護保険関係予算の確定	○保険料率の決定 ○介護保険事業計画策定 ○介護保険関係予算の確定
12年度	1	○介護支援専門員指導者研修継続(通年)	○主管組織の設置 ○介護支援専門員研修継続(通年) ○事業者・施設の指導・監督 ○国保連介護給付費審査会設置・業務開始

## 平成12年4月にスタート

平成九年二月九日、介護保険法が、衆議院本会議にて可決され成立した。  
これにより、いよいよ平成十二年四月より新たな介護システムがスタートする。なお、課題となっている介護サービスの基盤整備等については、「介護サービスの基盤整備の推進」に関する決議に以下のように盛り込まれる。

### 介護サービスの基盤整備の推進等に関する決議

我が国は、来たるべき二十一世紀に世界に例のない高齢社会を迎えることが予測されている。  
このような高齢化が進む中で、高齢者介護の問題は、国民の老後生活における最も重要な問題である。  
介護が必要になっても、高齢者が自らの有する能力を最大限に活かし、自らが望む環境で、人生を尊厳を持って過ごすことができるような長寿社会の実現は、人類共通の願いである。  
このような重要な介護問題の解決に向け、今後進むべき方向を明らかにし、着

実に施策を講じていくことは、本院に課せられた責務であり、政府は、特に次の事項について万全の対策を期するべきである。  
一、「保険あって介護なし」とならないよう、介護保険法施行までに介護サービスに関する人材、施設等の基盤整備を着実に進めるとともに、地域間格差の解消に努めること。また、法施行後も高齢者の増加に対応して引き続き介護サービスの基盤整備の推進に努めること。  
二、市町村が制度を安定的に運営できるよう、その意向を十分反映した各般の支援に万全を期すとともに、

### 日本介護福祉士会第4回全国研修会 850名参集し福岡で開催

一月一四、一五日の両日、全国から約八五〇名もの会員が参集し、福岡市のシー・ホテル・福岡大において、日本介護福祉士会第4回全国研修会が開催された。  
今年度は、介護福祉士資格制定一〇周年記念の位置付けをしており、メインテーマは「介護福祉士と自立支援」サテライトは「新介護システムにおける介護サービスの充実を目指して」であり、介護保険導入に備えた介護福祉士の役割を明確化し、さらなる専門性の向上に努めていくことを趣旨として開催した。  
初日は、開会式典に続き、愛知県健康科学総合センター長・井形昭弘氏による特別講演「夢の長寿社会」介護福祉に期待するもの」と題して、夢の長寿社会を支える介護保険制度を介護福祉士の視点から見据えての講演があった。  
続いて、厚生省老人保健福祉局介護保険制度準備室長・高井康行氏による基調講演「公的介護保険について」厚生省社会・援護局施設人材課課長・河野夫氏から「介護福祉士制度一〇年の歩みと介護福祉士の役割」と題して三つの講演が行われた。  
翌日は、会場を福岡大学に移し、午前・午後と八つの分科会による事例研究発表を行った。  
(詳細は2、3面)



開会式で挨拶する田中雅子会長

介護保険法が成立した。この法案は幾度となく浮き沈みをし、成立のタイミングを危ぶまれたものであり、私たちにあっては「やっと」という思いがある。しかし、安心感と同時に一部に不安もある。例えば保険料や利用料を始め介護報酬等、制度の具体的な内容が決まるのは政令・省令であって、これからだ。また、保険あってサービスなし、ということのないように入人材確保や施設整備等を始めとする介護の基盤整備の充実などの課題も多い。また、介護保険法成立とともにサービスを提供する私たち介護福祉士は、利用者にとって一番近い専門職として、その存在と役割がますます重要になり、責任も重くなることを認識しなければならぬ。今後介護福祉士の専門職として研鑽を積み、質の向上を続けることはもちろんのこと、利用者とともに、この介護保険の行方を見守り、必要ならば適宜・適切に意見を述べたいともいえないのではないだろうか。ともあれ、法施行の二十一年紀まであとわずか。この介護保険が適切に運用され、誰もが長生きしてよかったですと実感できる長寿社会が到来することを祈る。そして、その役割の一端を担うことが出来るように介護福祉士でありたいと思ふ。

### スクランブル

# 日本介護福祉士会 第4回全国研修会

特集

## さらなる専門性の向上へ

◆特別講演 井形 昭弘氏(愛知県健康科学総合センター長)

### 「夢の長寿社会」

介護福祉士に期待するもの

わが国は極めて短期間に世界一の長寿国になった。高齢者の人口は合併前のドイツの総人口を超えており、その意味では未来長寿社会の現像は東西両ドイツの合併にも勝る国家的大事業といえる。従来は先進国があり、全ての問題はそ

模倣で対処できた時代もあつたが、今や世界がわれわれの選択に注目しており、超高齢社会はわれわれ自身の手で創造して行かねばならない責務を担ったと言ふべきであらう。二十一世紀の超高齢社会を支える介護保険は、半分公費、半分自己負担、現金給付はしない、要支援の認定などドイツも北欧も違つたわが国独自のものがある。最初から完璧なはずはなく、試行錯誤しながら走りながら考え、間違つたらやり直せばよい。

介護保険制度の導入準備状況について。一、介護保険制度の狙い。誰かが長生きをする高齢社会の到来で核家族化、高齢世帯の増大、女性の社会進出など要介護リスクの増大が介護負担が最大の課題となつており、現行の施策(福祉と医療)は限界にあり、かつ不公平、非効率的で時代の要請に対応した制度が必要となつてきている。二、介護保険制度案

介護を社会全体で支える仕組み、社会保険方式で給付と負担を明確に、利用者への負担を軽減し、利用者の選択により多様な主体(民間活力の導入)から保健医療、福祉サービスを総合的に受ける。介護を医療保険から切り離し社会的入院の解消など支援システムの実現が可能となる。三、主な論点として新ゴールドプランの達成、民間活力の導入にあたり国民同一の指定基準、弾

へと変化してきている。現在では既に日本は「高齢社会」に突入しており、後期高齢者が増加する事を示唆している。家族の形態としては、核家族や共働き家族の増加で、養育もままならず子供を産みにくい環境となつてきている。その為に少子化が進んでいる。また共働き社会の為に、外部のサービスを受けたらりする事が増えてきている。それらサービスが供給主義から、様々なサービスから自分に合ったものをチョイスする需要主義へと変化している。それは介護サービスについても同じで、家族(家庭)のサービスから社会的(よりプロフェッショナル)なサービスへと移行している。

また、病院(施設)に入院するのは、生活のペースを決められてしまつ事であり、決められた事のみをされていると、自立意欲が低下する。自分自身で選択できる事が大切である。二十一世紀に向けて、これまで以上にサービスの質と量の向上が大切である。それを担っていくのが介護福祉士の役割である。

今や守る健康から創る健康へと代り、従来の成人病は生活習慣病と名称が変わつた。老年病は決して老化に伴う宿命ではなく、原因により起る病気であり、その原因はいつの日にか必ず解明され、如何なる老年病も予防、治療が可能となる筈である。陰の部分のハンディキャップを持った高齢者が増え、われわれが手厚く介護することが介護保険の出発点であるが、医学と社会の進歩により未来は現在論じられている暗いものではなく、現実にはますます明るい筈で、明るい長寿社会のイメージを提示するの

もわれわれの責務である。夢の長寿社会を支える介護福祉士としての大切な視点は健康が大前提であり、

え、在宅サービスの充実が求められる中、広島県江田高町社会福祉協議会主任ヘルパー・船井フサ子さん、神奈川県川崎市ホームヘルパー・柴田範子さんが、それぞれ発表した。

発表者二名共に今後の介護保険制度を見据え、ケアプラン、常勤ヘルパーと登録ヘルパーによるチーム運

「在宅サービスの場合、特



### ◆第1分科会

## 在宅介護サービス における ケアマネージメント

第一分科会は「在宅介護サービスにおけるケアマネージメント」在宅介護サービスの充実と支援体制の強化」をテーマに、助言者として生活クラブ生活協同組合政策調整部・森繁樹氏、東京都荒川区役所ホームヘルパー・大橋佳子氏を迎えて行われた。

発表者二名共に今後の介護保険制度を見据え、ケアプラン、常勤ヘルパーと登録ヘルパーによるチーム運



「介護福祉士制度10年の歩みと介護福祉士の役割」

「介護福祉士制度10年の歩みと介護福祉士の役割」

「介護福祉士制度10年の歩みと介護福祉士の役割」

### ▼第2分科会 ホームヘルプサービスと生活支援



「ホームヘルプサービスと生活支援」利用者のためのサービスを提供するため、

「ホームヘルプサービスと生活支援」利用者のためのサービスを提供するため、アシスタントメデイカルディレクター・辻彼南雄氏、広島女子大学生活科学部助教授・太田貞司氏を助言者に迎え、「利用者本位とは」の視点で討議を深めた。

### ▼第5分科会 障害者(児)ケアプランの取り組み

「障害者(児)ケアプランの取り組み」の取り組み、自立を支援する協力体制の確立と介護福祉士の役割」と題し、助言者に社会事業大学社会福祉学部助教授・中島健一氏、厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課・障害福祉専門官・奥野英子氏を迎え、二つの事例発表があった。



紀にむけて在宅サービスの対象者はますます多様化し、特に精神障害者の方へ

### ▼第3分科会 施設ケアプランの取り組み

「施設ケアプランの取り組み」自立への積極的介護サービスの確立に向けて、



「施設ケアプランの取り組み」自立への積極的介護サービスの確立に向けて、

### ▼第4分科会 施設利用者の自立支援と生活支援

「施設利用者の自立支援と生活支援」施設利用者の自立支援と生活支援、施設利用者の自立支援と生活支援、

「施設利用者の自立支援と生活支援」施設利用者の自立支援と生活支援、施設利用者の自立支援と生活支援、

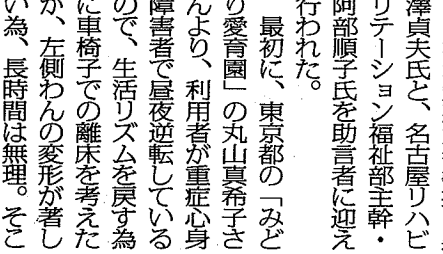


「施設利用者の自立支援と生活支援」施設利用者の自立支援と生活支援、

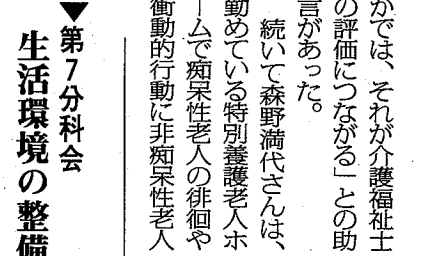
「施設利用者の自立支援と生活支援」施設利用者の自立支援と生活支援、

### ▼第6分科会 障害者(児)の自立と生活援助

「障害者(児)の自立と生活援助」障害者(児)の自立と生活援助、障害者(児)の自立と生活援助、

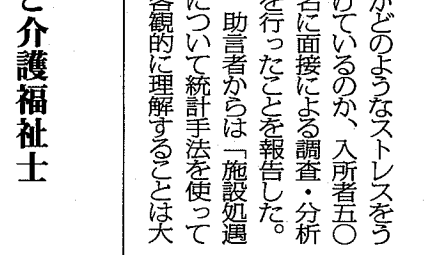


「障害者(児)の自立と生活援助」障害者(児)の自立と生活援助、



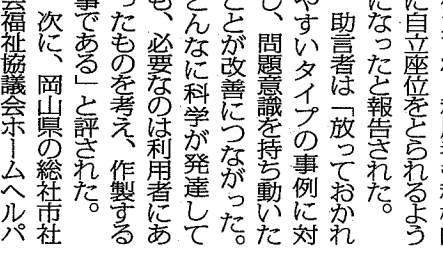
「生活環境の整備と介護福祉士」生活環境の整備と介護福祉士、

「生活環境の整備と介護福祉士」生活環境の整備と介護福祉士、



「介護福祉教育を考える」介護福祉教育を考える、

「介護福祉教育を考える」介護福祉教育を考える、



「介護福祉教育を考える」介護福祉教育を考える、

「介護福祉教育を考える」介護福祉教育を考える、



「介護福祉教育を考える」介護福祉教育を考える、

「介護福祉教育を考える」介護福祉教育を考える、

# 山形支部が設立

平成九年一月二六日、山形県総合福祉センター交流ホールにおいて、山形県介護福祉士会が設立された。

日本介護福祉士会は二月五日第六回理事会において同会を三九番目の支部として承認した。

会長は、田宮二喜子氏(特養大寿荘勤務)。

事務局は愛日荘内、電話番号は〇四三六―三二二七九一(担当高橋)。

## 長野支部 会員一千名越す

長野県介護福祉士会の会員数が一千名を越え、今年度より部会別の研修を行うことになり、十一月十五日、老人施設部会では「高齢者のためのやさしい建築」と題し、長野県建築士会長水支部女性

## ケアマネジメントを三〇〇名が研修

中国・四国ブロック 中国・四国ブロックの各地から約三〇〇名の会員が参加して、二日間に渡り介護福祉士として必要な介護基礎学を交えながらケアマネジメント論・ケアプラン作成について研修した。

## 全国一斉模擬試験を実施

平成九年二月一四日、国家試験受験対策として第二回全国一斉模擬試験を実施した。当日は二七支部、三三会場、約五千名が受験した。受験者には即日採点の後、正解率、平均点等を通知することとしている。本試験に向けて、さらなる努力を期待している。

## 「自立支援アセスメント・ケアプラン作成マニュアル」が刊行される

介護保険法の成立により、いよいよ平成一二年の四月から介護保険はスタートする。この準備体制として平成八年度から要介護の認定モデル事業が始まっている。平成九年度では要介護認定の他に八年度で実施したモデル地域で介護サービス計画(ケアプラン)作成までを行うこととしている。このケアプラン作成の

ツールとして当会が提案した「生活援助を基礎とした自立支援アセスメント」は厚生省ケアプラン専門委員会で検討された五つのアセスメント方式として横並びで紹介されている。そうした中、「生活援助を基礎とした自立支援アセスメント」の記入方法を解りやすく解説した記入マニュアルとして「自立支援アセスメント・ケアプラン作成

の効果が明らかになったことを踏まえ、利用者側の視点に立ち、生活主体である利用者の意志や潜在的な能力に着目して、利用者とともに生活改善を図り、生活領域を拡大することを目的としている。

この本が、介護福祉士必携の自立支援アセスメント・ケアプラン作成マニュアルとして活用されたい。また、モデル地域においてほげこの「自立支援アセスメント・ケアプラン作成マニュアル」を使って、こ

今後、施設版の作成にも取り組む予定である。会員の皆様には「自立支援アセスメント・ケアプラン作成マニュアル」(在宅版)を検証していただき、施設版に對しての意見を述べて頂きたい。

## 第3回日本介護福祉士会 近畿ブロック研修会 開催要綱(案)

- 1、メインテーマ 自立支援のためのケアマネジメント
- 2、主催 日本介護福祉士会、大阪府介護福祉士会
- 3、後援(予定) 厚生省、大阪府、大阪市、大阪府社会福祉協議会、大阪市社会福祉協議会、(社)大阪府地域福祉推進財団、(社)大阪府医師会、(社)大阪市歯科医師会、(社)大阪府薬剤師会、(社)日本社会福祉士会、(社)日本作業療法士会、(社)日本理学療法士会、(社)日本看護協会、朝日新聞社、毎日新聞社、産経新聞社、読売新聞大阪本社、日本経済新聞社、NHK大阪放送局(順不同)
- 4、期日 平成10年2月13日(金)14日(土)
- 5、参加定員 300名
- 6、受講対象者 日本介護福祉士会会員、社会福祉業務従事者、養成校学生、福祉・保健・医療関係者
- 7、開催場所 ホテル「プラザオーサカ」  
大阪市淀川区新北野1丁目9番15号 06-303-1000
- 8、参加費 会員・学生¥3,000 一般¥10,000
- 9、日程
  - ・2月13日(金)第1日目
 

プログラム	内容
12:30~13:30	受付
13:30~14:00	開会式典 主催者挨拶、来賓挨拶
14:00~15:20	行政説明 テーマ「公的介護保険制度の動向をめぐって」(仮題) 厚生省(交渉中)
15:20~15:40	休憩
15:40~17:00	特別講演 テーマ「介護支援専門員の資質について」(仮称) 岩田克夫氏
17:00~18:30	休憩 各部屋へチェックイン
18:30~20:30	懇親会
  - ・2月14日(土)第2日目
 

プログラム	内容
10:00~12:00	研修Ⅰ 介護保険とケアマネジメント
12:00~13:00	昼食
13:00~15:00	研修Ⅱ ケアマネジメント方法
15:00~15:20	休憩
15:20~16:20	研修Ⅲ ケアマネジメント演習
16:20~16:30	閉会式典

## 大阪でケアマネジメントリーダー研修会を開催

二月五日(金)〜七日(日)、大阪のATCエイジレスセンター及びコスモスクエア国際交流センターにおいて、介護保険導入を控えて必要となるケアマネジメント・ケアプラン作成について、各県介護福祉士会のリーダーとなる会員を対象にケアマネジメント研修会を行なった。講師には、森繁樹氏(生活クラブ生活協同組合政策調整部)、大橋佳子氏(荒川区役所ホームヘルパー)、白澤政和氏(大阪私立大学生活科学部教授)を迎え、介護保険制度下の介護福祉士の在り方を追求するとともに、この一月に刊行されたばかりの日本介護福祉士会版「自立支援アセスメント・ケアプラン作成マニュアル」(在宅版)を活用して、ケアマネジメント・ケアプラン作成について研修を行なった。

また、施設版を作成するべきか、との意見も踏まえ、日本介護福祉士会としては、

## 介護福祉 季刊

購読料(年) 3,440円(送料含む)

財団法人 社会福祉振興・試験センター  
〒150 東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号  
SEMPOSビル Tel(03)3486-7511

## 専門性が支える介護福祉の充実のために

この資格に対する社会の期待も日増しに大きくなり、介護福祉士は、この期待に応えるべく、理念と資質の向上に努力することが責務であると考えます。この季刊介護福祉は介護について徹底した解説と具体的な介護行為を解説するほか、介護に関する最新情報をお届けしております。

購読申込みは、日本介護福祉士会事務局又は、各県介護福祉士会へお申込み下さい。



The Japan Association of Certified Care Workers

Vol.24 2月15日号 平成10年(1998年)

# 日本介護福祉士会

## 社会福祉の基礎構造改革について 社会援護局長と意見交換

昨年より、中央社会福祉審議会(委員長・木村尚三郎東京大学名誉教授)の専門分科会で社会福祉の基礎構造改革について検討が始まった。

これを受けて、社会福祉の基礎構造改革を進めるに当たり、今後の検討作業の参考とするため、社会・援護局長と社会福祉関係団体が順次意見交換を行っており、日本介護福祉士会は去る一月二十三日(日)日本社会福祉士会・全国社会福祉施設経営者協議会と共同の「厚生省社会・援護局長室にて意見交換を行った。日本介護福祉士会としての主な意見は、

### 規制緩和と小委員会の最終報告書取りまとめ

行政改革推進のため、平成七年四月より進められていた規制緩和と小委員会(委員長・宮崎勇、大和総研特別顧問)の最終報告書が平成九年十二月四日に取りまとめられた。

①人材確保・確保について  
②人材確保や人材育成の観点から見るなら、厚生行政のみならず文部行政の中にも見直すべき。

急性期疾患から慢性期疾患へと疾病構造が変化し、「医療」から「医療も福祉も」必要な要介護老人の増大に伴い、医療、看護サービスを受け、退院し、家庭で生活支援・介護サービスを受けようとする医療と福祉が別々の場面において提供されてきた従来の状況が、医療・看護サービスと介護サービスが同居や療養型病床群等において連携して提供されることが求められている。

(1) 医療関係資格制度に依る規制緩和  
看護婦と介護福祉士  
看護婦の資格取得する  
看護婦養成機関  
三年以上(三年以上業務)

このため、看護業務と介護業務が制度としては分かれていても、看護業務を担う看護婦と介護業務を担う介護福祉士が、共通の問題意識を持ってチームとして一人の患者に一体的・総合的にサービスを提供していく必要がある。これに加えて、個別の専門性を尊重しつつ、患者の特性やニーズに柔軟に対応していくためには、養成カリキュラムの弾力化を図っていく必要がある。

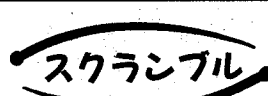
### 平成十年の新たな課題

日本介護福祉士会会長 田中 雅子

昨年十二月に介護保険法がようやく成立した。成立に至るまでさまざまな紆余曲折があったが、この介護保険法成立に至る課程で、介護福祉士や社会福祉士という社会福祉領域の専門資格制度がないまま、介護保険制度の議論がなされてきたとするならばどのようなものであったろうか。昭和六十二年に介護福祉士制度が発足して十年が経ち、すでに介護福祉士資格取得者は十万人を越えている。

おわりに、平成十年度は本会設立時からの課題である社団法人化に向けて具体的な検討をすすめていきたい。課題達成するには山積しているさまざまな問題があるが、関係各位のご支援ご協力を得ながら、会員の総意を結果として目標を達成したい。

また、将来的には、看護婦と介護福祉士のそれぞれ業務の独立性・専門性を尊重しつつ、介護福祉士養成カリキュラムの専門科目の一部について、看護婦養成カリキュラムの専門科目として評価できる内容となっている場合には単位認定が図られるよう、検討がなされることを期待する。



▽この秋、ドイツへ旅行し、ミュンヘンから他の町へ移動する車中でのことである。かなり高齢の老人が、私たちの座席の横を通り過ぎたとき、その強い尿臭に思わず顔を合わしてしまった。見なれはキチンとしているもののその足取りは、同行者がいないのを不思議に思わすもういっ程不安定なものであるドイツでは介護保険がすでにスタートしており、認定に応じた給付が行われている。昨年から施設サービスの給付も始まったという。この老人の姿からその制度について言及するつもりはないが孤立と自立はなぜか似ている。この老人の姿を見て感じたようにして我国でも法律が成立して平成十二年のスタートに向けて準備が始まった。その介護の目的は自立支援である。自立とは自分で決めてその決定に自分で責任を持つことから始まる。時には孤立する事も求められることもあるが自分への決定を他者に委ねてきた人々に果たしてこの自立という思想は定着するであろうか。また、それを支援する仕組みを整えることが出来るだろうか。大きく肩のゆるめる老人の後ろ姿を眼で追いつながらふと考えてしまった。そして、自立した介護生活が、豊かなものとなるのか、私たち介護福祉士の責務は大きいと改めて気を引き締めた。

# 社会福祉の基礎構造改革について(主な論点)

## 平成9年11月25日 社会福祉事業等の在り方に関する検討会

当検討会では、社会福祉の基礎となる制度の在り方について議論を行ってきたが、その議論の内容を踏まえ、主要な論点について以下のとおり整理を行った。

### 1 改革の方向

○少子・高齢化の進展、核家族化や女性の社会進出による家庭機能の変化などに伴う福祉需要の増大・多様化に対応して、社会福祉制度も弱者救済にとどまらず国民全体の生活の安定を支える役割を適切に果たしていくことが期待されている。

○こうした変化に対応して、社会福祉の各分野においても、児童福祉法の改正や介護保険法案の提出など、国民の自立支援、選択の尊重、サービスの効率性の向上などを旨とした取組が行われている。

○しかしながら、社会福祉事業、社会福祉法人、福祉事務所などの社会福祉全般を支える基礎構造については、昭和二十六年の社会福祉事業法制定以来、基本的な枠組みが維持されたままである。このため、低所得者等を対象とした行政処分による一律のサービス提供、福祉事務所等の役割が地域の福祉需要の変化に十分対応していないことなど、時代の要請と合わない部分が出てきている。

○また、最近、社会福祉法人に関連した不祥事の発生が見られるが、こうした事件の背景には、現在の社会福祉制度が抱える構造的な問題があると考えられる。

○したがって、将来にわたって増大・多様化する福祉需要に的確に対応し、利用者の信頼と納得の得られる質の高い福祉サービスを効率的に確保していくためには、社会福祉の基礎構造全体を抜本的に改革し、強化を図る必要がある。

○個人の自己責任による解決を委ねることが適当でない生活上の問題に際し社会連帯の考え方に立った支援を行うことにより個人の自己実現と社会的公正の確保を図ることを社会福祉の基本理念として、次のような方向に沿った改革を進めるべきである。

●対等な関係の確立  
サービスの利用者や弱者保護の対象として扱われるのではなく、個人の自立と自己実現を支援する福祉サービスにふさわしい、利用者やサービス提供者との対等な関係を確立する。

●個人の多様な需要への総合的支援  
心身の状況や家族環境などに応じて個々の利用者が持つ様々な需要を総合的に満たせることにも、それに対応して必要となる福祉・保険・医療等の各種のサービスが地域において相互に連携し、効果的に提供される体制を構築する。

●信頼と納得が得られる質と効率性  
サービス利用や費用負担について、国民の信頼と納得が得られるよう、適正な競争を通じて良質なサービスの効率的な提供を確保する。

●多様な主体による参入促進  
利用者の幅広い要望に応えるため、多様な提供主体による福祉サービスへの参入を促進する。

●住民参加による福祉文化の土壌の形成  
社会連帯の考え方に基き、幅広い住民の積極的な参加を得て豊かな福祉文化の土壌を形成する。

●事業運営の透明性の確保  
サービスの内容や事業運営に関する情報を公開し、利用者による適切なサービスの選択と事業運営に対する信頼を確保する。

●なお、制度全般の改革とあわせて、生活保護制度が今後とも国民生活の安全網(セーフティネット)としての役割を適切かつ効果的に果たせるよう、その在り方について検討する必要がある。

### 2 主な検討事項

具体的な改革を進める上で検討すべき主要な事項として、次のようなものがあげられる。

#### (社会福祉事業)

○現行の社会福祉事業の概念を見直すとともに、その範囲、区分、規制、助成等の基本的な在り方について検討する必要がある。

○社会福祉法人には、行政機関からの措置委託に係るサービスの提供だけでなく、幅広い事業実施が望まれる。ボランテニア団体や住民参加型民間団体などの活動の

社会福祉事業における位置づけや社会福祉法人格の取得を可能にする必要がある。この場合、これらの団体の持つ活力や創造性が失われないような配慮が必要である。

○民間企業等の多様な主体の参入促進の方策を検討する必要がある。

○個々の対象者が持つ様々な需要に対応した包括的な生活支援のためのサービスの提供が必要である。このため、地域における各種サービス間の調整や総合的な助言・相談が行える体制について検討する必要がある。

(措置制度)  
○現行の措置制度は、一般的に事業の効率性や創意工夫を促す誘因に欠け、利用者にとってはサービスの選択や利用しやすい面で問題がある。また、事業者補助であるため透明性を欠き、これが腐敗につながる場合もある。

○このため、行政処分を行うことによりサービスを提供する措置制度を見直し、個人が自ら選択したサービスを提供者との契約により利用する制度を基本とする必要がある。

○この場合、サービスの利用に必要な費用を全手利用者自身の負担とするのではなく、社会連帯の考え方に基き、公的助成を行うことにより、利用者を支える仕組みが必要である。また、この助成は、介護保険制度の考え方のようにより利用者へ提供されるサービスに着目したものである。

○これを通じて、事業者にとっても、良いサービスを効率的に提供することが経営状態の改善につながることを促す必要がある。

○また、公的費用負担の対象となるサービスと併せて、より快適な環境や付加的なサービスを自らの負担により購入できる仕組みとする必要がある。

○自己決定能力が低下している者については、その者の権利を擁護し、本人の意向を尊重したサービスの利用が可能となる制度が必要である。

(サービスの質)  
○サービスの質を確保するためには、サービス提供の中心となる担い手となる専門職の位置づけ及び専門職とそれ以外の従事者との関係について検討する必要がある。

形的な基準は、公的基準によって質を確保すべき事項に重点化した上で、サービスの内容についても基準を定める必要がある。

○契約による利用に対応し、消費者保護の観点からの規制が必要となる。

○さらに、サービスの内容に関する情報を公開し、利用者による適切なサービスの選択を可能にするとともに、専門家による客観的な質の評価制度の導入・拡大について検討する必要がある。

○福祉サービスに対しサービス利用者の意見が反映され、権利が擁護される仕組みを検討する必要がある。

○都道府県による監督指導は、会計経理などにとどまらず、サービスの質と効率性の向上につながる手法について検討する必要がある。

(効率化)  
○事業者間の適正な競争を促進することを通じてサービスの提供の効率性の向上を図る必要がある。

○また、機械化、省力化、外部委託の推進などの、効率性向上のための方策について検討する必要がある。

(施設整備)  
○社会福祉施設の整備に当たっては、設置者自身にも一定の自己負担を求めているが、施設が大規模化した今日、これを寄付による償還することは事実上困難になってきている。

○措置制度の見直しの際に、効率的な経営が質の向上と業務の拡大につながるよう、サービスの対価としての収入を施設設備の費用に充当することを認めるなど費用調達の在り方を検討する必要がある。

(社会福祉法人)  
○福祉サービス分野への多様な主体の参入が進む中で、社会福祉法人が今後果たしていくべき役割や意義について検討する必要がある。

○社会福祉法人設立等の要件の見直しについて検討する必要がある。

○社会福祉法人の大半は一施設のみを経営しているが、社会福祉法人の規模の在り方について検討する必要がある。

○法人・事業の適正な運営を図るためには、規制強化ではなく、外部監査の導入や情報開示など自主的な取組を促進する必要がある。

○理事会、評議員会など、社会福祉法人の経営管理組織の在り方について検討する必要がある。

○社会福祉法人に対する監査を有効なものとするため、国と都道府県・市との役割分担と監査の在り方について検討する必要がある。

○社会福祉協議会、ボランテニア団体等)  
○社会福祉協議会は、ボランテニア団体、住民参加型民間団体、保健・医療関係団体、生活協同組合、農業協同組合、企業、労働組合などと協働して、地域におけるネットワークの構築や身近な生活支援活動に一層取り組む必要がある。

○民生委員・児童委員について、一人暮らし高齢者等の訪問や相談など実際に地域の中で果たしている役割にふさわしい位置づけを行う必要がある。

(共同募金)  
○募金方法や、県単位、過半数配分などの配分方法の見直しについて検討する必要がある。

(人材養成・確保)  
○福祉分野の人材確保についても市場原理の活用を考慮すべきである。それによって、福祉分野の仕事に対する社会的評価の向上、業務の省力化及びサービスの高度化がもたらされることになる。

○他の分野からの人材の参入を促すためには、福祉の現場で働きながら資格が取得できるよう仕組みが重要である。

○社会福祉の専門職の養成とあわせて、福祉施設での介護体験・実習の受け入れなどを通じて、福祉の仕事に対する幅広い関心と理解を得る努力が必要である。

○保健・医療・福祉の連携や、適切な説明により利用者の理解を得ることなど、利用者への配慮・倫理面を重視した人材養成が必要である。

○福祉系大学等が専門職養成のために必要な実習教育、研究のための付属実習施設を持つことを認めるなど福祉系大学の教育や研究の質の向上を図るべきである。

(地域福祉計画)  
○まちづくりの視点も含めた地域福祉計画の策定について検討を進める必要がある。その策定に当たっては、民間の発想をできるだけ取り入れる方式を取り入れるとともに、計画づくりの過程を通じて公民の役割分担についての合意を形成することを検討する必要がある。

(福祉事務所)  
○保健所、市町村保健センター、福祉関係の各種相談所と福祉事務所との連携、統合など、地域における保健・医療・福祉の総合的な行政実施体制の在り方について検討する必要がある。

○福祉事務所については、地域における役割と併せて必置規制の在り方などについて検討する必要がある。

○また、福祉事務所職員等の任用に必要な社会福祉士等の資格についても、自治体の人事における専門職の処遇、福祉事務所や社会福祉施設職員の必要とする専門性との関連において見直す必要がある。

# 介護支援専門員実務研修 受講試験対象者の範囲について

介護支援専門員については、八四年の老人保健福祉法、八四年の老人保健福祉審議会、「医師、歯科医師、薬剤師、保健婦、看護婦、OT、PT、社会福祉士、介護福祉士等の保健・医療・福祉の専門職のうち、一定の実務経験を有し、所要の研修を修了した者とする」と考えられることとされてきたが、昨年五月の高齢者ケアサービス体制整備検討委員会報告で「介護保険制度の円滑な運営のためには相当数の介護支援専門員の養成が必要」と審議会が「医師、歯科医師、保健・医療・福祉の専門職以外についても、現在、高齢者介護の現場で活躍している者で介護保険制度の実施後ケアマネジメントを実施するものについては、幅広く対象者とするなど、制度の運用については弾力的に行う必要がある」とされた。

## 介護支援専門員実務研修受講試験実施要綱(案)

1、目的  
介護支援専門員実務研修受講者に対して介護及び介護支援専門員の業務に関する演習及び実習を主体とする実務的な研修を行うに際し、事前に必要な専門知識等を有していることを確認するための試験を実施することにより、高い資質を確保することを目的とする。

2、実施主体  
介護支援専門員実務研修受講試験(以下「試験」という。)の実施主体は、都道府県又は都道府県の指定した者とする。

3、対象者(審議会において検討中)

- 4、試験の実施方法等  
都道府県が実施する試験事務内容については次のとおりである。詳細については別紙「都道府県介護支援専門員実務研修受講試験事務規定基準(案)」によるものとする。
- (1) 都道府県介護支援専門員実務研修受講試験委員会(以下「試験委員会」という。)の設置
  - (2) 試験委員会に係わる試験問題の選定
  - (3) 試験の実施に係わる試験実施予定日時、場所その他必要な事項の広報等
  - (4) 試験申込書の受付、確認、受験票の送付等
  - (5) 試験問題の印刷
  - (6) 試験の実施
  - (7) 答案の採点・合否の決定等
  - (8) 合格通知の交付
  - (9) その他介護支援専門員実務研修について、1の目的を達成するために必要な事務

当面の介護支援専門員実務研修関係の流れ(全国担当課長会議資料)

期間	国	都道府県
1月中旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>課長会議開催</li> <li>医療保険福祉審議会</li> <li>老人保健福祉部会</li> <li>国試験委員会設置</li> <li>試験問題作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例制定準備(6月議会)</li> </ul>
2月上旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>標準テキスト刊行</li> <li>実務研修実施要綱通知(含む試験要綱)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象者に標準テキスト普及</li> </ul>
2月中旬 2月下旬		<ul style="list-style-type: none"> <li>試験・実務研修準備</li> <li>試験委員会の設置</li> <li>試験事務準備(試験問題印刷、受験案内、願書受付等)</li> </ul>
3月上旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療保険福祉審議会</li> <li>老人保健福祉部会</li> </ul>	
3月下旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>省令制定</li> </ul>	(学習期間)
10年度 6月		<ul style="list-style-type: none"> <li>議会において手数料条例制定</li> </ul>

### 介護支援専門員の実務研修受講試験の対象者の範囲(案)

- 医師
- 歯科医師
- 薬剤師
- 保健婦(士)
- 助産婦
- 看護婦(士)、准看護婦(士)
- 理学療法士
- 作業療法士
- 社会福祉士
- 介護福祉士
- あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師
- 栄養士(管理栄養士を含む。)
- 義肢装具士
- 言語聴覚士
- 歯科衛生士
- 視能訓練士
- 柔道正復士
- 精神保健福祉士
- 別に定める相談援助業務に従事する者(別紙1)
- 別に定める介護等の業務に従事する者(別紙2)

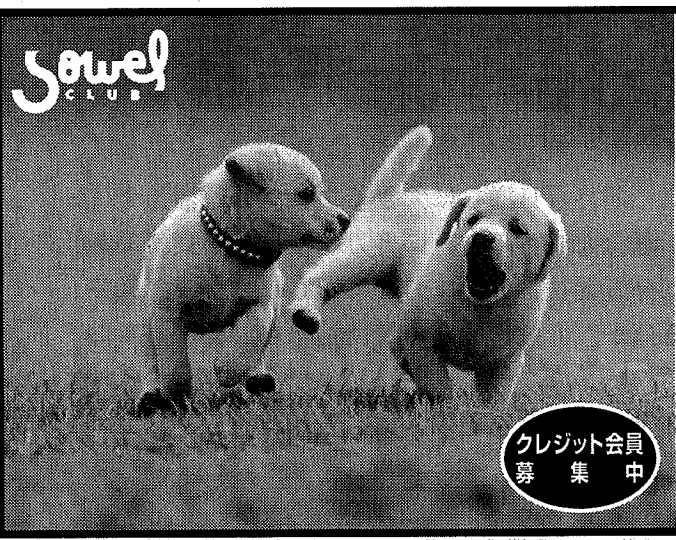
審議会老人保健福祉部会では介護支援専門員の実務研修受講試験の対象者の範囲については大幅に認めている。(別表)

なお、介護支援専門員の実務の確保の観点から「実務研修の前提となる試験の対象職種はできる限り幅広く認めることとする」一方、試験により、介護保険制度、要介護認定、介護支援サービス(ケアマネジメント)の理念、方法などの基本的

な知識を確認することともに実践的な実務研修を通じて、高い資質を確保することを基本方針としている。また、その上で、介護支援専門員の養成後において、継続的な現任研修の実施や居宅介護支援事業者に関する情報の提供や利用者選択の自由を確保することを通じて、より質の高い介護支援専門員が育成されるよう十分な施策を講じていくこととする。

### 介護支援専門員の実務研修受講試験の対象者の範囲に必要な実務経験の基準(案)

- 実務経験は、次の期間をいう。
- 原則として、介護支援専門員の実務研修受講試験の対象者の範囲(要援護者の自立を支援するための相談・援助業務又は介護サービス(これに関連する保健・医療・福祉サービスを含む。)であって人に対する直接的な援助である業務に従事する者)の業務にあった期間が通算5年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が900日以上であること。
- ただし、別紙2のうち、社会福祉主事任用資格を有する者又はホームヘルパー養成研修2級課程に相当する研修を修了した者以外の者については、介護支援専門員の実務研修受講試験の対象者の範囲の業務にあった期間が通算10年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が1,800日以上であること。
- なお、当該従事期間は、個々の実務経験を通算して計算するものとする。(例) 訪問介護員(ホームヘルパー)3年の実務経験があり、その後、介護福祉士資格を取得し介護福祉士としての業務に2年以上従事した者の場合は、通算5年と計算する。(訪問介護員3年+介護福祉士2年=5年)
- 実務経験の確認方法については、使用者又は施設、事務所等の長による「実務経験証明書」により確認を行うこととする。
- なお、言語聴覚士、精神保健福祉士については、新しい資格制度であるため、平成12年度から5年については、なんらかの経過措置を設けることを検討している。



くらし楽しく、  
こころ豊かに。  
ソウエルクラブ

- 申請されましたか?
- 前年度から継続加入する会員に、健康生活用品をプレゼント
  - 新規加入法人の会員に、加入記念品をプレゼント
  - 成人病予防健診費用の助成(政管健保以外の健診でも助成)
  - クラブ・サークル活動への助成 ●長期勤続者への記念品の贈呈
  - 出産お祝品の贈呈 ●指定保養所への助成による割引宿泊
  - 会員や会員の配偶者が死亡した場合、弔慰金を支給
  - 会員が就業中または通勤途上でケガをされた場合、傷害保険金を支給
- 平成10年度からのサービスのご案内
- 会員が働きながら社会福祉関連専門資格を取得した場合、記念品を贈呈
  - 指定保養所優待券を1室1枚から、会員1人に1枚配布で格安に宿泊
- 社会福祉法人福利厚生センター お問い合わせは ☎0120-292-711まで

がんばってます

各県支部活動

《今後の予定》

○香川県 定例研究会

香川県介護福祉士会は二月二十一日(土)午後一時から香川県社会福祉総合センターで第六回研修会を行う。テーマは「身体障害者の制度と障害者プラン」、講師は池上美智子氏(身体障害者療護施設・瀬戸療護施設)。

○香川県 定例研究会

香川県介護福祉士会では平成10年1月の定例研究会を二月三十一日(土)に行った。今回は、昨年の研究会を二月三十一日(土)に行った。今回は、昨年の研究会を二月三十一日(土)に行った。

○静岡県 定例研究会

静岡県介護福祉士会は一月十八日(日)、東部支部事業として「介護保険・今」と題して講演とバスセッションを行った。「施設から見た介護保険」のテーマで平井章氏(社会福祉法人十

字の園事務所長)、「ホームヘルプサービスを通じた今後の在宅福祉サービス」テーマで林香代子氏(静岡市社会福祉協議会在宅福祉係長)が介護保険導入後の施設と在宅について話した。

悪天候の中270名が参加

静岡の事前講習会

「介護支援専門員実務研修受講試験」のための事前講習会が各地で開催されているが、静岡県介護福祉士会は一月十五日(木)、会員や一般の方を対象に静岡県総合社会福祉会館で六時間の事前講習会を行った。当日は悪天候にもかかわらず、270名が参加した。森主幹は「介護保険の仕組み」について講演し、県内のサービス利用状況と介護福祉士が福祉分野で活躍

第10回介護福祉士国家試験

過去最高3万人が受験



第一〇回介護福祉士国家試験が、一月二十五日(日)に、全国二都市二の試験会場で行われた。昨年より、受験資格が拡大されたこともあり、受験者数は過去最高の三万四一〇人となった。高松会場では晴天となったが、寒さは厳しく試験会場での暖房設備はなく、カイロ一つで試験に挑んだ。「今年の問題は、今までの問題集に出ていないひねった問題が多く難しかった」(二四歳寮母)、「職場の先輩の多くが資格を取

っているのも私ごと、試験は前半の社会福祉概論等が難しかった」(三二歳寮母)等のコメントがあった。また、筆記試験合格発表は二月二十日、実技試験は三月八日、合格発表は三月三十一日となっている。なお、日本介護福祉士会のほとんど支部では筆記試験合格者を対象に実技試験に向けての講習会も行っている。

ケアマネジメント・ケアプラン

関東・甲信越ブロック研修会

介護保険制度施行まで、緊急に養成準備が必要とされるケアマネジャーにたいしての質を確保するため、各支部で行っているケアマネジメントの理論と実践及びケアプラン立案のためのブロック別研修会を一月二十四日(土)茨城県県民文化センターにおいて開催した。

今後の予定

●「ケアマネジメント・ケアプラン」リーダー研修会 日時平成10年3月7日

日本ホスピス・在宅ケア研究会のお知らせ

日本ホスピス・在宅ケア研究会は7月、第6回大会を山梨県で開催する。開催要綱は以下のとおり。

1. テーマ 「生命(いのち)の輝き」～本音をききたい語りたいたい～
2. 期日 7月4日(土)5日(日)
3. 会場 アビオ甲府
4. 参加費 医療福祉従事者5,000円 患者市民学生3,000円
5. プログラム(予定)
  - 特別講演1 「緩和ケアとインフォームドコンセント」 武田文和氏(埼玉県立がんセンター総長)
  - 2 「介護保険前夜」～医療と福祉の架橋～ 岡本祐三(神戸市看護大学教授)
  - 教育講演1 「がん治療における緩和医療の現状と将来」 向井雄人(都立駒込病院学療法科医長兼緩和ケア科医長)
  - 2 「韓国のホスピスケア」 W.SOOK MD(韓国ホスピス協会副会長)
  - 3 「ターミナルケアにおけるナースの役割」 吉田智美(神戸大学医学部附属病院婦長)
  - 4 「家族ががんになった時」～がん患者をどうささえるか～ アルフォンス・デーケン(上智大学文学部哲学科教授)
  - ホスピス初級講座
  - 市民と医療を結ぶ部会 「本音で語ろう市民の集い」
  - 看護部会 「看護ケアとコミュニケーション」
  - 宗教部会 「生命のトライアングル・それぞれが求めるもの」～果たして宗教は「いのち」を救えるか～
  - シンポジウム 「老人性痴呆」
  - 徹底討論 「安楽死・尊厳死」
  - 癒しのコーナー
  - 一般演題、語り合うコーナー
6. 申込先 山梨大会実行委員会 〒400-0042 山梨県甲府市高畑1-21-2永照寺幼稚園内 TEL 0552-24-6849 FAX 0552-27-9595

日本介護福祉士会第5回通常総会

- ◇日時 平成10年5月16日(土)
- ◇場所 東京・マツダホール(マツダ八重洲ビル9階)
- ◇記念講演 聖路加看護大学学長 日野原 重明氏

介護福祉士向け専門情報誌

季刊 介護福祉

購読料(年) 3,440円(送料含む)

財団法人 社会福祉振興・試験センター 〒150 東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号 SEMPOSビル Tel(03)3486-7511

専門性が支える介護福祉の充実のために

この資格に対する社会の期待も日増しに大きくなり、介護福祉士は、この期待に応えるべく、理念と資質の向上に努力することが責務であると考えます。この季刊介護福祉は介護について徹底した解説と具体的な介護行為を解説するほか、介護に関する最新情報をお届けしております。

購読申込みは、日本介護福祉士会事務局又は、各県介護福祉士会へお申込み下さい。







平成十年二月三、四日の二日間わたって平成九年度日本介護福祉士会近畿ブロック研修会が、大阪市淀川区のホテルプラザオースカで開催された。近

# 近畿ブロックが熱気あふれる研修会

各県の会員三九〇名が参加し、熱気あふれる研修会となった。

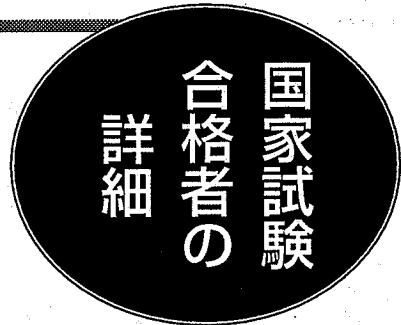
初日は開会式典に続き、厚生省老人保健福祉局・介護保険制度施行準備室の室橋和浩氏の「介護保険制度について」の行政説明があり、引き続き、全国在宅介護支援センター協議会会長の岩田克夫氏による「これから介護福祉士に求められるもの」と題しての特別講演があり、岩田氏は「今後ますます介護福祉士の質の高さが要求されるようになり、自己研鑽を今後も継続することが重要である」と話された。

二日目は、大阪市立大学生活科学部人間福祉学教授の白澤政和氏によるケアマネジメント理論の講義とグループ単位による演習が行われ、充実した研修会となった。

## これまでの試験結果

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回
受験者数	11,973名	9,868名	9,516名	9,987名	11,628名	13,402名	14,982名	18,544名	23,977名	31,567名
合格者数	2,782名	3,664名	4,498名	5,379名	6,402名	7,041名	7,845名	9,450名	12,163名	15,819名
合格率	23.2%	37.1%	47.3%	53.9%	55.1%	52.5%	52.4%	51.0%	50.7%	50.1%

(注) 第7回については、平成7年7月23日(筆記試験)、平成7年8月27日(実技試験)に実施した再試験の結果を含む。



## 合格者の内訳(1) 性別

区分	男	女	計	備考
人数	2,050	13,769	15,819	( ) 内は第9回の結果
(人)	(1,296)	(10,867)	(12,163)	
割合	13.0	87.0	100.0	
(%)	(10.7)	(89.3)	(100.0)	

## 合格者の内訳(3) 年齢別

年齢区分	人数(人)	割合(%)	備考
~20	976 (875)	6.2 (7.2)	( ) 内は第9回の結果
21~30	4,319 (2,922)	27.3 (24.0)	
31~40	3,482 (2,738)	22.0 (22.5)	
41~50	5,539 (4,422)	35.0 (36.4)	
51~60	1,450 (1,164)	9.2 (9.6)	
61~	53 (42)	0.3 (0.3)	
計	15,819 (12,163)	100.0 (100.0)	

## 合格者の内訳(2) 職種別

区分	受験者数	合格者数	合格率	割合
総数	31,567人	15,819人	50.1%	100.0%
社会福祉施設の寮母等	20,029	9,896	49.4	62.6
老人福祉施設の寮母等	13,059	6,577	50.4	41.0
身体障害者福祉施設の寮母等	1,094	515	47.1	3.3
保護施設、児童施設の寮母等	800	408	51.0	2.6
老人保健施設の介護職員	4,542	2,139	47.1	13.5
その他の社会福祉施設の寮母等	534	257	48.1	1.6
ホームヘルパー	4,255	2,703	63.5	17.1
医療機関(療養型病床群等)の看護補助者	2,601	1,004	38.6	6.3
福祉系高等学校(NHK学園高校専攻科)	4,101	1,954	47.6	12.3
その他	581	262	45.1	1.7

注)「その他」は、介護等の便宜を供与する事業を行う者に使用される介護職員、個人の家庭で就業する家政婦のうち介護業務を行っている者及び労災特別介護施設の介護職員である。

## 合格者の内訳(4) 都道府県別

北海道	784	東京都	1,084	滋賀県	150	香川県	166
青森県	258	神奈川県	735	京都府	325	愛媛県	272
岩手県	241	新潟県	424	大阪府	734	高知県	198
宮城県	251	富山県	192	兵庫県	469	福岡県	651
秋田県	259	石川県	294	奈良県	146	佐賀県	148
山形県	183	福井県	223	和歌山県	167	長崎県	362
福島県	239	山梨県	92	鳥取県	155	熊本県	471
茨城県	246	長野県	359	島根県	208	大分県	220
栃木県	152	岐阜県	311	岡山県	275	宮崎県	289
群馬県	203	静岡県	495	広島県	470	鹿児島県	432
埼玉県	540	愛知県	529	山口県	315	沖縄県	205
千葉県	473	三重県	279	徳島県	145	計	15,819

(注) 合格者の受験時の住所地による。

※介護福祉士登録者 103,790名(平成10年2月現在)

## 介護福祉士に関する動き 1月~3月

●平成10年度国家予算案のうち社会保障費関係は一四兆四一八〇億円となった。

●厚生省施設人材確保対策として「介護福祉士養成のための実習指導者特別研修過程の拡大」に五二八万円、「介護福祉士等修学資金貸付事業」に三億五二一九万円などの予算がつけられた。

●厚生省は一月十三日、全国介護保険担当課長会議を開き、介護保険制度の準備作業とその日程などについて説明した。

●十年度の介護基盤整備は介護保険事業計画の作成が進められることになる。

●また、要介護認定基準、介護支援専門員についての準備作業も詳細が示された。

●全国厚生関係部局長会議の指示・連絡事項のうち、介護福祉士関係は次の通り。「介護福祉士・社会福祉士の養成強化①介護福祉士の養成強化②介護福祉士養成施設の新設や定員増の予定のある場合、適切に指導すること③実習指導者養成課程④定員を四百人に増員するのことで、養成課程への参加が積極的にされるよう関係施設へ周知すること⑤社会福祉士会・介護福祉士会への支援⑥地域での円滑な活動が行われるよう支援すること⑦介護福祉士会未設置の府県はすみやかに組織化を図られるよう積極的に支援すること⑧社会・援護局」

●医療保険福祉審議会老人保健福祉部会は二月十七日、第四回会合を開き、介護保険制度の基盤整備の基となる「介護保険事業計画」について審議した。

●第二期介護支援専門員指導者研修が二月九日、東京で始まった。九日には第一班として一五三人が参加、三月にかけて六日間の研修を行う。今期も五〇〇人程度の指導者を養成する。

●厚生省は三月四日、社会・援護局主管課長会議で、介護保険制度の導入に伴って創設される生活保護制度上の「介護扶助」の給付事務手続きの全体の流れについて明らかにした。それによると、医療扶助における医療費同様の「介護費」によって現物支給されることになる。

●医療保険福祉審議会老人保健福祉部会は三月九日、会合を開いた。厚生省はその席で、「介護保険事業計画」の基本方針について、概ねの案を示した。

●厚生省は三月十一日、全国高齢者保健福祉関係主管課長会議を開き、十年度予算案及び事業執行方針などについて説明した。介護保険制度施行準備室担当者、当面の介護支援専門員実務研修関係の流れと十年度の介護保険関係新規事業についての説明があった。

●医療保険福祉審議会老人保健福祉部会は三月二十三日、厚生大臣から諮問のあった介護支援専門員に関する省令について了承、答申した。これにより、介護支援専門員の対象となる者の範囲が示された。



# 一日中が介護福祉

山形県介護福祉士会会長  
田宮二喜子さん

昨年十月、山形県介護福祉士会が発足、初代会長が田宮さんである。

田宮さんは第一回試験の合格者。この仕事に就いたのは子供三人を育て上げた三十四才の時。受験資格はあったが当初は、「私は中卒。試験なんてとても無理」とまっ

た。直前に社長命令が出て試験、合格したが、「資格にふさわしい中身をつけたら」と、平成三年からの二年間、NHKの通信教育で社会福祉専攻科コースを受講。その関係で引き受けた通信教育の

実習コーディネーターも今年で三年目。会長職と

た田宮さんの役目。お母さんもお母さんを見て育ったのだ。「人間が大好き

た。直前に社長命令が出て試験、合格したが、「資格にふさわしい中身をつけたら」と、平成三年からの二年間、NHKの通信教育で社会福祉専攻科コースを受講。その関係で引き受けた通信教育の

実習コーディネーターも今年で三年目。会長職と

た田宮さんの役目。お母さんもお母さんを見て育ったのだ。「人間が大好き

た。直前に社長命令が出て試験、合格したが、「資格にふさわしい中身をつけたら」と、平成三年からの二年間、NHKの通信教育で社会福祉専攻科コースを受講。その関係で引き受けた通信教育の

実習コーディネーターも今年で三年目。会長職と

た田宮さんの役目。お母さんもお母さんを見て育ったのだ。「人間が大好き

た。直前に社長命令が出て試験、合格したが、「資格にふさわしい中身をつけたら」と、平成三年からの二年間、NHKの通信教育で社会福祉専攻科コースを受講。その関係で引き受けた通信教育の



## 第5回全国研修会 事例募集

今年で五回目となる全国研修会を右記の要綱で開催する予定である。については、八つの分科会の事例を全国の会員より幅広く募集する。募集方法は、各県の支部長に通知するとともに、ニュースの研究発表要旨登録票を拡大コピー(A4サイズ程度)するか、日本介護福祉士会事務局に研究発表要旨登録票を請求の上、研究発表要旨登録票に必要事項を記載して五月十日迄に日本介護福祉士会事務局研修担当宛まで送ることとする。(事例の概要については、二百〜四百字程度とする。なお、事例発表者の決定については後日、本人宛に通知するものとする。

## 研究発表要旨登録票 (5月10日締切)

平成 年 月 日提出

ふりがな	_____			会員番号	_____	都道府県	_____
氏名	_____			_____	_____	_____	_____
スライド	使用・不要	OHP	使用・不要	当日配布資料	有・無		
所属名	_____			所属長名	_____		
勤務先	〒 _____			FAX	_____		
職種	_____			種別	_____		
自宅	〒 _____			FAX	_____		
連絡先	1.自宅 2.勤務先 どちらかに○をつけてください。						
発表テーマ	_____			分科会	_____		
発表概要(内容)	_____						

# 第5回全国研修会 開催要綱(案)

### 1. 趣旨

21世紀の介護福祉サービスの担保と実践・研究を通して専門的技術の開発、自立支援に向けた積極的介護の展開を図る。

他専門職との情報の共有により、ケアマネジメント技術の向上及び介護福祉サービスの充実を図り、専門職としての介護保険制度の中での役割を認識する。

### 2. テーマ 「介護福祉士と自立支援」

—21世紀の介護福祉サービスのあり方を考える—

### 3. 主催 日本介護福祉士会

### 4. 後援(予定) 厚生省・岡山県・全国社会福祉協議会・岡山県社会福祉協議会

### 5. 期日 平成10年11月13日(金)~14日(土)

### 6. 参加定員 800名

### 7. 受講対象者 日本介護福祉士会会員・関係社会福祉業務従事者・社会福祉協議会・行政機関の職員・介護福祉士養成校学生・福祉関係学生・福祉・保健・医療関係者・その他一般

### 8. 会場 岡山国際ホテル

〒703-8274 岡山市門田本町4-1-16 TEL086-273-7311

### 9. 日程 11月13日(金) 第1日目

#### プログラム 内 容

12:00~13:00 受付

13:00~13:40 開会式典 主催者挨拶、来賓挨拶

13:50~15:20 特別講演 (社)日本介護福祉士養成施設協会会長 江草安彦氏

15:30~16:30 基調講演 厚生省(交渉中) テーマ「諸外国におけるケアマネジメント及び施設、在宅サービスの現状」(予定)

16:30~17:30 記念講演 厚生省(交渉中) テーマ「介護保険制度の具体的実施内容」(予定)

17:30~18:30 休憩 各部屋へチェックイン

18:30~20:00 懇親会

### 11月14日(土) 第2日目

9:00~11:30 分科会 第1、2、3、4の分科会による事例発表及び助言

11:30~12:30 昼食

12:30~15:00 分科会 第5、6、7、8の分科会による事例発表及び助言

15:10~16:10 全体会 分科会講評

16:10~16:20 閉会式典 研修実行委員長挨拶

16:20 散会

## 分科会要旨

### (第1分科会)

「生活の再構築をめざす介護」—家事援助の重要性を考える—

基本的生活の自立を支える在宅介護における個別性の尊重と、利用者と共に主体的・自律的な生活ビジョンを築く援助のあり方を問う。

### (第2分科会)

「心理的サポートと介護福祉士」—生き甲斐と日常生活の充実を考える—

日常的介護業務への身体的・精神的サポートにより、生活の維持・活性化を促す援助の中で健康の維持、増進、社会参加を考える。

### (第3分科会)

「痴呆性老人の健全で安らかな生活を保障する」—生活領域の拡大とサービスのあり方—

高齢社会の中で痴呆性老人の現状を考察し、人生の充実を目指した処遇技術の向上及び、ともに生きる方法を探る。

### (第4分科会)

「介護福祉教育を考える」—介護福祉士の生涯教育と教育体系の確立をめざして—

介護福祉士の学習意欲の向上、職務遂行能力を高める訓練を基礎に、研修システム及びプログラムの開発を迫り、研修における体系的学習に適用する。

### (第5分科会)

「障害者(児)の主体的生活を支援する」—生活の充実をもたらす取り組み—

障害を持つ方々と豊かな人間関係を築き、適切な介助方法の提供、情報の提供を通して社会参加の機会を拡大する。

### (第6分科会)

「バリアフリーと社会生活の拡大」—心と環境の障壁を取り除く介護を考える—

障害者とともに暮らせるあたり前の社会の中で環境的、制度的、心理的なバリアをなくすための活動を検証、考察する。

### (第7分科会)

「ターミナルケアへの取り組み」—QOLを支える介護福祉士の役割—

介護の重度化、多様化、長期化が進む中で、利用者の意志を尊重した援助のあり方、関係者の理解と協力の中でターミナルステージを支えるチームケアを探究する。

### (第8分科会)

「介護保険制度下における介護福祉専門職の国際比較」—ドイツにおける実態調査からの考察—

社会福祉現場における社会福祉専門職の実践的役割と実態及び、諸外国における福祉ニーズ・サービスの現状について考察する。

# 介護福祉士教育のあり方検討会を開催



三月二十六日(木)、府中総合研修センター安田生命アカデミーにて、介護福祉士養成施設等で介護福祉士の資格を持つ介護福祉士の教育に携わっている会員の「介護福祉士養成施設・短大等の教員」を対象に、「介護福祉士教育のあり方検討会」を行った。

現在、介護福祉士養成施設及び短大等を含めた入学定員はすでに、一万七〇〇〇名を越え、さらに増加の傾向がある本会としても、介護福祉士の質の向上を図るためには、介護福祉士教育は自らの専門領域から教員を養成し、高いレベルの教育を目指していくことが望まれる。看護に頼っている現在の介護福祉教育の見直し、養成過程カリキュラムの検討、後継者育成事業の展開、生涯教育の体系化等の取り組みへき課題の解決に向けて、当検討委員会を開催した。

午前中は、上智大学文学部助教授の橋本三郎氏を迎え、「教育者の資質と教育に求められるもの」と題

して、介護福祉士教育のあり方や教育者としての必要な資質についての講演があり、午後は、介護福祉士教育に携わる者として、お互いに抱えている介護福祉士教育の問題点、課題等の意見交換を行った。「質の確保として、理想的な介護福祉士を養成するためのカリキュラムの見直し」

「それに伴い養成期間を二年から三年にする」「実習受け入れ施設との連携、実習指導者の研修や養成について」「介護福祉士養成施設側からの実習マニュアル等の見直し、実習受け入れの確保として、理想的な介護福祉士を養成するためのカリキュラムの見直し」

で働く者の教育の機会確保・支援等生涯教育プログラムの必要性」等の多くの意見があった。これを機会に、当会としても、十年度は介護福祉士の生涯教育プログラムなどを検討し、積極的に介護福祉士の教育のあり方について提言していく予定である。

なお、平成九年度に行った「介護福祉士養成施設における会員の勤務状況調査」の結果報告等も参考に進めていきたい。

## 現任研修講師養成講座を予定

現在、全国社会福祉協議会で行われている介護福祉士の現任研修が平成十一年度に日本介護福祉士会への事業移管(予定)に伴い、介護福祉士の質の向上を目的とし、研修効果をより高

め、講師として必要な知識・技能の習得のために、以下の要領で東京と大阪で講師養成講座を開催する。

◇研修開催日程  
六月一、二日に東京のアルカディア市ヶ谷、七月三、四日に安田生命大阪アカデミーにて、各会場とも一〇名を定員とする。

講座内容は「教授法」・「橋本三郎氏(上智大学文学部助教授)」「介護技術指導法」・「小栗栄子氏(日本介護福祉士会理事)」で、東京、大阪とも同じ内容。

ただし、申し込みについては各支部の会長の推薦を得たもので、各県の定員は五名までを原則とし、各県の事務局・会長が取りまとめた上で申し込むこととする。

## 平成10年度日本介護福祉士会 通常総会並びに記念講演会開催要綱

1. 日時 平成10年5月16日(土) 10:00~15:30
2. 場所 マツダホール(マツダ八重洲通ビル9階)
3. 内容
  - ・記念式典 10:00~10:25
    - (1) 開会挨拶
    - (2) 日本介護福祉士会会長挨拶
    - (3) 来賓挨拶
  - ・記念講演 10:30~12:00
 

聖路加国際病院理事長 日野原重明氏
  - ・記念講演 12:40~13:40
 

厚生省社会援護局施設人材課長 河 幹夫氏
  - ・第5回通常総会 14:00~15:30
    - (1) 開会挨拶
    - (2) 議長団選出
    - (3) 審議
      - 第1号議案 平成9年度事業報告
      - 第2号議案 平成9年度収支決算報告及び財産目録並びに監査報告
      - 第3号議案 役員を選任等について
      - 第4号議案 平成10年度事業計画(案)
      - 第5号議案 平成10年度収支予算(案)
    - (4) 報告事項 平成9年度新支部承認
    - (5) 議長団退任
    - (6) 閉会挨拶

## 長野県介護福祉士会 専門部会研修会を開催

三月十五日に長野大学において、「KOMIチャーター」を通してケアプランを考案する」と題し、日本社会事業大学助教授、金井一薫氏を招いて、長野県介護福祉士会専門部会による研修会を開催した。当日は小雪のちがひなく寒い一日であった

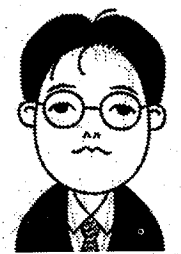
が、県内各地から二八〇名の会員が参加した。

この「KOMIチャーター」は、認識面、行動面と大別し、それぞれ一五項目より成り立ち、一項目について五つの判断項目があり、円形で対象者のプロフィールが一目瞭然とわかり、「欠

## 事務局長の新人です

事務局長に、品川裕一君が入りました。品川君は昭和五三年生まれの二〇歳。現在、千葉県鎌ヶ谷市に住んでいます。

今年三月に日本福祉教育専門学校介護福祉学科を卒業しました。学校のあだ名は「シナ」又は「シナさ



ん」。みんなにはよく、ヤクルトスワローズの古田捕手に似ていると言われます。趣味は演劇鑑賞。好きなスポーツは野球(チームは西武)とテニス。好きな女性タレントは木村佳乃さん。たいいま恋人募集中なので、気になったら事務局まで、「Never give up」が好きな言葉です。何でもあきらめずに全力でがんばります。よろしく。

## 「私の介護体験記」 募集します

一 応募内容 高齢者介護(在宅、施設)の別は問わずに体験記を四〇〇字詰め原稿用紙五枚程度にまとめてください。手書き、ワープロいずれでも構いませんが未発表の作品に限ります。

二 応募資格 誰でも応募できます。原稿の他に氏名(ふりがな)、年齢、性別、住所、連絡先電話番号、職業または学校名を別紙に記入してください。

三 締切 平成十年七月十五日(水)(当日消印有効)

四 発表 平成十年九月上旬 本人宛で直接通知の他関係新聞に入賞者を発表します。

五 審査 当財団で一次審査の後、次の先生で最終審査、監修を行います。

六 表彰 最優秀賞一編 賞状・副賞一〇万円  
二席二編 賞状・副賞五万円  
三席三編 賞状・副賞三万円

七 送付先 〒170-0013 東京都豊島区東池袋一三四一五 財団法人 安田生命社会事業団「私の介護体験記」係宛郵送してください。

八 主催 財団法人 安田生命社会事業団  
九 協力 日本介護福祉士会 日本社会福祉士会 安田生命保険相互会社  
一〇 照会先 安田生命社会事業団 高齢者相談サービスセンター 電話 〇三三五九〇一六五〇  
FAX 〇三三三九八一一二七六

仲村 優一先生 日本社会事業大学名誉教授  
長谷川和夫先生 聖マリアンナ医科大学学長  
長嶋 紀一先生 日本大学教授

応募者全員に応募記念品贈呈  
入賞作品は作品集として発行予定です。(応募原稿は当財団に帰属し返却しませんので、必要の場合はコピーをお取りください)

## 介護福祉士向け専門情報誌 季刊 介護福祉

購読料(年) 3,440円(送料含む)

財団法人 社会福祉振興・試験センター  
〒150 東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号  
SEMPOSビル Tel(03)3486-7511

## 専門性が支える介護福祉の充実のために

この資格に対する社会の期待も日増しに大きくなり、介護福祉士は、この期待に応えるべく、理念と資質の向上に努力することが責務であると考えます。この季刊介護福祉は介護について徹底した解説と具体的な介護行為を解説するほか、介護に関する最新情報をお届けしております。

購読申込みは、日本介護福祉士会事務局又は、各県介護福祉士会へお申込み下さい。

# 日本介護福祉士会

## 日本介護福祉士会

# 第5回通常総会及び記念講演会を開催

## 今年度中に社団法人化を決意



第5回通常総会並びに記念講演会  
主催 日本介護福祉士会

平成10年五月十六日午前10時より、東京都中央区のマツダ八重洲ビル九階のマツダホールにて全国各地の代議員一九三名が参加し、日本介護福祉士会第五回通常総会及び記念講演会が開催された。

はじめに記念式典が行われ、日本介護福祉士会会長の田中雅子氏が開会の挨拶を述べた。続いて社会福祉法人全国社会福祉協議会常務理事・松尾武昌氏、社団法人日本社会福祉士会会長・橋本正明氏が祝辞を述べた。

その後、聖路加国際病院理事長・日野原重明氏による「輝く高齢社会を迎えるために」の講演が行われた。

午後5時の総会では、かねてから懸案事項であった社団法人化を早期に具体化する事について代議員からも

了承され、今年度の最重要課題として取り組むことが確認された。

それに伴い、未設置県の支部化を急ぐことも、今年度中にも各支部の会員数の増大を目標とするなどの取組を大々として行い、組織率を大幅に拡大して社団法人化の実現に向けて動き出すことになった。

(二)三面に関連記事

## 各地で日程決まる

介護支援専門員実務研修受試験の日程は、必要となる介護支援専門員の養成が急務となっており、その介護支援専門員の資格要件については先般公示されたところである。

また、介護支援専門員標準テキストもすでに二〇万部近くが発行されており、九月二〇日(日)北海道・

- 岩手県・富山県・愛知県・山口県・大阪府・大分県
  - 九月二十七日(日) 神奈川県・岐阜県・兵庫県
  - 一〇月四日(日) 青森県・福井県・鳥取県・広島県
  - 一〇月十一日(日) 香川県・鳥取県・島根県・広島県・高知県・石川県・静岡県
- \*各都道府県の試験日は現段階での会員の情報によるものであり、予定である。情報のない支部、なお詳細な実施予定・要綱については後日、各都道府県から示される予定である。(会場などの都合で試験日が二日間以下にの通りに予定し、間にまたがることもある予定) (四面一関連記事)

### 記念講演1

#### 輝く高齢社会を迎えるために今

聖路加国際病院 理事長 日野原 重明氏

かつての日本社会では高齢者、年長者は敬う意味で「お年寄」「隠居」等と呼ばれ、社会生活の第一線からは退いた存在であった。しかし現在では一人暮らしの高齢者が増加、また都会の住宅には隠居する余地が狭く、床の間さえない狭さである。アメリカでは高齢者を「老いても市民生活を送る」「死ぬまで社会生活が出来る」という意味をこめて「ニヤシチヤン」と呼んでいる。日本でも「社会生活に参与している・隠居していない」という意味をこめて「老若」という呼び方から「高齢者」という言葉になった。

老化には外観による(見た目)ものと身体の機能低下の二面がある。そのうち

人間の老化に決定的な影響を与えるのは身体機能の低下である。またリタイアの時期は年齢に関係なくその人の実力の問題であり個人差が大きい。今後高齢者人口の増加に伴い寝たきり、痴呆、虚弱等の高齢者の持つ疾病が重複化し、高齢者医療費は膨大に増加する。先日大岡美智子さんと「生きる事と死ぬ事」というテーマで対談し、「輝く」という言葉が好きになった。人は誰に出会うかという事、決定的な影響を及ぼすものである。高齢者対策のなかで医療経済を考えると、いかに現状とこれだけ輝く生命があるのか。一九九六年の厚生省発表の日本の平均寿命は女性八三・五九才・男性七七・〇一才であるが、介護保険は運用出来

### 記念講演2

#### 介護保険制度と介護福祉士への期待

厚生省社会援護局施設人材課長 河 幹 夫氏

「社会保険の考え方」 社会保険は、その国(地域)の社会経済の反映であり、その国に生活する人々の意識、あるいは思想の表現である。ただし、どのような制度、仕組みが、その国に実際に実施されているのか、介護の主人公は利用者か介護者である。

また、どんな制度が出来ても実践ができていなければ、机上の空論に過ぎない。介護は、制度を生かすことが、実践を促すことである。実践を通じて利用者の方々に一番良いサービスが届け、究極の目的で実践を通じて制

「介護福祉士への期待」 介護福祉士として、今後取り組んでほしい分野として、①技術論(介護技術専門職の中心メンバーとしての向上)、②学術論(人間科学は倫理と知識をもったものである)、③表現すること(世の中に説き出されること)、④世の中の課題を解決すること(即ち介護の仕事は一般に理解してもらい、世の中にマクロの数字で表し、世の中に説き出されること)である。

また、実践の場は人間が人間を支えることであり、制度、理論に振り回されることなく、実践を第一に、今の職場の中で「フレンド」の誇りを持って社会に伝える英知を養ってほしい。即ち、それが介護保険制度の評価となり、介護福祉士の社会的認知となる。介護福祉士の今後の活躍を期待する。

## スクランブル

▽五月十六日、平成10年度の総会を終え、議案はすべて原案通り承認された。役員改選による第三期新役員も決まった。▽そこで今年度のはかたの懸案事項である社団法人化への取り組みを最重要目標とした。まず未設置県への支部化促進であるが、すでに秋田、宮城、三重の三県が支部加入を決議しており、残る福島、群馬、奈良、熊本、鹿児島、五県についても各方面の協力を得ながら早急に支部加入の方向へつなげたいと願うものである。▽専門職として社会的認知を受けるためには社団法人化が必要である。今後ますます専門職たるがゆえの資質・能力が問われることになり、国家資格の重みを再確認する必要がある。▽ある調査によると、試験を受けたい一部の国家資格者への評価は高まっているが、将来性や如く面を危惧する意見も聞かれる。ゆえに職能団体として資格取得者の意識を向上させるためにも、生涯学習の体系化を急がなければならぬ。▽介護保険制度下にあるには、チームケアの原則に立つて決められた援助計画の中で、それぞれの専門職がどのような役割を果たすべきかが問われ、どれだけの力量を提供できるかが課題となる。▽他の専門家からの信頼と高い評価を得なければ、協力は成り立たない。

# 平成9年度事業報告

## 1. 事業実施概要

平成9年度事業は、第四回通常総会で承認された事業計画により円滑に運営され、かつ時代の要請に即して幅広い分野での取り組みを行った。

介護保険法が昨年二月に成立した。この法律が審議される過程において、日本介護福祉士会は各地で開催された衆議院厚生委員会公聴会等で、利用者の立場を代弁する専門職の立場から、利用者本位の自立に向けた介護サービスのあり方や、介護を必要とする人々や要介護高齢者がかかえる家族が住み慣れた地域で暮らし続けるためには何が必要であるかなどについて積極的に意見を述べてきた。

厚生省社会・援護局長との意見交換が平成10年一月三日行われ、日本介護福祉士会は、これからの社会福祉の基礎構造改革を進めるにあたっての留意事項や要望等を述べた。

このアセスメントは『生活七領域から考える自立支援アセスメント』(在宅版)と題して中央法規出版株式会社から発行された。このマニュアルは、全国規模で「ケアマネジック」におけるケアプラン作成のためのアセスメント手法の「規制緩和と小委員会公開ディスカッション」に出席し、医療関係資格制度に係わる規制緩和について及び介護福祉士の受験資格要件の規制緩和についての分野で意見を述べた。

また、行政改革推進のため平成七年四月から「行政改革委員会規制緩和と小委員会」で検討が進められ、昨年一月に最終報告書がまとめられた。本会は昨年九月の「規制緩和と小委員会公開ディスカッション」に出席し、医療関係資格制度に係わる規制緩和について及び介護福祉士の受験資格要件の規制緩和についての分野で意見を述べた。

また、行政改革推進のため平成七年四月から「行政改革委員会規制緩和と小委員会」で検討が進められ、昨年一月に最終報告書がまとめられた。本会は昨年九月の「規制緩和と小委員会公開ディスカッション」に出席し、医療関係資格制度に係わる規制緩和について及び介護福祉士の受験資格要件の規制緩和についての分野で意見を述べた。

厚生省において、「高齢者ケアサービス体制整備検討委員会」や「ケアプラン専門委員会」が、要介護・要支援認定基準、ケアプラン及びケアアセスメントマニュアル、介護支援専門員等について実施方法や内容等の検討をすすめている。本会は、「高齢者ケアサービス体制整備検討会」ではオファサーとして、「ケアプラン専門委員会」では委員として参加し、利用者本位の自立支援の介護サービスのあり方について、具体的な介護実態を踏まえ積極的に意見を述べた。このように新介護システムの

創設に向けて意見を述べる機会が得られたことは、広く関係者の理解と支援の賜物と考える。このことに対する責任ある対応を担うべきである。また、介護保険法には介護福祉士が明記されている。このことは、法的にも自ら実践した介護に責任を負う立場になることを意味している。利用者の生活の最も身近にいる専門職として介護福祉士への期待は大きい。今、この介護保険制度導入が国民だれもがよかつたと言えぬ制度にするために、私たち介護福祉士は「制度を一緒に育てる」という意識をもち、今後の動向を見守りながら、利用者の立場からその代弁者として適宜適切に意見を述べていきたいと考えている。

また、本会の「ケアマネジック」研究では、利用者本位の介護サービスのあり方について、平成七年から引き続きさまざまな検討を行っている。

また、本会の「ケアマネジック」研究では、利用者本位の介護サービスのあり方について、平成七年から引き続きさまざまな検討を行っている。

また、本会の「ケアマネジック」研究では、利用者本位の介護サービスのあり方について、平成七年から引き続きさまざまな検討を行っている。

## 日本介護福祉士会新役員

役職名	氏名	勤務先・所属
会長	田中 雅子	勤務先：富山県立流杉老人ホーム 所属：富山県介護福祉士会 会長
副会長	戸来 陸雄	勤務先：身体障害者療護施設内瀧療護園 所属：青森県介護福祉士会 理事
副会長	岡田 史	勤務先：新潟県特別養護老人ホーム大山台ホーム 所属：新潟県介護福祉士会 会長
副会長	井原 慶子	勤務先：龍谷大学短期大学部 所属：大阪府介護福祉士会 理事
副会長	石橋 真二	勤務先：救護施設清水園 所属：香川県介護福祉士会 会長
副会長	鬼東 幸子	勤務先：みやざき障害者生活支援センター 所属：宮崎県介護福祉士会 会長
理事	菊池 誠	勤務先：特別養護老人ホーム千年苑 所属：岩手県介護福祉士会 副会長
理事	大橋 佳子	勤務先：荒川区役所 所属：東京都介護福祉士会 副会長
理事	野上 薫子	勤務先：高齢者総合福祉施設潤生園 所属：神奈川県介護福祉士会 会長
理事	平林 麗子	勤務先：陽風園お年寄り介護相談センター 所属：石川県介護福祉士会 会長
理事	上村 富江	勤務先：上田市中央在宅介護支援センター 所属：長野県介護福祉士会 会長
理事	小栗 栄子	勤務先：静岡県民共済生活協同組合 所属：静岡県介護福祉士会 会長
理事	平松夕紀子	勤務先：救護施設府立洛南寮 所属：京都府介護福祉士会 会長
理事	杉原 良子	勤務先： 所属：岡山県介護福祉士会 会長
理事	渡辺 武子	勤務先： 所属：山口県介護福祉士会 会長
理事	杉本 麗子	勤務先：特別養護老人ホーム嶺北荘 所属：高知県介護福祉士会 会長
理事	因 利恵	勤務先：福岡市市民福祉サービス公社 所属：福岡県介護福祉士会 会長
理事	佐藤 広子	勤務先：諫早市社会福祉協議会 所属：長崎県介護福祉士会 会長
理事	南 正子	勤務先：日本介護福祉士会事務局長 所属：千葉県介護福祉士会
監事	高柴 広子	勤務先：特別養護老人ホームシルトピア油木 所属：広島県介護福祉士会 会長
監事	野口 渉子	勤務先：特別養護老人ホームやわら木苑 所属：千葉県介護福祉士会 会長

研究会」で活用し、その普及を図った。

また現在、「在宅援助における介護指針策定研究委員会」において先に発表された「自立支援アセスメント・ケアプラン」をさらに有効に活用していくため、援助計画を立案していく際の手引きとなる在宅介護における援助指針を作成する調査研究事業を開始した。この調査研究事業の結果については、各都道府県支部を通じて会員への周知を図りたい。

今後現場で介護実践に励む会員の経験を集積し、それらを分析するなかから『利用者本位の自立支援の介護』のあり方について研究を進め、より発展させていくとともに、介護サービスの標準化についても検討していきたい。

さて、設立当初からの課題である社団法人化の実現に向けて、各支部では地域性を生かし、組織の拡大と充実のため、創意あふれる

事業が展開されているところである。未設置県の組織化については平成9年度は新たに島根県、京都府、佐賀県、山形県の四県が支部加入した。

本介護福祉士会が専門職能団体として成立するための基本的要件であり、真に社会的な認知を得るために、欠くことができない課題である。

しかし、全資格取得者の五割以上を会員に組織化するまでには至っていない状況のなかで、克服すべきさまざまな課題があることを認識しなければならぬ。本会会員の真摯な取り組みを要請していきたい。残された未組織県の支部づくりについては関係機関に積極的に働きかけねばならぬ。また、福祉ニーズの多様化、医療看護職などとのチームケアの拡大に伴い、介護従事者には専門的知識・技術がますます要求され、介護福祉士の教育のあり方

質向上のため、各都道府県支部は各種研修事業に取り組んでいるが、多くの介護専門職が参加できるように研修事業の一層の強化を図りこれまで以上に魅力ある支部運営に協力を願いたい。

また、介護福祉士制度制定10周年を記念して開催した第四回全国研修会において、介護福祉士要請・教育のあり方について検討を重ねる必要性がうまれた。

これを受けて、現在、大支部分会等が中心となり、養成施設に勤務する本会会員の協力を得て「介護福祉士教育のあり方検討会」を設立した。「全国研修会分科会」や「あり方検討会」ではカリキュラムや養成期間の見直し、実習受け入れ施設との連携のあり方、実習担当者の役割と施設配置のあり方等多くの意見が寄せられた。これを機会に、本会としても介護福祉士の生涯教育プログラムなどを調査研究し、積極的に介護福祉士の教育のあり方

について検討していきたい。また、平成8年度から取り組んでいる「国家試験受験対策のための全国一斉模範試験」は三都道府県五〇〇名余りの受験予定者が参加した。医療・福祉を問わず、今後ますます介護福祉士を目指す人々が増加することが予想される。後継者育成の観点から、積極的かつ、系統的に実技講習や受験講座を開催していただく関係者各位の「尽力」で支えに感謝するとともに、真に国民に必要とされる専門職として、介護サービスの質を担保することのできる職能団体を目指していかなければならないと思いを新たにしている。

その他の事業として、平成8年度から取り組んでいる郵政省受託介護相談事業は各支部及び個人会員の協力のもと円滑な実施が図られている。介護に悩む家族の相談に対し、生活全般から適切な助言を行っている

と好評を得ている。一方、介護保険制度の導入に伴い、ケアマネジック・ケアプランに関する相談も増加すると予想される。保健・医療・福祉の幅広いネットワークを持ち、適切な相談・助言を行うためには介護福祉士一人ひとりの資質が問われることとなる。

最後に、この10年間、介護福祉士制度及び日本介護福祉士会に対して、温かく見守り、発展に力を与えていただいた関係者各位の「尽力」で支えに感謝するとともに、真に国民に必要とされる専門職として、介護サービスの質を担保することのできる職能団体を目指していかなければならないと思いを新たにしている。

会員の創意あふれる知恵を集結して一層飛躍を遂げなければならぬ。ますますのご支援と協力を願うものである。

# 日本介護福祉士会10年度事業計画決まる

## 1 基本方針

わが国においては、行政改革をはじめとする改革が進められ、新しい社会秩序の構築に向けてさまざまな基礎整備がなされている。社会福祉の分野においても介護保険制度の導入に伴い、さまざまな規制緩和が進められている。一連の改革の中で、キーワードは「措置から契約」であり、介護サービスは質的にも大きく変化することが求められている。

これからの介護ニーズは単に量的に増大するのみならず、利用者の意識の変化に伴い、質的にも高度化、多様化していく。利用者の幅広い要望に応えるために社会福祉の基礎構造全体を抜本的に改革しようとする方向は望ましいと考えている。しかし今後、多様な民間企業の参加が促進されること、あるいは、サービスの質を担保し、質の評価を高めるために、介護福祉士制度は重要となっていく。

私たち介護福祉士は利用者の最も身近にいて、介護サービスの第一線で活躍する専門職として、誰もが長生きしてよかったですと実感できる社会の実現を利用者とともに目指している。そのためにも、私たちが従事する医療・福祉分野のそれぞれの職域で自らの技術・能力・資質を向上していかねばならない。

今年度の最重要課題は組織の育成強化と社団法人化である。社団法人の実現は、日本介護福祉士会が専門職団体として成立するための基本的要件である。具体的には、各支部が目標数値を明確にし、組織率の拡大を目指すことが重要である。全ての支部が、地域に根ざした活動を実践することも、未組織の介護福祉士にとって魅力あふれる充実した事業の質的、量的な展開を実施しなければならぬ。

い。すべての会員が自らの資質の向上を図るとともに、一致団結して組織強化の取り組みに参加していただきたい。また、残された支部未設置の解消を図るために、関係する団体・機関との連携を密にし、必要に応じて啓蒙活動に取り組みなければならない。

利用者の生活の最も身近にいる専門職として介護福祉士への期待は大きい。私たち介護福祉士は一人ひとりの高齢者がそのらしく生活できるように介護の質を高め、専門性を発揮しなければならぬ。

要介護者の自立に向けた介護を進めるにあたって、医療・保健・福祉領域の専門職種との連携が一層重要となる。このため、介護福祉士全体の質的強化が求められる。日本介護福祉士会は生涯研修の体系化や介護福祉士などのあり方を検討するため、学識経験者など福祉士などのあり方を検討するための、学識経験者などの協力を得ながら専門部会を設置したい。さらに、介護福祉士養成施設協会や関係団体との連携を深め、系統的に対応していかねばならない。

また、介護報酬の検討が進められているが、サービスの提供者の資格の有無についても資格取得者を前提として介護報酬が設定されるよう要望していきたい。また、職務の困難性や専門性に応じた資格職の位置づけを明確にする必要があると考える。

さらに、介護保険導入に伴い、アセスメント・ケアプランの作成は必須の業務である。時代の要請の中で、現場の介護実践から生まれ、本会が開発した「生活7領域から考える自立支援アセスメント・ケアプラン」を作成し、実際の介護実践に活用し、より一層の普及を図っていかねばならない。さらに会員の経験の集積とその分析の中から、創意工夫し、よりよいものへと発展させていかねばならない。

介護サービスは対人サービスである。サービス提供者の介護の質が高齢者の生活の質を左右していく。私たち日本介護福祉士会は増大、多様化する介護福祉ニーズに応え、期待に添うことができるよう、倫理綱領ののっとり幅広い分野での取り組みを行うものである。

専門研究部では、「ケアマネジメント研究会」を昨年引き続き、会員の協力を得ながら現場の介護実践に裏付けられた「利用者本位の自立に向けた介護サービス」のあり方や介護福祉サービスの標準化等について検討を重ねるとともに「介護指針策定研究会」では介護指針の策定のための調査研究を進めていかねばならない。

昭和六三年に「社会福祉士及び介護福祉士法」が制定され一〇年を経た今日、介護福祉士資格取得者は平成十年三月末現在で二万三千五百八名に達した。このような状況を踏まえて、今後一層、介護福祉士の専門意識の高揚を図り、本会会員の組織率の向上を図ることが肝要である。

最後に、社会的評価のために介護実践の倫理化と体系化は欠くことができない。関連する専門職領域との連携を密にし、一層の地域貢献活動の推進に努めることにも、広報活動の充実を図り、国民の幅広い理解を得ることが極めて肝要である。

## 2. 具体的事業

### 1. 研修部

- 1) 全国研修会 (1泊2日)
  - ・実施時期 平成10年11月13日(金)・14日(土) 岡山県
  - ・研修内容 講演、実践研究発表等
- 2) ブロック研修会
 

①実施時期	北海道・東北ブロック	8月28日(金) 29日(土)	青森県
	関東・甲信越ブロック	8月22日(土)	東京都
	東海・北陸ブロック	7月11・12日(土・日)	愛知県
	近畿ブロック	平成11年2月12・13日(金・土)	和歌山県
	九州ブロック	平成11年1月末日(予定)	沖縄県

  - ②研修内容 講演、シンポジウム、実践研究発表等
  - ③介護支援専門養成研修
  - ④現任研修講師養成講座
  - ⑤リーダー研修
  - ⑥ケアプラン・ケアマネジメント研修
  - ⑦介護福祉士国家試験受験対策(全国统一模擬試験の実施等)
  - ⑧出版活動(事例研究テキスト等)
  - ⑨県別研修会(各県介護福祉士会の計画によるものとする)

### 2. 調査研究部

- ①介護福祉士の就労実態と専門性の意識に関する調査
- ②資質向上など社会的要請に対応するための特別調査
- ③自立を支える福祉機器の点検、調査

### 3. 広報部

- ①「日本介護福祉士会ニュース」の発行
- ②地域社会及び学生へのPR対策
- ③全国一斉介護相談事業 実施時期9月6日～13日
- ④地域におけるボランティア活動の啓発及び情報の提供
- ⑤インターネット・ホームページの開設

### 4. 組織部

- ①未設置県への介護福祉士会支部設置対策
- ②各県支部の会員拡大と組織の育成・強化事業の推進
- ③介護福祉士養成施設卒業生に対する入会促進対策
- ④支部活動の活性化及び連携と交流
- ⑤支部への啓蒙及び情報の提供
- ⑥創立5周年事業の取り組み

### 5. 事業部

- ①郵政省受託介護相談及び講師派遣
- ②各種団体主催の講座等へ講師派遣
- ③日本放送協会学園高等学校学生の実技講習会受入れ

### 6. 専門研究部

- 6-1 ケアマネジメント研究会
  - ①ケアシステムとケアサービスの分析
  - ②ケアプランの策定及び普及
  - ③ケアサービスの標準化
  - ④介護福祉士に関する海外を含めた学術文献の検討
- 6-2 介護指針策定研究会
  - ①望ましい援助方法の類型化
- 6-3 介護福祉教育のあり方検討会
  - ①養成施設における教育内容のあり方検討
  - ②介護福祉士の卒業教育及び生涯学習の体系化
  - ③新介護システムに対応した介護福祉士教育カリキュラムの検討

また、試験問題については、国の試験委員会が各都道府県の試験日毎に問題を選定することとしている。五月一日「要介護認定」における特定疾病に関する研究会は、現在考えられる特定疾病の候補を示し、医療保険福祉審議会老人保健福祉部会に報告した。

介護保険制度では、四〇歳以上六五歳未満の第二号被保険者は、加齢によって生じる疾病(特定疾病)が原因で要介護または要支援状態になった場合に保険が給付される。候補疾病は、六五歳未満にも発生率の高い脳血管疾患、ALSやパーキンソン病などの難病など一五疾病。

介護福祉士に関する動き 四月・五月

四月八日 全国市長会は、介護保険制度における要介護認定に関する意見書を厚生省に提出した。

四月十三日 医療保険福祉審議会介護給付費部会は初会合を開き、介護保険制度における各種サービスの費用算定基準の基本的考え方などについて説明した。

四月十四日 法務集法制審議会民法部会・成年後見小委員会には、「成年後見制度の改正に関する要綱草案」をまとめた。

四月二十二日 厚生省は、介護支援専門員の実務研修受講試験の試験日について、九月下旬から一〇月上旬までの同省が指定した日の中から、各都道府県が選択することとし、全国介護保険担当者会議で伝えた。

また、試験問題については、国の試験委員会が各都道府県の試験日毎に問題を選定することとしている。五月一日「要介護認定」における特定疾病に関する研究会は、現在考えられる特定疾病の候補を示し、医療保険福祉審議会老人保健福祉部会に報告した。

### 第5回関東・甲信越ブロック研修会開催要綱

1. メインテーマ「介護福祉士と自立支援」生活を豊かにする介護保険法を目指して
2. 開催日 平成10年8月22日(土)
3. 会場 ティアラこうとう(江東公会堂)  
東京都江東区住吉2-28-36 TEL:03-3635-5500
4. 参加予定者 700名
5. プログラム
  - 9:00~9:30 受付
  - 9:30~10:00 開会式・挨拶
  - 10:00~10:40 特別講演 厚生省 介護保険制度施行準備室(予定)
  - 10:40~12:00 基調講演 テーマ 高齢化社会と介護  
「老いをみつめる一わたしの介護体験から」  
フリージャーナリスト 豊原 ミツ子
  - 12:00~13:00 昼食・休憩
  - 13:00~14:50 パネルディスカッション 一介護保険とこれからの高齢者介護—  
司会者 三和 護 氏(日経シニアビジネス副編集長)  
パネリスト 小笠原 祐次 氏(立正大学社会福祉学部教授)  
中沢 初枝 氏(山梨県介護福祉士会会長)  
高橋 喜志代 氏(神奈川県介護福祉士会副会長)  
池辺 史生 氏(週刊朝日編集委員)
  - 14:50~15:10 休憩
  - 15:10 パネルディスカッションおよび質疑応答
  - ~16:30 閉会式
6. 参加費 会員 2,500円(含、昼食代) 学生 2,500円(同) 会員外 5,000円(同)
7. 参加申し込み方法  
参加希望者は各都県介護福祉士会事務局へ参加申し込みをして下さい。なお、参加費につきましては各都県事務局指示に従って送金して下さい。申込締切日は7月17日です。

### 第3回東海・北陸ブロック研修会開催要綱

1. テーマ 「介護福祉士と自立支援」  
—新介護システムにおける介護サービスの充実を目指して—
2. 開催期日 平成10年7月11日(土)~12日(日)
3. 参加定員 300名
4. 会場 ホリデイ・イン クラウンプラザ豊橋  
〒441-8061 豊橋市藤沢町141 TEL 0532-48-3131
5. 日程・内容
  - 【第1日目】 7月11日(土)
    - 12:30~13:30 受付
    - 13:30~13:50 開会式(主催者挨拶、来賓挨拶)
    - 13:50~14:50 基調講演 「介護保険制度の動向をめぐって」厚生省(交渉中)
    - 14:50~15:00 休憩
    - 15:00~17:00 記念講演 「介護保険と介護福祉士」(仮題)  
あいち健康の森健康科学総合センター長 井形 昭弘氏
    - 17:00~18:00 休憩
    - 18:00~20:00 交流会
  - 【第2日目】 7月12日(日)
    - 9:00~11:30 分科会  
分科会は、次の3つに分けて実施する(事例発表形式)。
    - ★第1分科会 「施設ケアプランの取り組み」  
—自立への積極的介護サービスの確立にむけて—
    - ★第2分科会 「ホームヘルプサービスと生活支援」  
—利用者本位のサービスを提供するために—
    - ★第3分室 「痴呆性老人に対するケアプランの取り組み」  
—生活領域の拡大とサービスのあり方—
6. 参加費 会員 19,000円(含、懇親会費・宿泊代) 学生 19,000円(同)  
会員外 11,000円(同)
7. 参加申し込み方法  
参加希望者は各県介護福祉士会事務局へ参加申し込みをして下さい。なお、参加費につきましては各県事務局指示に従って送金して下さい。申込締切日は6月26日です。

## 「介護支援専門員実務研修受講試験」 模擬試験を予定

「介護支援専門員実務研修受講試験」は、各都道府県に設置された試験センターにおいて、平成10年8月22日(土)に実施される。この試験は、介護支援専門員としての実務能力を評価するためのもので、試験内容は、実務研修の受講資格を得るための試験である。試験内容は、介護支援専門員としての実務能力を評価するためのもので、試験内容は、実務研修の受講資格を得るための試験である。

### 40番目の支部へ 宮城県介護福祉士会を承認

平成10年5月31日、宮城県介護福祉士会の総会において、日本介護福祉士会に加盟する40番目の支部として承認された。宮城県介護福祉士会は、平成10年5月31日、宮城県介護福祉士会の総会において、日本介護福祉士会に加盟する40番目の支部として承認された。宮城県介護福祉士会は、平成10年5月31日、宮城県介護福祉士会の総会において、日本介護福祉士会に加盟する40番目の支部として承認された。

宮城県介護福祉士会は、平成10年5月31日、宮城県介護福祉士会の総会において、日本介護福祉士会に加盟する40番目の支部として承認された。宮城県介護福祉士会は、平成10年5月31日、宮城県介護福祉士会の総会において、日本介護福祉士会に加盟する40番目の支部として承認された。

### 現任研修講師養成講座を開催

現在各都道府県で行われている介護福祉士現任研修講師養成講座は、平成11年度から日本介護福祉士会への業務移管がほぼ決定していることを受け、去る6月1日(月)、2日(火)アルカディア市ヶ谷において第一回目の現任研修講師養成講座を行った。

今年度は全社協の要請を受け、企画委員や必修科目の講師派遣に積極的に対応していく予定である。標記講座では、知識・技術の提昇を図るとともに、コミュニケーション能力の向上を図ることを目的として、去る6月1日(月)、2日(火)アルカディア市ヶ谷において第一回目の現任研修講師養成講座を行った。

五つの専門部会を作り各々研修を行う事となった。記念講演では「介護保険の現状と今後の課題」がテーマで、介護福祉士が果たすべき役割は何かと題し、長野大学の須賀美明先生の講演を聞き、二年後に迫った介護保険に向けて質問も多数出された。今後法人化に向けての会員増大と専門職としての研修会が期待される総会となった。

このたび、社会福祉法人新日本友の会の助成をいただき、高速印刷機を1台事務局に設置いたしましたことをお知らせいたします。

介護福祉士向け専門情報誌  
季刊 **介護福祉**

購読料(年) 3,440円(送料含む)

財団法人 社会福祉振興・試験センター  
〒150 東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号  
SEMPOSビル Tel(03)3486-7511

### 専門性が支える介護福祉の充実のために

この資格に対する社会の期待も日増しに大きくなり、介護福祉士は、この期待に応えるべく、理念と資質の向上に努力することが責務であると考えます。この季刊介護福祉は介護について徹底した解説と具体的な介護行為を解説するほか、介護に関する最新情報をお届けしております。

購読申込みは、日本介護福祉士会事務局又は、各県介護福祉士会へお申込み下さい。



# 日本介護福祉士会

## 炭谷局長と意見交換

### 社会福祉基礎構造改革について

#### 「専門性評価の仕組みが必要」など意見

昨年一月以来、中央社会福祉審議会・社会福祉構造改革分科会で論議されてきた社会福祉基礎構造改革の中間報告が六月十七日にとりまとめられた。今後、関係者の意見を聞くこととし、さらに検討が深められる見込みがある。

このうち、日本介護福祉士会は七月十四日にこのテーマについて炭谷社会・援護局長と意見交換会を持った。その時に出された本会の意見については以下のように集約している。

(改革の内容は二面)

「社会福祉基礎構造改革(中間まとめ)」について

○「人材養成・確保」について、福祉業務における専門性を評価する仕組みとなっていない現状を変え、専門性を評価する仕組みを

門性を評価させるインセンティブが働かないようなシステムに変えていくことが必要である。資格職とそうでない介護職との違いをどうように仕組む中で作り上げようとするのか。介護福祉士として専門性を評価する仕組みが必要である。この関係性について明確にしていこうとする必要と考える。

○規制緩和は今後、福祉が広がることで望ましくないと考える。しかし、これまで福祉が担ってきた

の、また、福祉として今後守らなければならないものの評価があまりにも少ないと言わざるを得ない。

○公営以外のサービスをおこなうとなれば、より資格制度が重要となる。また今後、企業の参入ということであれば、質の担保が重要である。

○人材確保や人材育成の観点から見るならば、厚生行政のみならず文部行政の中にも見直すべきではないか。

また、介護福祉の専門性を構築するためには臨床と研究の一体化が重要となるが、働きながら学ぶことを保証するために機関等を設けることも必要と考える。

このうち、日本介護福祉士会は七月十四日にこのテーマについて炭谷社会・援護局長と意見交換会を持った。その時に出された本会の意見については以下のように集約している。

(改革の内容は二面)

「社会福祉基礎構造改革(中間まとめ)」について

○「人材養成・確保」について、福祉業務における専門性を評価する仕組みとなっていない現状を変え、専門性を評価する仕組みを



秋田、三重が支部加入

#### 全国支部設置へはずみ

八月一日の第四回理事会にて、三重県介護福祉士会と秋田県介護福祉士会の支部加入が正式に承認された。三重県介護福祉士会は六月十四日に設立し、秋田県介護福祉士会は六月二〇日の総会で会員より承認されたもので、それぞれ四十一番目、四十二番目の支部福祉士の皆さんにはぜひ、

ご理解とご協力を頂きたい。

○秋田県介護福祉士会 会長 大塚妙子(秋田県社会福祉協議会地域福祉部長、事務局 特養老人ホーム 愛光園内担当・平塚) 電話 〇一八三・五二四三・一三三

○三重県介護福祉士会 会長 森川明美(上野市社会福祉協議会)、事務局 三重県社会福祉協議会内(担当・杉本) 電話 〇五九・一三二・七五二・四四五

今後、田中会長を始め、各ブロックの長でもある副会長も未設置県への対応と組織率の強化については責任を持って対応することが肝要であることはもちろんのこと、各県の会長にも強い自覚と責任を持って支部の組織率拡大に努めることが必要である。

日本介護福祉士会が社会的認知と発言力を高めるためには、社団法人化は言うまでもなく、そのことが私たちひとり一人の介護福祉士の社会的評価の確立となることを会員のみならず、全国の介護福祉士の皆さんにもご理解とご協力を頂きたい。

#### 委員設置

### いつそこの質的向上めざし 介護福祉士教育のあり方検討

介護福祉士の数は平成九年度末で二万人を越えており、特に介護福祉士養成施設及び短大等を含めた入学生員はすでに一万七千人を越えるに至り、さらに今後とも上回る傾向にある。

このような中、本会としても、介護福祉士の質の一定水準確保のための方策として、職能団体としての研修体系を確立することが求められている。今般、設置した「介護福祉士教育のあり方検討委員会(仮称)」

委員設置

委員長 江草安彦(社日本介護福祉士養成施設協会会長)

副委員長 竹内孝仁(日本医科大学教授)

委員 杉本三郎(上智大学文学部助教授)

中島健一(日本社会事業大学助教授)

橋本泰子(大正大学人間学)

学長) 岩橋成子(静岡県立大学短期大学部教授)

江草安彦(社日本介護福祉士養成施設協会会長)

竹内孝仁(日本医科大学教授)

杉本三郎(上智大学文学部助教授)

中島健一(日本社会事業大学助教授)

橋本泰子(大正大学人間学)

松尾武昌(全国社会福祉協議会常務理事)

村田幸子(NHK解説委員)

田中雅子(日本介護福祉士会会長)

○事務局(副会長)石橋真二、井原慶子、岡田史(事務局)南正子

十一月二、三、四日の両日に岡山で開催される第五回全国研修会の特別講演、記念講演のテーマが以下のよう

特別講演 講師 厚生省 日本介護福祉士養成施設協会 会長 江草安彦氏、テーマ 「社会福祉基礎構造改革の展望と介護福祉士への課題」

また、全国研修会への参加申し込みについては、会先:日本介護福祉士会 東京都港区虎ノ門1-22-13 電話 〇三三・五〇七・〇七 八四、FAX 〇三三・五〇七・八八二(一〇)

「社会福祉士及び介護福祉士法案」が成立して、一〇年が経過し、介護福祉士の数も平成九年度末で二万人を越えるに至った。中でも介護福祉士の養成施設は増え続け、短大等も含めると定員は毎年一万七千人を

#### 講演のテーマ決まる

### 全国研修会 11月13、14日に岡山で

十一月二、三、四日の両日に岡山で開催される第五回全国研修会の特別講演、記念講演のテーマが以下のよう

### 社団法人化に向けて 組織拡大、準備開始

#### 第2回都道府県会長会議

日本介護福祉士会第二回都道府県会長会議は八月二日(日)、東京の飯田橋セントラルプラザにて開催された。

五月に行われた総会では、早期に社団法人化を目指すこととして代議員各位の了承を得ており、その後、各ブロック会議などを通じて、組織強化に向けての取り組みをすすめているところであるが、今般、さらに社団法人化のための具体的な準備作業を開始することにも、全国各支部の設立と会

員増への取り組み等、組織強化への取り組み等を重点的に話し合った。

各支部の会長からも、早期の社団法人化には前向きな意見が多く、今後各支部の会員の協力を得ながら組織率の強化等を行い、社団法人化のための具体的な作業の確保と各支部の会則の廃止等、準備作業に努めていくことが確認された。

今般は、田中会長を始め、各ブロックの長でもある副会長も未設置県への対応と組織率の強化については責任を持って対応することが肝要であることはもちろんのこと、各県の会長にも強い自覚と責任を持って支部の組織率拡大に努めることが必要である。

日本介護福祉士会が社会的認知と発言力を高めるためには、社団法人化は言うまでもなく、そのことが私たちひとり一人の介護福祉士の社会的評価の確立となることを会員のみならず、全国の介護福祉士の皆さんにもご理解とご協力を頂きたい。



「社会福祉士及び介護福祉士法案」が成立して、一〇年が経過し、介護福祉士の数も平成九年度末で二万人を越えるに至った。中でも介護福祉士の養成施設は増え続け、短大等も含めると定員は毎年一万七千人を

# 社会福祉基礎構造改革について(中間まとめ要点)

平成10年6月17日 中央社会福祉審議会 社会福祉構造改革分科会

### Ⅲ 改革の具体的内容

社会福祉事業法及び関係法令の改正を含め、次のような制度の抜本的な改革のための措置を早急に講じる必要がある。

#### 1 社会福祉事業の推進

##### 社会福祉事業

- 権利擁護のための相談援助事業、障害者の情報伝達を支援するための事業などを新たに追加するとともに、公益質屋など存在意識の薄れたものは廃止
- 身近できめ細かなサービス提供のため事業の規模要件を緩和
- 多様なサービス提供を確保するため、事業の性格等に応じ経営主体の範囲を見直し

##### 社会福祉法人

- 社会福祉法人は、低所得者、援護困難者に配慮した事業実施など、引き続きサービス提供において中心的な役割
- 民間企業等の他の事業主体との適正な競争条件の整備
- 厳格な会計区分の撤廃、理事長等の経営責任体制の確立、法人の経営規模の拡大などによる経営基盤の確立
- 外部調査の導入や情報開示による適正な事業運営の確保
- 既存法人の資産の活用の方策の検討

##### サービスの利用

- 行政処分である措置制度から、個人が自ら選択し、それを提供者との契約により利用する制度への転換を基本
- サービスの内容に応じ利用者に着目した公的助成
- 利用者にとって利便性の高い利用手続及び支払方法の導入
- 契約による利用が困難な理由がある者は特性に応じた制度

##### 権利擁護

- 成年後見制度とあわせ、社会福祉分野において、各種サービスの適正な利用を援助するなどの権利擁護の制度を導入・強化

##### 施設設備

- サービスの対価を施設設備に係る借入金の償還に充てることができる仕組みを導入
- 選択に基づくサービス利用ができるよう供給体制の計画的な整備
- 地方分権の観点から、老人保健福祉計画等との整合性を確保した上で、公立施設の単独整備も可能となるように公費補助制度の見直し
- 施設の複合化の推進などに対応し、公費補助制度の弾力的、効果的な運用

#### 2 質と効率性の確保

##### サービスの質

- サービスの提供過程、評価などの基準を設け、専門的な第三者機関によるサービスの評価の導入
- 福祉サービス全般に介護支援サービス(ケアマネジメント)のようなサービス提供手法の確立
- サービスに関する情報の開示、利用者等の意見反映の仕組みや第三者機関による苦情処理
- 外部監査、情報開示などを踏まえ、行政による監査の重点化、効率化

##### 効率性

- 経営管理指標の設定、外部委託制限の緩和等の実施による経営の効率性の向上
- 福祉事業経営のための人材育成や専門的な経営診断・指導の活用

##### 人材養成・確保

- 社会福祉施設等職員にふさわしい給与体系を導入し、その能力に応じた処遇
- 幅広い分野からの優秀な人材の参入を促進
- 専門職の教育課程の見直しなど質の向上

#### 3 地域福祉の確立

##### 地域福祉計画

- 地域での総合的なサービスを受けられる体制を整備するため、対象者ごとの計画を統合した地域福祉計画の導入

##### 福祉事務所等行政実施体制

- 地域の実情に応じ、福祉事務所の機能を効果的かつ効率的に発揮できるような行政実施体制の確立
- いわゆる三科目主事について、その資質を確保する観点から見直し

##### 社会福祉協議会

- 市区町村社協は、地域の住民組織、ボランティア組織の連帯強化や日常生活援助を中心的な活動とし、地域の公益的な組織として位置付け
- 都道府県社協は、社会福祉事業経営者の協議会として連絡調整等を推進

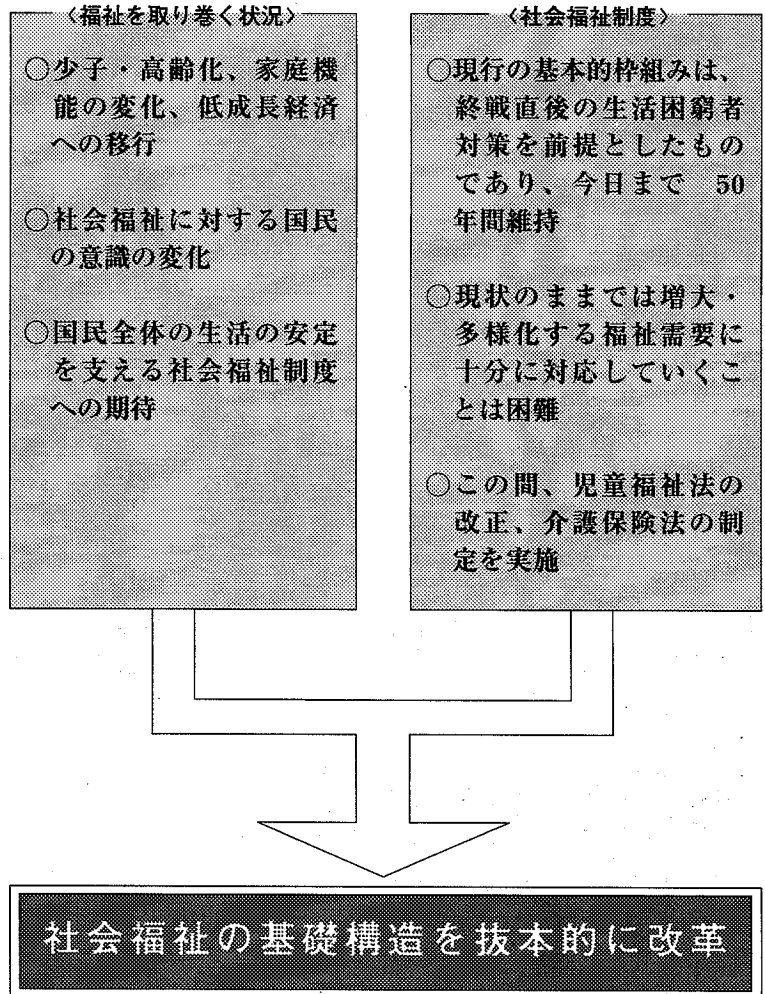
##### 民生委員・児童委員

- 住民が安心して暮らせるような支援を行う者として位置付け
- 児童委員としての機能の強化、主任児童委員の積極活用

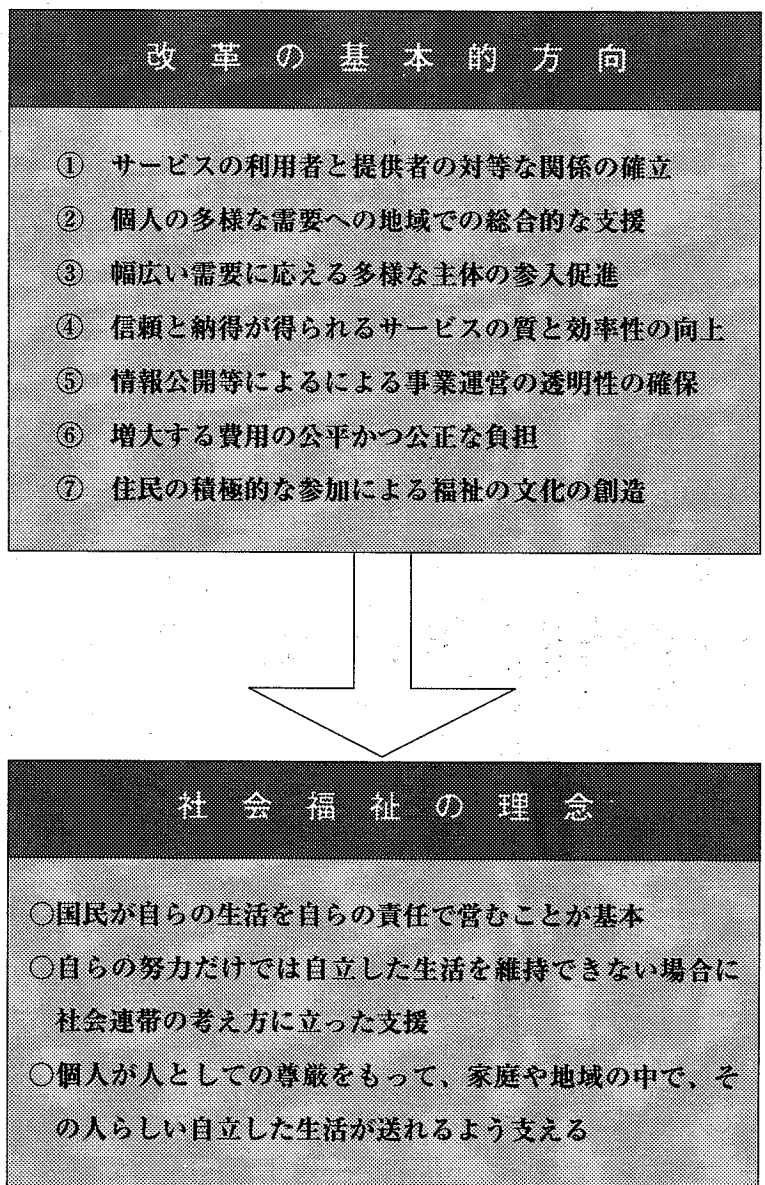
##### 共同募金

- 事業の透明性の向上、社会福祉事業者への過半数配分規制の撤廃、広域配分が可能となる仕組みの導入

### Ⅰ 改革の必要性



### Ⅱ 改革の理念



- 社会福祉の理念**
- 国民が自らの生活を自らの責任で営むことが基本
  - 自らの努力だけでは自立した生活を維持できない場合に社会連帯の考え方に立った支援
  - 個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で、その人らしい自立した生活が送れるよう支える

# 介護支援専門員実務研修受講試験の試験実施方法について

(全国介護保険担当課長会議資料より)

介護支援専門員実務研修受講試験については、「介護支援専門員養成研修事業の実施について」(平成10年六月十九日老第43三八号老人保健福祉局長通知)の別添「介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱」(以下「実施要綱」といふ。)により行われているところであるが、介護支援専門員実務研修受講試験(以下「試験」といふ。)の実施方法の詳細については次のとおり。

1. 試験内容及び出題範囲  
試験内容及び出題範囲は、厚生省高齢者ケアサービス体制整備検討委員会監修による介護支援専門員標準

介護支援専門員実務研修受講試験(以下「試験」といふ。)の実施方法の詳細については次のとおり。

1. 試験内容及び出題範囲  
試験内容及び出題範囲は、厚生省高齢者ケアサービス体制整備検討委員会監修による介護支援専門員標準

2. 試験時間  
試験時間は、120分(10:00~12:00を原則とする)。

3. 試験科目  
試験科目は、介護支援専門員実務研修受講試験(以下「試験」といふ。)の実施方法の詳細については次のとおり。

1. 試験内容及び出題範囲  
試験内容及び出題範囲は、厚生省高齢者ケアサービス体制整備検討委員会監修による介護支援専門員標準

表1

区分	問題数	試験時間
介護支援分野 介護保険制度の基礎知識 要介護認定等の基礎知識 居宅・施設サービス計画の基礎知識等	25問	120分 (10:00~12:00を原則とする)
保健医療福祉サービス分野 保健医療サービスの知識等	15問	※点字受験者 (1.5倍) 180分
基礎 総合	5問	※弱視等受験者 (1.3倍)
福祉サービスの知識等	15問	
合計	60問	156分

表2

養成期間	6年	4年以下
保健医療サービスの知識等の免除職種	(甲) 医師、 歯科医師 (以下「医師等」といふ。)	(乙) 薬剤師、保健婦(士)、助産婦、看護婦(士)、 准看護婦(士)、理学療法士、作業療法士、 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、 米養士(管理米養士)、義肢装具士、 言語聴覚士、歯科衛生士、視能訓練士、 柔道整復士 (以下「薬剤師等」といふ。)
福祉サービスの知識等の免除職種	—	(丙) 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士 (以下「福祉士」といふ。)

表3

区分	問題数	医師等	薬剤師等	福祉士
介護支援分野 介護保険制度の基礎知識 要介護認定等の基礎知識 居宅・施設サービス計画の基礎知識等	25問	受験	受験	受験
保健医療福祉サービスの知識等 基礎 総合	15問 5問	免除 免除	免除 受験	受験 受験
福祉サービスの知識等	15問	受験	受験	免除
合計(解答数)	60問	40問	45問	45問

- 試験解答免除の範囲
1. 保健医療サービスの知識等  
2. 高齢者介護総論  
3. 高齢者介護総論I  
4. 高齢者介護総論II  
5. 高齢者介護総論III  
6. 高齢者介護総論IV  
7. 高齢者介護総論V  
8. 高齢者介護総論VI  
9. 高齢者介護総論VII  
10. 高齢者介護総論VIII  
11. 高齢者介護総論IX  
12. 高齢者介護総論X  
13. 高齢者介護総論XI  
14. 高齢者介護総論XII  
15. 高齢者介護総論XIII
1. チームアプローチの必要性  
2. 高齢者のタリミナルケア  
3. 死亡診断  
4. 高齢者介護総論I  
5. 高齢者介護総論II  
6. 高齢者介護総論III  
7. 高齢者介護総論IV  
8. 高齢者介護総論V  
9. 高齢者介護総論VI  
10. 高齢者介護総論VII  
11. 高齢者介護総論VIII  
12. 高齢者介護総論IX  
13. 高齢者介護総論X  
14. 高齢者介護総論XI  
15. 高齢者介護総論XII

は、当該資格の免許等の写しを実施要綱の別紙「実務研修(見込)証明書」に添付すること。

なお、3の(3)に掲げた甲乙丙の法定資格を重複して取得している者については、当該免許等の写しを甲乙丙につき一資格ずつ添付すること。

おいて、甲乙丙又は甲丙の資格を有する者は、3の(4)の医師等及び福祉士の双方の免除対象であり、乙丙の資格を有する者は、3の(4)の薬剤師等及び福祉士の双方の免除対象となる者である。

(6) 試験時間  
解答免除のない者の解答時間は、(1)点字受験者一八〇分、弱視等受験者一五〇分であるが、解答免除対象者については、免除問題一問当たり二分(点字受験者一問当たり二分)を算入する。

平成一〇年度において、九月二〇日(日)、同二七日(日)、一〇月四日(日)、同二二日(日)の四回、各都道府県又は各都道府県知事が指定した法人が免除対象者について、免除問題一問当たり二分(点字受験者一問当たり二分)を算入する。

- 試験解答免除の範囲
1. 保健医療サービスの知識等  
2. 高齢者介護総論  
3. 高齢者介護総論I  
4. 高齢者介護総論II  
5. 高齢者介護総論III  
6. 高齢者介護総論IV  
7. 高齢者介護総論V  
8. 高齢者介護総論VI  
9. 高齢者介護総論VII  
10. 高齢者介護総論VIII  
11. 高齢者介護総論IX  
12. 高齢者介護総論X  
13. 高齢者介護総論XI  
14. 高齢者介護総論XII  
15. 高齢者介護総論XIII
1. チームアプローチの必要性  
2. 高齢者のタリミナルケア  
3. 死亡診断  
4. 高齢者介護総論I  
5. 高齢者介護総論II  
6. 高齢者介護総論III  
7. 高齢者介護総論IV  
8. 高齢者介護総論V  
9. 高齢者介護総論VI  
10. 高齢者介護総論VII  
11. 高齢者介護総論VIII  
12. 高齢者介護総論IX  
13. 高齢者介護総論X  
14. 高齢者介護総論XI  
15. 高齢者介護総論XII

## 平成10年度高齢者介護サービス体制整備支援事業実施について

介護保険制度の円滑な運用に必要な事前準備として、要介護認定及び要支援認定並びに介護サービス計画の作成等に係わる検討及び介護支援専門員の養成等を進めることが重要である。

このため、要介護認定及び要支援認定並びに介護サービス計画作成等の試行を行い、実施にあたっての実務上の課題や対応方策に関する調査研究結果を制度施行に反映させることにも介護支援専門員等の養成を図ることによって、当該制度の円滑な運用に資することを目的として、平成一〇年度高齢者介護サービス体制整備支援事業を実施する。

(全国介護保険担当課長会議資料より抜粋)

●要介護認定及び要支援認定対象者  
今年度は全国の市町村の各実施地域において、現に保険、医療、福祉のサービスを受けている在籍者五〇名と現に施設サービスを受けている者五〇名の計一〇〇名を対象に要介護認定のモデル事業を行う。

●介護サービス計画作成対象者  
介護サービス計画作成については、本事業を実施する各実施地域において、介護を要すると審査及び判定された住宅の調査対象者(一〇名以上)について介護サービス計画を作成する。なお、平成九年度調査対象者(介護サービス計画を作成した者)については、今年度においても継続して介護サービス計画を作成することとしている。

●介護サービス計画作成者について  
本事業においては、介護支援専門員実務研修修了者、同受講試験合格者、介護支援専門員指導者研修修了者、調査員を介護サービス作成者に充てる。都道府県は、同受講試験合格者、介護支援専門員指導者研修修了者、調査員を対象として介護サービス計画に必要な知識及び技術に関する研修を実施する。

●介護認定調査員の委嘱について  
検討委員会の意見を踏まえながら、実施地域においては、医師、歯科医師、薬

剤師、保健婦、助産婦、看護婦、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士等の保健・医療・福祉の専門職のうちから各分野の均衡に配慮しつつ概ね五名を介護認定調査員として委嘱する。ただし、審査委員会調査員を兼任することとはできない。

●介護認定審査会の設置  
当該審査会は、保健、医療、福祉の学識経験者の各分野の均衡に配慮した構成とし、検討委員会の意見を踏まえながら実施地域において概ね五名を委嘱する。この際、審査会への委員の毎回の出席が困難である等の理由がある場合には、地域の実情にあわせて審査会に複数の合議体を設置して交代に開催することや、六名以上の委員から構成される審査会を設置し、委員の専門性などを勘案して交代で概ね五名の委員が出席することとしても可い。なお、調査対象者が審査委員会の所属する施設などに入院し、若しくは入所し、又は介護サービスを受けている場合には、当該調査対象者の審査判定に限って、当該審査会委員は、判定に加わらない。ただし、当該調査対象者の状況などについて意見を述べることが差し支えないこととしている。

なお、要介護認定及び介護サービス計画の作成に係る試行的事業の実施期間は、平成一〇年九月三〇日より十一月三〇日までの期間とする。

第11回介護福祉士国家試験

筆記は来年1月24日

・第一回介護福祉士国家試験の日程などが七月五日官報で告示された。

それによると、筆記試験は平成十一年一月二十四日、実技試験は平成十一年三月七日で合格発表は平成十一年三月三十一日となっている。

1 試験期日  
 (1) 筆記試験 平成十一年一月二十四日(日曜日)  
 (2) 実技試験 平成十一年三月七日(日曜日)

2 試験地  
 全国二か所  
 北海道、青森県、宮城県、東京都、石川県、愛知県、福岡県、鹿児島県、沖縄県

3 試験科目  
 (1) 筆記試験 一四科目  
 社会福祉概論、老人福祉論、障害者福祉論、リハビリテーション論、社会福祉援助技術、レクリエーション

(2) 実技試験  
 介護等に関する専門的技術(注)筆記試験に合格した者に限り、申請により、筆記試験が免除される。

(注) 介護等に関する専門的技術(注)筆記試験に合格した者に限り、申請により、筆記試験が免除される。

ン指導法、老人・障害者の心理、家政学概論、栄養・調理、医学一般、精神衛生(精神保健)、介護概論、介護技術及び障害形態別介護技術(注)第九回又は第一回介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲について(昭和六十二年二月二日社府第二九号)及び「指定施設における業務の範囲及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲について(昭和六十二年二月二日社府第三〇号)に規定する者(あつて、介護等の業務に三年以上従事した者(見込みの者を含む。))

(2) ア 学校教育法による高等学校(専攻課及び別課を除く。)において施行規則別表第一に定める教科目を修めて卒業した者(卒業見込みの者を含む。)

イ 学校教育法による高等学校の専攻課において施行規則別表第二に定める科目を修めて卒業した者(卒業見込みの者を含む。)

5 受験手続  
 (1) 受験書類受付期間 平成十一年八月五日(水曜日)～九月四日(金曜日) 試験センター  
 (2) 受験書類の提出先 財団法人 社会福祉振興・試験センター

6 受験手数料  
 一三、三〇〇円

7 合格者の発表  
 平成十一年三月三十一日(水曜日)午後三時三十分及び財団法人社会福祉振興・試験センターにその氏名を掲示すること。平成十一年四月一日(水曜日)に官報に公告する。

8 受験申込書の請求その他国家試験に関する問い合わせ先  
 財団法人 社会福祉振興・試験センター  
 〒一五〇〇〇〇二 東京都渋谷区渋谷二丁目五番六号 SEMPOSビル四階  
 電話番号 〇三三四八六一七五二二(試験室)

第5回北海道・東北ブロック研修会開催要綱

《メインテーマ》『介護福祉士と自立支援』～介護保険制度と介護福祉士の役割～

《日時》平成10年8月28日(金)～29日(土)

《場所》古牧グランドホテル 青森県三沢市三沢駅南 TEL 0176-51-1111

《定員》200名

《日程》【第1日目】8月28日(金)

開会式 13:30～13:50

基調講演Ⅰ 13:50～15:20

講師 厚生省社会援護局企画課課長補佐 藤本健太郎氏

テーマ 『社会福祉基礎構造改革と介護福祉士(仮題)』

基調講演Ⅱ 15:30～17:00

講師 厚生省老人保健福祉局老人福祉専門官 内藤佳津雄氏

テーマ 『介護保険制度下における介護福祉士への課題(仮題)』

【第2日目】8月29日(土)

特別講演 9:00～15:00(12:00～13:00 休憩)

講師 日本医科大学教授 竹内考仁氏

テーマ 『介護福祉士のための介護基礎学』

開会式 15:00～15:20

今年で第五回目となる全国一斉介護相談の実施要綱が以下の通り決まった。各支部での積極的な取り組みが期待されている。

1. 趣旨 急速な少子・高齢化が進み、国民の多くが自分自身や家族の老後に不安をもち、誰にでも起こり

全国一斉 9月6日から介護相談

える普遍的なリスクとなっている高齢者や、障害者の介護問題に対応するため、地域住民に対して幅広く介護福祉士の専門知識・技術を普及し、その普及を図るとともに、地域福祉に貢献することを目的とする。

その際、誰もが生きがい

を持ち、健康で安心して生活できる長寿社会、自立・参加・協力による明るく豊かな長寿社会の実現を目指して、適切に役割を果たしていくことが必要である。このような観点から、本年の介護相談週間を下記期間とし、活動を推進するものである。

2. 期間 平成十一年九月六日(日)～二三日(日)

3. 場所 日本介護福祉士会都道府県支部(県庁所在地等)

4. 内容 ①各支部による会場での介護相談②各支部による介護講習・実技指導③その他、各支部の企画によるもの(原則として期間内に行うものであり、広く地域住民への啓発活動につながるもの、介護福祉士の社会的貢献とPR効果が期待できるもの)

5. 標語 「みんなが支える長寿のよこしび」

6. 主催 日本介護福祉士会、都道府県介護福祉士会、後援 総務庁、厚生省、全国社会福祉協議会、全国老人クラブ連合会、長寿社会開発センター、日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、日本社会福祉士会(予定)

ケアマネジメント研修に260名が熱気あふれる

七月二十六日(日)に第二回中国・四国ブロックケアマネジメント研修会が高知市のサンピア高知にて開催された。

講師には大阪市立大学の白澤政和教授を迎えて、介護保険制度の概要やケアマネジメントの方法などについて会員約二六〇名が学んだ。

介護支援専門員の試験直前ということもあり、会場は熱気に包まれ、ケアプラン作成までの演習も行い、有意義な研修会となった。

新潟県介護福祉士会では、国家試験受験者へを支援するための実技ビデオを、九月末完成予定で制作している。全二巻を普及価格で全国の方におすすめたしたいと考えております。

お問い合わせは、新潟介護福祉士会まで。新潟市上野二丁目二二 F A X 〇二五二二八二一五五三二

七月二、三日の二日間わたって、東海・北陸ブロック研修会が、愛知県豊橋市のホリデイ・イン・クラウンプラザ豊橋で開催された。東海北陸支会員の二〇名が参加し、熱気あふれる研修会となった。

一日目は開会式典に続き、基調講演として厚生省介護保険制度施行準備室長の高井康行氏より「介護保険制度の動向をめぐって」の行政説明があった。引き続き記念講演は、あいち健康の森健康科学総合センター長の井形昭弘氏より「新たな介護サービスへの歩み」として、「日本がこれから行おうとしている新しい

介護システムは世界中から注目されている。その中で介護福祉士として質、量ともに向上してほしい」と話された。

二日目は、各分科会に分かれて事例研究を学んだ。第一分科会「施設ケアプランの取り組み」、第二分科会「利用者本意のサービスを提供するために」ほか二事例。助言者として各ブロックの参加県の会長からも発言をいただき、現場の声として聞くことになり、充実した内容の分科会となった。

実技試験対策ビデオ制作・販売へ

新潟県介護福祉士会では、国家試験受験者へを支援するための実技ビデオを、九月末完成予定で制作している。全二巻を普及価格で全国の方におすすめたしたいと考えております。

お問い合わせは、新潟介護福祉士会まで。新潟市上野二丁目二二 F A X 〇二五二二八二一五五三二

東海・北陸ブロック研修会に210名参加

七月二、三日の二日間わたって、東海・北陸ブロック研修会が、愛知県豊橋市のホリデイ・イン・クラウンプラザ豊橋で開催された。東海北陸支会員の二〇名が参加し、熱気あふれる研修会となった。

一日目は開会式典に続き、基調講演として厚生省介護保険制度施行準備室長の高井康行氏より「介護保険制度の動向をめぐって」の行政説明があった。引き続き記念講演は、あいち健康の森健康科学総合センター長の井形昭弘氏より「新たな介護サービスへの歩み」として、「日本がこれから行おうとしている新しい

介護システムは世界中から注目されている。その中で介護福祉士として質、量ともに向上してほしい」と話された。

二日目は、各分科会に分かれて事例研究を学んだ。第一分科会「施設ケアプランの取り組み」、第二分科会「利用者本意のサービスを提供するために」ほか二事例。助言者として各ブロックの参加県の会長からも発言をいただき、現場の声として聞くことになり、充実した内容の分科会となった。



介護福祉士向け専門情報誌

季刊 **介護福祉**

購読料(年) 3,440円(送料含む)

財団法人 社会福祉振興・試験センター  
 〒150 東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号  
 SEMPOSビル Tel(03)3486-7511

専門性が支える介護福祉の充実のために

この資格に対する社会の期待も日増しに大きくなり、介護福祉士は、この期待に応えるべく、理念と資質の向上に努力することが責務であると考えます。この季刊介護福祉は介護について徹底した解説と具体的な介護行為を解説するほか、介護に関する最新情報をお届けしております。

購読申込みは、日本介護福祉士会事務局又は、各県介護福祉士会へお申込み下さい。



The Japan Association of Certified Care Workers

Vol.28 10月15日号 平成10年(1998年)

# 日本介護福祉士会

## 介護支援専門員実務研修の 具体的内容(案)が示される

介護支援専門員実務研修の受講試験が九月二十日より全国で行われ、予想を大幅に上回る受験者となった。合格発表は一月初旬、その後、実務研修が各都道府県で開催される。

実務研修の内容については、平成一〇年四月一〇日の厚生省令第五三三号で示されているが、その具体的な内容については九月二十八日に開かれた医療保険福祉審議会・老人保健福祉部会(第一六回)で以下の通りが示された。(研修を前期・後期の二期に分けた場合の例であり、研修実施の形態については、各都道府県の実情を踏まえた判断に委ねるものとしている。)

なお、今回の研修受講者に対しては継続研修が行われる予定である。

介護支援専門員実務研修の内容(案)

実務研修の主な内容①要介護認定及び要支援認定に関する専門的知識及び技術

②サービス計画及び施設サービス計画に関する専門的知識及び技術

(以下、下表)

平成10年度介護福祉士現任研修で各県介護福祉士会が講師

現在、全国社会福祉協議会が平成六年度より社会福祉・医療事業団(長寿社会福祉基金)の助成を得て、各都道府県単位に受託団体を定め、実施されている介護福祉士現任研修が、平成一一年度より日本介護福祉士会に移管される予定となっている。今年度の実施にあたっては当該介護福祉士会の連携を密にして実施するものとなっている。そこで、一〇年度は「介護福

## 福祉専門職の教育課程等に関する検討会を開催—厚生省

厚生省は九月二十五日に福祉専門職の「教育課程等に関する検討会」の会合を開き、今年六月に中央社会福祉審議会・社会福祉基礎構造改革分科会がとりまとめた「社会福祉基礎構造改革の中間まとめ」を踏まえて、福祉専門職の教育課程、福祉専門職の卒後継続教育課程・教員研修等、社会福祉の基礎資格たる社会福祉士等の養成について検討することを決めた。

検討会では、社会福祉士、介護福祉士、社会福祉士事務のそれぞれの資格について作業班を設けて議論を深め

ることとし、各作業班は今年末から年明けに中間まとめを整理し、年度内に検討会としての意見をとりまとめる予定。

介護福祉士の教育課程等に関する検討事項は(1)養成等をめぐる現状および課題、(2)期待される介護福祉士像、(3)教育課程の改定案、(4)研修等の現状および課題(卒後の継続研修・教員研修・実習指導者研修等)、卒業時の共通試験、ホームヘルパー等関連職種との養成制度の整合性等)である。

福祉専門職の教育課程等に

関係する専門的知識及び技術

①サービス計画及び施設サービス計画に関する専門的知識及び技術

(以下、下表)

平成10年度介護福祉士現任研修で各県介護福祉士会が講師

現在、全国社会福祉協議会が平成六年度より社会福祉・医療事業団(長寿社会福祉基金)の助成を得て、各都道府県単位に受託団体を定め、実施されている介護福祉士現任研修が、平成一一年度より日本介護福祉士会に移管される予定となっている。今年度の実施にあたっては当該介護福祉士会の連携を密にして実施するものとなっている。そこで、一〇年度は「介護福

### 2. 実務研修の具体的内容等(全32時間)

—研修を前記・後期の2期に分けた場合の例—

事項	標準目安時間等	内容
都道府県内情勢・介護支援専門員の基本姿勢等	2時間 都道府県等担当者	介護保険制度の施行に関する各都道府県の取り組みの状況、サービス基盤整備の状況等及び専門員の位置づけ・定義、利用者本位、公正中立、守秘義務などの専門員の基本姿勢等の講義
要介護認定基準及び訪問調査手法I	4時間 都道府県等担当者	要介護認定の一連の過程、要介護認定基準の構造、介護サービス調査票の内容・記入方法、介護認定審査会の運営等の講義
課題分析・介護サービス計画作成手法	7時間 専門員指導者 各課題分析専門家	高齢者ケアサービス体制整備検討委員会で検討されたMDS-HC(ミニマムデータセット・ホームケア)方式、三団体ケアプラン策定研究会方式、日本介護福祉士会方式、日本社会福祉士会方式、日本訪問看護振興財団方式を中心に課題分析方式の説明
課題分析・介護サービス計画作成演習I	4時間 専門員指導者 各課題分析専門家	各種課題分析方式のうちから受講者が適宜1方式を選択し、事例をもとに少数の班編成により課題分析・介護サービス計画原案作成を演習
要介護認定訪問調査実習	課外	要介護認定のための介護サービス調査の試行
課題分析・介護サービス計画作成実習	課外	課題分析・介護サービス計画原案作成の試行
要介護認定訪問調査手法II	4時間 都道府県等担当者	介護サービス調査実習を踏まえての疑義などに対する回答等を中心とする要介護認定訪問調査の詳細な講義
課題分析・介護サービス計画作成演習II	9時間 専門員指導者 各課題分析専門家	課題分析・介護サービス計画原案作成実習を踏まえて、実習事例を題材とした少数の班編成による演習討議、専門家の助言
意見交換	2時間	職種横断的な介護支援専門員間の連携のための意見交換

※研修実施の形態については、各都道府県の実情を踏まえた判断に委ねることとしている。

## 生涯研修など議論 第1回介護福祉士教育検討委

介護福祉士養成施設及び短大等を含めた入学生員はすでに一万九千人を越えるに至り、本会としても、介護福祉士の質の向上を図るために、介護福祉士全体の資質の確保と高いレベルの教育を目指していくことも必要であるとして、生涯研修体系や認定制度等を検討することとして、学識経験者、各分野の専門の委員の協力を得て、第二回の委員会を九月五日に虎の門パストラルにて開催した。

第一回目は、各委員の専門的立場から、介護福祉士教育のあり方、職能団体としての生涯研修体系についての議論がなされた。

なお、委員長には社団法人日本介護福祉士養成施設協会会長・江草安彦委員、副委員長には白梅学園短期大学学長・石井哲夫委員が就任され、年度内に生涯研修体系等について基本的な考え方をまとめる予定である。

第二回委員会は、九月九日(月)に開催する。

日本介護福祉士版課題分析・ケアプラン作成手法説明講座を開催

介護支援専門員実務研修の内容が示されたところで、本会としても日本介護福祉士会方式が各都道府県で的確に説明できるように、各支部の指導者等を対象に日本介護福祉士版課題分析・ケアプラン作成手法説明講座を開催する。日程は以下の通り。

三日(火) 岩手県

## スクランブル

九月二〇日  
を皮切りに全国各地で介護支援専門員実務研修受講試験が初めて実施された。介護支援専門員は介護保険導入後に要介護認定調査やケアプラン作成等の介護支援サービスを実施するものであり、利用者の介護サービスを左右する大切な役割を持っている。特に、指定居宅介護支援事業者や介護保険施設には介護支援専門員の配置を義務づけていることから、関連施設職員の資格取得に対する熱意はなまなみならずものがある。今年度は、介護保険市場に非営利団体や民間企業等の参入が予想され、介護支援専門員の受検資格も大幅に緩和されたこともあり、介護支援専門員実務研修受講試験の希望者が殺到したものとみられる。第一回の試験合格発表は一月初旬に行われる予定であるが、それで資格が与えられるわけではなく、この後行われる実務研修が大切であり、介護支援専門員としての基本的な知識を確保した後に、三三時間の実務研修を受け、はじめて資格を取得することになる。しかしながら、資格取得を最終目的とせず、利用者や家族に支持される介護支援専門員として自己研鑽を続けていかなければ資格の効力は留まりません。すべての資格取得者に言えることであろう。

# 介護報酬の主な論点と基本的考え方(案) — 中間とりまとめ —

医療保健福祉審議会・介護給付費部会(部会長 星野進保氏)は、四月以来介護報酬の主な論点について審議を重ねてきたところであるが、今後、その審議の経過を踏まえ、幅広い関係者の準備や検討に資するように、「介護報酬の主な論点と基本的考え方(案) — 中間とりまとめ」について、九月二十八日の第七回部会を以て中間とりまとめを公表した。

## A 施設・在宅サービス共通の論点

1 介護報酬における地域差の勘案方法  
 ○現在、施設サービスについては、借費の事務費及び診療報酬に準じて算出されているが、国家公務員の調整手当の級別区分による地域差が大きい。在宅サービスについても、施設サービスと同様に地域差が設けられている。

○介護保険が導入されることにより、市町村域を越えるサービス利用も一般的になること、また、多岐にわたる地域に分散したサービスを提供する事業者の増加により、地域差を勘案する必要がある。利用者からみては、地域差を越えてサービスを受けたいという要望がある。

○また、特に高齢者等において、特に移動に時間を要し、事業運営が非効率になるなどの課題があるため、十分慎重に検討すべきである。

2 要介護度の改善の誘因の付け方  
 ○介護保険では、施設サービスでは、要介護度に応じた報酬が設定されている。在宅サービスでは、要介護度に応じて支給限度額が設定されている。しかし、在宅サービスにおいて、要介護度の改善が報酬に反映されず、事業者の改善意欲を十分に引き出すことが課題となっている。

○また、特に高齢者等において、特に移動に時間を要し、事業運営が非効率になるなどの課題があるため、十分慎重に検討すべきである。

3 国が定める額より低い価格の設定  
 ○介護保険法に基づき、給付は、被保険者がサービス提供者に支払った費用を事後的に補填する。この場合、国が定める額より低い価格でサービスを提供する事業者は、国が定める額とサービス提供額の差を自己負担することになる。これは、事業者の経営に大きな負担となる可能性がある。

○また、特に高齢者等において、特に移動に時間を要し、事業運営が非効率になるなどの課題があるため、十分慎重に検討すべきである。

4 必要医療の評価  
 ○施設サービスにおいては、必要医療の評価が報酬に反映されている。在宅サービスにおいても、必要医療の評価が報酬に反映されるべきである。

○また、特に高齢者等において、特に移動に時間を要し、事業運営が非効率になるなどの課題があるため、十分慎重に検討すべきである。

5 現在の各種加算の取り扱い  
 ○要介護度と地域別の平均的な費用を勘案して包括的に評価するという介護報酬の基本的考え方を踏まえ、各種加算は、必要に応じて整理し、包括的な評価に統合することにより、簡素化をはかるべきである。

○また、特に高齢者等において、特に移動に時間を要し、事業運営が非効率になるなどの課題があるため、十分慎重に検討すべきである。

6 施設整備費との関係  
 ○制度的な施設整備費補助金がある施設については、減価償却費が異なることによる報酬設定上の差を調整する必要がある。

○また、特に高齢者等において、特に移動に時間を要し、事業運営が非効率になるなどの課題があるため、十分慎重に検討すべきである。

## B 施設サービスにおける介護報酬の論点

1 報酬の基本構造  
 ○施設サービスの報酬は、要介護度に応じた報酬を設定することとなる。また、必要医療の評価も報酬に反映されるべきである。

○また、特に高齢者等において、特に移動に時間を要し、事業運営が非効率になるなどの課題があるため、十分慎重に検討すべきである。

2 定員別の報酬設定  
 ○現在、特別養護老人ホームについては、措置費上少人数で介護する方が有利であることから、要介護度の異なる利用者に対する報酬に差を設ける必要がある。

○また、特に高齢者等において、特に移動に時間を要し、事業運営が非効率になるなどの課題があるため、十分慎重に検討すべきである。

3 入院・入所期間に応じた報酬設定の考え方  
 ○入院・入所期間に応じた報酬については、現在のままでは、一方の費用を他方に転嫁することになる。これは、事業者の経営に大きな負担となる可能性がある。

○また、特に高齢者等において、特に移動に時間を要し、事業運営が非効率になるなどの課題があるため、十分慎重に検討すべきである。

4 必要な医療の評価  
 ○施設サービスにおいては、必要医療の評価が報酬に反映されている。在宅サービスにおいても、必要医療の評価が報酬に反映されるべきである。

○また、特に高齢者等において、特に移動に時間を要し、事業運営が非効率になるなどの課題があるため、十分慎重に検討すべきである。

5 現在の各種加算の取り扱い  
 ○要介護度と地域別の平均的な費用を勘案して包括的に評価するという介護報酬の基本的考え方を踏まえ、各種加算は、必要に応じて整理し、包括的な評価に統合することにより、簡素化をはかるべきである。

○また、特に高齢者等において、特に移動に時間を要し、事業運営が非効率になるなどの課題があるため、十分慎重に検討すべきである。

○特別養護老人ホームで行われる機能訓練については、理学療法士・作業療法士が配置されている等一定の要件を満たし、機能訓練の提供体制が強化されている場合には、実施状況に応じた評価を認めることが適当とされる。

○日常的に提供されるこれらの訪問サービスを利用するに不可欠な交通費については、報酬設定上、費用として評価することが適当である。

○しかし、通常のサービス提供地域や送迎地域になっていない地域の利用者が、自らの希望により遠方の事業者のサービスを利用する場合には、利用者への送迎や訪問の費用負担を求めることも適当とされる。

○現在の特別養護老人ホーム等における民間施設給与等改善費、痴呆性老人等介護加算等については、要介護度に応じた、基本的な報酬の中に包含していくことが適当である。寒冷地加算等についても、他の介護保険施設等との均衡を考慮するべきである。

○現在、特別養護老人ホームにおいて、一定の複雑な処置、手術等を行った場合に、報酬に反映されているが、報酬設定上、制度的補助金がない施設との整合性を図るべきである。

○特別養護老人ホームの施設整備費補助及び施設整備費に係る介護報酬上の評価については、現在、中央社会福祉審議会における社会福祉法人の在り方の議論等にも留意して検討する必要がある。

○訪問介護・訪問看護等に要する交通費は、訪問看護では、利用者サービスと福祉系サービスで取扱いが異なる。同一の支給限度額の枠内の選択となるため、取扱いを統一することが求められる。

○訪問介護の派遣スタッフ等の調整及び管理、その他事業者として必要な運営管理経費等、直接的サービス提供以外の業務についても、十分配慮する必要がある。

○なお、訪問介護の報酬水準については、その専門性を確保するため身体介護を中心に、必要な供給量が確保できるように、適切に評価する必要がある。

○居室介護支援(居室介護サービス計画費)に係る主な論点  
 ○居室介護サービス計画費の評価方法については、①介護サービス計画作成等にかかる平均的費用を勘案し、②月毎に定額の報酬を支払う方法、③要介護認定期間中の費用について包括して報酬を支払う方法、④計画作成の発生しない場合の平均的費用を勘案した月々の定額報酬に加え、⑤計画作成には計画作成費を加算等、支払う方法が考えられる。

○利用者については、サービス利用についての苦情、サービス担当者や事業者の変更等に関する継続的な相談・助言が受けられること、支給限度額管理のため、介護サービス計画に関する情報を定期的に審査や協議関係に提出する必要があること、簡素・簡明な報酬が望ましいこと等を考慮する必要がある。制度創設後、当分の間は、月毎に定額の報酬を支払う方法が適当とされる。

○介護サービス計画作成等の業務量に関する実態を勘案して、要介護度等に応じた評価が、要介護度に関する評価を評価する、さらには、評価する必要がある。



# 毎日が自己研鑽

長野県介護福祉士会会長

上村 富江さん

上村さんが介護福祉士の資格を取得したのは平成二年。しかし、資格に恥じない技術や精神の向上をはかろうにも、一匹狼の在宅では情報から取り残されていく。何とかしたいと顔馴染みの在宅仲間、平成三年にヘルパー協会を作った。

一年後、そうした会が集まって、長野県介護福祉士会が誕生。昨年からは会長として、会の運営に携わっている。個人的には今年三月、二十五年間勤めた福祉協議会を退職。四月から上田市中央在宅介護支援センターの副所長として、住民のあらゆる相談に応じたい。傍ら近所の県立高校で週五時間、介護福祉士をめざす高校生を相手に特別非常勤講師として授業も受け持っている。後に続く後輩のた



つ。毎日は目が回るように忙しすぎたが、「役員は忙しいのが当たり前」と意にかいさぎ。満足してもらえぬ介護をするために、もっと自分を高めたい。この思いから上村さんは一人で三人の子供を抱え、生活に余裕もなかった一〇年以て、住居のあらゆる相談に応じたい。傍ら近所の県立高校で週五時間、介護福祉士をめざす高校生を相手に特別非常勤講師として授業も受け持っている。後に続く後輩のた



## 第5回 全国一斉介護相談

# 地域で介護福祉士が活躍



### 香川県介護福祉士会

九月十二日(土)、高松市内のデパートを会場にして、会員二〇名のスタッフが介護相談コーナー、住宅改造相談コーナー、介護機器展示コーナー、介護講習コーナーを設けて介護相談を実施した。(写真右)

て、介護に関する関心が高まりつつあること、介護福祉士の養成施設も増えたことにより、介護福祉士の知名度は徐々に高まりつつあることを感じた一日であった。

### 愛知県介護福祉士会

九月十三日(日)、豊田市のデパートで介護福祉士会会員六名のスタッフが介護相談を行い、介護機器購入、レンタルの方法、介護実技指導について等の相談を受けた。

九月三日(日)、市内のユニゾンプラザにて、障害者の疑似体験、実技セミナーを行った。(写真左)

### 福岡県介護福祉士会

九月六日(日)、福岡市天神岩田屋前街頭活動をを行った(写真下)。当日は三〇名の会員が、街頭でのビラ配り、街等介護相談等に参加した。

九月六日(日)、JR千葉駅東口広場にて、介護相談、高齢者疑似体験、福祉用具展示・説明、介護方法についての講習会や、手作りの置ききの無料配布等を実施した。

### 千葉県介護福祉士会

九月六日(日)から十三日(日)の二日間、長野県社会福祉士総合センターで面接と電話による介護相談を実施した。

九月六日(日)から十三日(日)にかけての一週間、岡山市内のデパートを会場に、県内九ヶ所に会場を設営して実施した。

### 岡山県介護福祉士会

九月十二日(土)、十三日(日)の二日間、長野県社会福祉士総合センターで面接と電話による介護相談を実施した。

九月十二日(土)、現在父親が失禁があり、入浴も介助が必要で介護疲れを感じている主婦の相談があり、ヘルパーサービスの利用を進めた。

### 長野県介護福祉士会

九月六日から十三日まで、延べ五日間かけて、総合福祉センター、ショッピングセンター等県内五カ所で実施した。(写真上)

高齢社会の到来に伴って、介護に関する関心が高まりつつあること、介護福祉士の養成施設も増えたことにより、介護福祉士の知名度は徐々に高まりつつあることを感じた一日であった。

九月六日(日)、市内のユニゾンプラザにて、障害者の疑似体験、実技セミナーを行った。(写真左)

九月六日(日)、JR千葉駅東口広場にて、介護相談、高齢者疑似体験、福祉用具展示・説明、介護方法についての講習会や、手作りの置ききの無料配布等を実施した。

九月六日(日)から十三日(日)の二日間、長野県社会福祉士総合センターで面接と電話による介護相談を実施した。

九月十二日(土)、現在父親が失禁があり、入浴も介助が必要で介護疲れを感じている主婦の相談があり、ヘルパーサービスの利用を進めた。

九月十二日(土)、現在父親が失禁があり、入浴も介助が必要で介護疲れを感じている主婦の相談があり、ヘルパーサービスの利用を進めた。



九月六日から十三日まで、延べ五日間かけて、総合福祉センター、ショッピングセンター等県内五カ所で実施した。(写真上)

九月六日(日)、市内のユニゾンプラザにて、障害者の疑似体験、実技セミナーを行った。(写真左)

九月六日(日)、JR千葉駅東口広場にて、介護相談、高齢者疑似体験、福祉用具展示・説明、介護方法についての講習会や、手作りの置ききの無料配布等を実施した。

九月十二日(土)、現在父親が失禁があり、入浴も介助が必要で介護疲れを感じている主婦の相談があり、ヘルパーサービスの利用を進めた。

九月十二日(土)、現在父親が失禁があり、入浴も介助が必要で介護疲れを感じている主婦の相談があり、ヘルパーサービスの利用を進めた。

### 平成10年度全国一斉 模擬試験実施要綱

#### 1. 趣旨

介護福祉国家試験受験予定者に対し、本会独自に研究、分析した試験問題により全国一斉に行うことにより、自己の実力をはかり、本試験に合格するための参考とする。

#### 2. 主催

日本介護福祉士会、都道府県介護福祉士会

#### 3. 期日

12月13日(日)

#### 4. 内容

試験時間	試験科目	問数
10:30~12:00	社会福祉概論	8問
	老人福祉論	8問
	障害者福祉論	4問
	リハビリテーション論	4問
	社会福祉援助技術	8問
	レクリエーション指導法	4問
	老人・障害者の心理	8問
	家政学概論	4問
	栄養・調理	4問
	52問	
13:20~14:40	医学一般	8問
	精神衛生	4問
	介護概論	8問
	介護技術	14問
	障害形態別介護技術	14問
48問		

※受験料・申込方法については、各支部の事務局にお尋ね下さい。

## 関東～北海道で600名が研修

### 介護福祉士の質の向上目指し



関東・甲信越ブロックの第五回研修会は、「介護福祉士と自立支援」―生活を豊かにする介護保険法を自指してをテーマに八月二十二日(土)、東京都の「テイアラウンダー」で開催された。(写真)

#### 関東・甲信越ブロック

午前中は、特別講演として厚生省老人保健福祉局長・高井康行氏を講師に迎えて、「介護保険制度について」のテーマで、続いて基調講演にエッセイストでフリーアナウンサーの豊原ミツ子氏が「老いを見つめる、わたしの介護体験から」と題しての講演が行われた。

午後には、パネルディスカッション「介護保険とこれからの高齢者介護」が行われた。

#### 北海道・東北ブロック

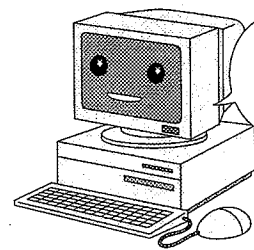
八月二十八日(金)二十日(土)の二日間に行われて、北海道・東北ブロック研修会が、青森県三沢市の古牧グランドホテルで開催された。

台風五号の影響により、大雨で交通機関が乱れる中、北海道・東北の各県から約二〇〇名が参加し、熱気あふれる研修会となった。一日目は開会式のあと、

#### 北海道・東北ブロック

基調講演として、厚生省社会・援護局企画課課長補佐・藤本健太郎氏より「社会福祉基礎構造改革と介護福祉士」と題して講演があった。引き続き、厚生省老人保健福祉局長・高橋嘉志代氏が参加し、介護保険導入に伴い、今後の高齢者介護のあり方についてそれぞれの立場から意見を交換した。

### 10月31日 日本介護福祉士会の ホームページが開設



当会のホームページが、いよいよオープンします。一〇月三〇日開設予定のホームページの中で、日本介護福祉士会の活動等について幅広く紹介していただき、フロアとのやりとりも活発に行われ、充実した内容の研修会となりました。

二日目は、日本医科大学教授の竹内孝仁氏を講師に迎え、「介護福祉士のための介護基礎学」と題して講義が行われた。

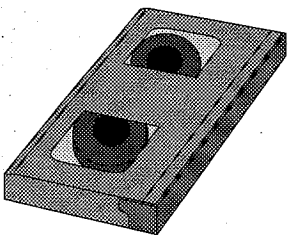
二日目は、日本医科大学教授の竹内孝仁氏を講師に迎え、「介護福祉士のための介護基礎学」と題して講義が行われた。

#### 推薦図書



- 介護福祉士のための事例研究テキスト98年度版 日本介護福祉士会編集 中央法規出版(株) 定価二二〇〇円(税別)
- 介護福祉士ハンドブック 九十八年度版 厚生省社会・援護局施設人材課監修 中央法規出版(株) 定価二二〇〇円(税別)
- 介護保険制度Q&A 厚生省老人保健福祉局、介護保険制度施行準備室監修 中央法規出版(株) 定価三三〇〇円(税別)
- 介護保険制度の解説 厚生省老人保健福祉局、介護保険制度施行準備室監修 社会保険研究所(株) 定価二二〇〇円(税別)
- 大活字出版(株)では、最近のベストセラー等を大きな活字にして出版し、弱視や障害者の読書の権利をサポートしている。関心がある方は、電話〇三三三三六二一八九五四、FAX〇三三三三六二一八九四六、大活字出版(株)へ。

### 介護福祉士国家試験対策ビデオ 実技試験合格への パスポート(全2巻)



推薦：日本介護福祉士会  
制作：株式会社ピー・キュー  
定価：全2巻  
本体価格九〇〇〇円  
(税別)  
収録時間：各三〇分  
発行予定：平成一〇年九月  
企画編集：新潟県介護福祉  
士会  
発行：中央法規出版(株)  
◇第一巻◇  
シミュレーション編  
一あなたも実技試験を体験しよう  
実際の試験場の対処法は、服装も重要なポイントなの。ここでは、実技試験を体験してみよう。もう本番で迷ってはいけません。  
◇第二巻◇  
テクニク編

一押さえておきたい介護技術のポイント  
過去の問題を素材に押さえるべき介護技術を習得するとともに、対人援助サービスに必要な「トータル」の介護を学ぶことができます。単なるマニュアルに終始しない「介護技術」を体得できるビデオです。  
◇問い合わせ先◇中央法規出版(株) 〇三三三三三九一三八六五 〇三三三三五四一七四三七

### 専門性が支える介護福祉の充実のために

この資格に対する社会の期待も日増しに大きくなり、介護福祉士は、この期待に応えるべく、理念と資質の向上に努力することが責務であると考えます。この季刊介護福祉は介護について徹底した解説と具体的な介護行為を解説するほか、介護に関する最新情報をお届けしております。

購読申込みは、日本介護福祉士会事務局又は、各県介護福祉士会へお申込み下さい。

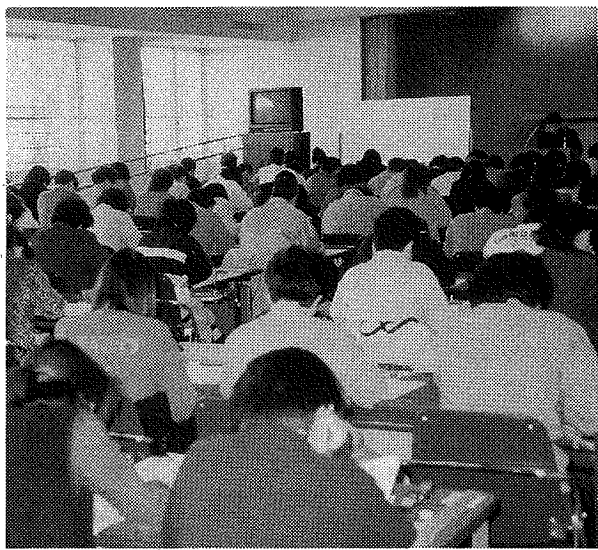
### 介護福祉士向け専門情報誌 季刊 介護福祉

購読料(年) 3,440円(送料含む)

財団法人 社会福祉振興・試験センター  
〒150 東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号  
SEMPOSビル Tel(03)3486-7511



# 日本介護福祉士会



## 来年1月の第11回介護福祉士国家試験めざし

### 全国一斉模擬試験を実施

来年の一月二十四日に予定している第一回介護福祉士国家試験受験予定者のために、現時点での実力をはかり、本試験に合格するための支援として今年も一月三十一日(日)に全国の支部で約七千人が模擬試験を受験した。なお、模擬試験を通じて職能団体の必要性を訴えて入会を進める。これらの活動によって毎年、日本介護福祉士会の模擬試験の受験者の大半が本会に入会している。

(写真は香川県会場)

## 厚生省

### 福祉サービスの質に関する検討会を設置

## 今年度中に基本的考え方を

「社会福祉基礎構造改革の活用等について」となっている(中間まとめ)。

第一回目の委員会は十一月九日(月)に開催され、サービスの質の確保の観点から、サービスの内容の基準の策定や第三者評価機関によるサービスの評価などの必要性が指摘されている。この検討会では、サービスの基準(最低基準・指定基準)・第三者評価機関によるサービスの評価について、基本的考え方を確立した上で、具体的な基準・内容を策定することを目的としている。

検討内容については、①サービスの基準に関する基本的考え方・具体的内容等について②第三者評価機関によるサービスの評価について③サービスの評価に付いての基本的考え方・具体的内容④第三者評価の実施体制・評価結果

今後の日程は今年度中に基本的考え方を整理し、平成十一年四月以降は基準などの具体的な内容の検討を開始し、十一月からモテル事業を実施、平成十二年四月より本格的施行(試行)と予定している。

平成十年七月、「社会福祉基礎構造改革(中間まとめ)」について、炭谷社会・援護局長と意見交換が行われた。主なテーマは「権利擁護について」「サービスの質について」「人材養成・確保について」「福祉職俸給表について」で、各項目について話し合いが行われた。

## 炭谷局長と意見交換 社会福祉基礎構造改革の検討内容について

来年の一月二十四日に予定している第一回介護福祉士国家試験受験予定者のために、現時点での実力をはかり、本試験に合格するための支援として今年も一月三十一日(日)に全国の支部で約七千人が模擬試験を受験した。なお、模擬試験を通じて職能団体の必要性を訴えて入会を進める。これらの活動によって毎年、日本介護福祉士会の模擬試験の受験者の大半が本会に入会している。

石橋真二(日本介護福祉士会副会長) 北野誠一(桃山学院大学社会学部教授) 坂巻 照(淑徳大学社会学部教授) 清水鳩子(主婦連合会会長) 杉村和子(日本社会福祉士会副会長)

武居 敏(全国社会福祉経営者協議会協議員) 竹内孝仁(日本医科大学付属第二病院リハビリテーションセンター教授) 外山 義(京都大学大学院工学研究科教授) 中島健一(日本社会事業大学社会学部社会学部助教授) 橋本正明(立教大学コミュニケーション福祉学部教授) 長谷川敏彦(国立医療・病院管理研究所医療政策研究部長)

○利用者及び事業者の双方が納得できる解決策を円滑に見いだせるよう、すでに進んでいる地域での自主的な取組みも活かしながら、サービスの特性に対応した中立的な第三者の関与による適切な苦情解決の仕組みとする。

○新たな利用制度などの構築に当たっては、介護保険制度など関連諸制度との整合性を図ること。

○多様なニーズにこたえる多様な主体の参入を促進するための環境整備を進める必要がある。その際、利用者保護の観点から、それぞれの事業ごとに、それぞれの主体の性格に応じ、サービスの質、事業の継続性・安定性の確保などを十分考慮すること。

○社会福祉事業運営の効率化を進めるに当たっては、サービスの質及び人材の確保などの面で適切な事業運営に支障を招かないよう十分配慮すること。

○一般の社会福祉法人のほか、公立施設の経営委託を受けている社会福祉事業団についても、その活性化のための見直しを行うこと。

○都道府県及び市町村が策定する地域福祉計画においては、個別計画との整合性、保健・医療・介護分野との連携を図ること。計画の策定に当たっては、住民主体のまちづくりや幅広い地域住民の参画の視座を持つこと。

○民生委員・児童委員制度の見直しにおいては、主任児童委員制度の積極的活用を含め、児童委員としての機能の強化を図ること。

○民生委員・児童委員制度の見直しにおいては、主任児童委員制度の積極的活用を含め、児童委員としての機能の強化を図ること。

○民生委員・児童委員制度の見直しにおいては、主任児童委員制度の積極的活用を含め、児童委員としての機能の強化を図ること。

○民生委員・児童委員制度の見直しにおいては、主任児童委員制度の積極的活用を含め、児童委員としての機能の強化を図ること。

○民生委員・児童委員制度の見直しにおいては、主任児童委員制度の積極的活用を含め、児童委員としての機能の強化を図ること。

○民生委員・児童委員制度の見直しにおいては、主任児童委員制度の積極的活用を含め、児童委員としての機能の強化を図ること。

○民生委員・児童委員制度の見直しにおいては、主任児童委員制度の積極的活用を含め、児童委員としての機能の強化を図ること。

○民生委員・児童委員制度の見直しにおいては、主任児童委員制度の積極的活用を含め、児童委員としての機能の強化を図ること。

○民生委員・児童委員制度の見直しにおいては、主任児童委員制度の積極的活用を含め、児童委員としての機能の強化を図ること。

○民生委員・児童委員制度の見直しにおいては、主任児童委員制度の積極的活用を含め、児童委員としての機能の強化を図ること。

○民生委員・児童委員制度の見直しにおいては、主任児童委員制度の積極的活用を含め、児童委員としての機能の強化を図ること。

## 第五回全国研修会を岡山で開催

十一月十三、十四日の両日、全国から約七五〇名もの会員が参加して、今年で第五回目となる全国研修会が開催された。メインテーマは昨年と同じく「介護福祉士と自立支援」、サブテーマは「二十一世紀の介護福祉サービスのあり方を考える」で、介護保険導入や社会福祉基礎構造改革に備えた介護福祉士の役割を明確化し、さらなる専門性の向上に努めていくことを目指す。

一日目の研修では、開会式典に続き、日本介護福祉士会副会長・江草安彦氏による特別講演「福祉専門職の資質」と、厚生省社会・援護局長・炭谷茂氏からの記念講演「社会福祉基礎構造改革の展望と介護福祉士への課題」と、二つの講演が行われた。

翌日は、午前中に第一分科会「生活の再構築をめざす介護」、第二分科会「心理的サポートと介護福祉士」、第三分科会「痴呆性老人の健全で安らかな生活を保障する」、第四分科会「介護福祉士教育を考える」の四分科会に別れて、事例発表並びに検討を行った。

午後には、第五分科会「障害者(児)の主体的生活を支援する」、第六分科会「バリアフリーと社会生活の拡大」、第七分科会「ファミリーケアへの取り組み」、第八分科会「介護保険制度下における介護福祉専門職の国際比較」の四分科会に別れて、事例発表、意見交換を行った。

分科会終了後、全体会議で各分科会助言者の講演を聞いた後、参加者はさらなる資質の向上と明日への意欲を胸に抱き、研修会は盛況のうちに終了した。なお、来年度の研修会は長野県で行うことになっている。(詳細は二三三画)

## スクランブル

▽第一回介護支援専門員実務研修受講試験の大フィーバ―が嵐のように通り過ぎ、このほど厚生省より九万余人の合格者が発表された。介護福祉士の合格者は、一万二八八人であり、ますます期待される専門職となることは間違いない。そんな中、最近の情報誌によると、「学者や学生は、最新の情報をインターネットやホームページですばやく手に入れるという時代になっているが、一番遅いのが施設等で働く福祉職であるという実態が、今の情報戦略における日本の福祉」とある。大学教授が述べられたこの通り。これからの介護福祉サービスは商品であり、質の良い商品を選ぶ基準はますます高まっているという状況なのか、利用者の立場に立った情報の収集と「質と効率性」の向上に努める努力が不可欠である。介護福祉士一人ひとりがチームケアの一員として、社会を取り巻く情報をすばやく取り入れ、最新のケア体制を整え、ニーズに適切に対応する能力を養い、役割を存分に発揮したいものである。このような状況下にあっても、まもなく導入されようとしている介護保険制度。その重要な役割を担う介護支援専門員は、利用者からの厳しい選択と、その質も問われることを自覚し、介護福祉士が選ばれる専門職になりたいものである。

# 第5回全国研修会

## さらなる資質の向上と明日への意欲を



### 「保健福祉専門職の資質」(要旨)

特別講演

(社)日本介護福祉士養成施設協会会長 江草 安彦氏

介護職は、人が人にサービスするという共通の資質を持つ保健福祉専門職の一群である。

保健福祉の知識、技術は日々進歩しており、専門職として、それについていく責務を負っている。一般国民では出来ないこと、専門職だから出来る知識、技術を日々磨いていく必要がある。

①正確な知識と技術を持つこと出来る。  
②求められるサービスの内容を求めることが出来る。  
③人格、行動が一定のレベルに達している。(文化・教養・人生観・価値観)  
例えば病気になること、また単純な繰り返し作業が、豊かな統合体になることが目標である。人々は常に心身ともに健康であることは限らない。癒し、手当を求めているのは老人障害者だけではない。一人ひとりが尊重され、一人ひとりが一杯生き、支えあっている社会が二十一世紀の福祉社会である。日本のこれから進む道は福祉社会であり、力に期待している。

り、人間のレベルの向上はものや金でなく、豊かな人間性がある社会にした

目への介護のみを考え、介護ロボットに頼るべきではない。人の生きること、死ぬことの意味を考え、育つこと、老いること、人の一生を考えた本心に必要サービスとは、肝心なところに癒しを提供できることである。

介護の専門職として、社会からの要求も今後ますます高くなるだろうが、それに応じられることにより社会的地位も高くなる。職業倫理を大切に、介護専門職としての資質を高める努力に期待している。

### 「社会福祉基礎構造改革の展望と介護福祉士への課題」(要旨)

記念講演

厚生省社会・援護局長 炭谷 茂氏

現在の社会福祉基礎構造は生活困窮者対策を前提としており、少子・高齢化、低成長経済を背景に増大、多様化する福祉需要に十分に対応していかなくては困難である。

そこで個人が人としての尊厳を持って、家庭や地域の中でそのらしい自立した生活を送れるように、社会連帯の考え方をたつた支援の実現をめざし、社会福祉基礎構造改革が進められている。

今年八月十七日その中間まとめが報告され、来年三月の通常国会で、①利用者②提供者③地域、という三つの観点から法律の改正が予定されている。

まず、利用者の立場として

また、適正な競争などを

### ◆第1分科会◆ 「生活の再構築をめざす介護」

家事援助の重要性を考える

助言者 前フポル藤沢コーディネーター 森繁樹氏

東京都介護福祉士会会長 中田カズエ氏

発表者 中田カズエ氏



第1分科会では「生活の再構築をめざす介護」というテーマで、二つの事例発表があった。中田氏の発表は、右下肢機能障害を持つ一人暮らしの男性の在宅生活を、近隣住民の支援と家事援助を中

心としたホームヘルプサービスの活用によって、地域の中で単身生活を送ることが可能になった事例を紹介して、家事援助が生活の継続に必要な不可欠な援助であることを訴えた。

続いて、松本さんの発表では、慢性呼吸不全で人工呼吸器の装着が必要な女性が、適切なホームヘルプサービスによって在宅で生きがいをもって生活出来ている事例を報告した。

### ◆第2分科会◆ 「心理的サポートと介護福祉士」

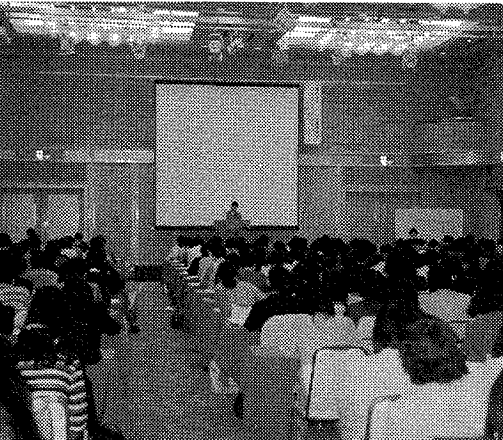
生き甲斐と日常生活の充実を考える

助言者 はやし朝日診療所所長 梁 勝則氏

広島県介護福祉士会会長 高柴広子氏

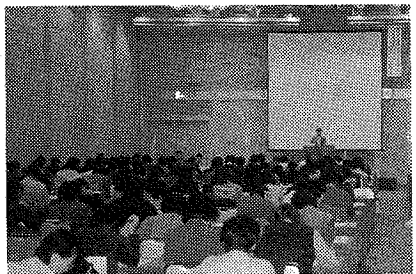
発表者 伊藤 桜氏

伊藤氏の発表は、病気により体力が低下している老人ホーム入所者の高齢者が、参加することで、精神的、身体的また社会的にも安定を促し、QOLの向上につながっている事例を紹介した。



助言者からは、「介護福祉士として大切なことは、身体介護、精神的サポート、ニーズをいかに可能にするか、精神的なサポートを続け、願いを実現するために組織全体に働きかけて実現したことは評価できる。それが専門職の役割でもある」と等と講評があった。

◆第三分科会◆  
**「痴呆性老人の健全で安らかな生活を保障する」**  
**「生活領域の拡大とサービスのあり方」**



第三分科会では「痴呆性老人の健全で安らかな生活を保障する」というテーマで、二つの事例発表があった。

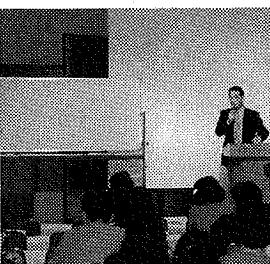
中込氏の発表は、在宅で夫が痴呆になって介護が必要となり、奥さんは高齢で介護負担が重いのにもかかわらず、周囲が社会福祉サービスを活用を進めても家に入ることが拒否され、理解が得られず受け入れが困難であったが、ヘルパーなどの働きかけでようやくサービスを受け入れるようになった事例である。

後藤美智子氏「独居老人への対応(サポート体制)」

◆第五分科会◆  
**「障害者(児)の主体的生活を支援する」**  
**「生活の拡充をもたらす取り組み」**

博士が開発した脳障害治療法「ドローマン」をホームヘルパーと家族、学生ボランティアが協力しながら実践している例を取り上げての発表であった。この事例の場合、成果として身長、体重なども増加し、体幹機能も向上した。

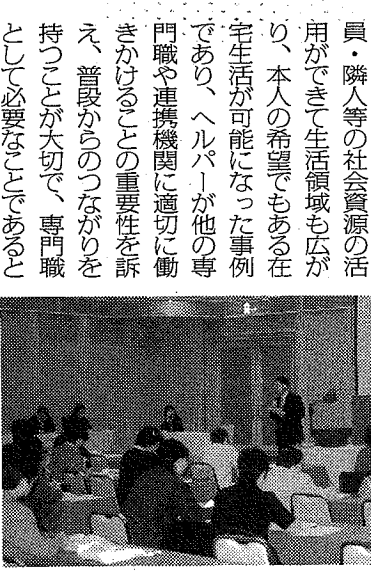
第五分科会では「障害者(児)の主体的生活を支援する」というテーマで、二つの事例発表があった。小松氏の発表は、ヘルパーが在宅での脳障害児に対して、アメリカのドローマン



博士が開発した脳障害治療法「ドローマン」をホームヘルパーと家族、学生ボランティアが協力しながら実践している例を取り上げての発表であった。

ケースに直面した場合、いかに利用者のニーズを捉え、サービスをにつなげていくかを学んだ事例でもあった。

続いて後藤さんの発表は、過疎の町で虚弱な独居老人が、寝たきりや痴呆状態になりながらも、ホームヘルパーの働きかけにより行政のサービスや民生委員・隣人等の社会資源の活用ができて生活領域も広がっており、本人の希望でもある在宅生活が可能になった事例であり、ヘルパーが他の専門職や連携機関に適切に働きかけることの重要性を訴え、普段からのつながりを持つことが大切で、専門職として必要なことであると発表した。



第四分科会では「介護福祉士の生涯教育と教育体系の確立をめざして」

助言者 上智大学文学部助教授・板本三三郎氏

佐賀県介護福祉士会会

対象となる人たちが主体性を発揮されることを期待し、そのことが生活の実感につながることを目的としている。この事例では、障害者(児)とのコミュニケーションの取り方について「相手の反応を待つ」ということを基本として、相手の性格、習慣、体調などを捉えながら互いに声を調子、大きな声に配慮していくことが、よりよい会話の成立の場面作りには大切で、このことが生活の拡大へとつながる機会となった。

助言者からは、「障害者は、重症心身障害児施設におけるコミュニケーションの一手法であるインリアルアプローチの基本姿勢「相手の反応を待つ」についてであった。この関わり方は、

老人については専門職等のサポートは必要であり、介護福祉士の確かなケアを提供し、相談援助業務も行い、虐待等から守ることも必要である」と講評があった。

◆第七分科会◆  
**「ターミナルケアの取り組み」**  
**「QOLを支える介護福祉士の役割」**

小川氏の発表は、将来介護保険が導入されても、特別養護老人ホーム等の施設でのターミナルケアの援助は必要であり、自宅に戻れず、終末を施設で迎える者の援助体制を整えていくことの必要性を訴えた。また、チームケアが必要なターミナルケアでは介護福祉士はどのような役割を果たして

第四分科会では「介護福祉教育を考える」をテーマに、介護福祉士の意欲の向上、職務遂行能力を高める訓練を基盤に、研修システム及びプログラムの開発を追求し、研修における体系的学習のあり方を検討することを目的として行われた。

助言者 上智大学文学部助教授・板本三三郎氏

佐賀県介護福祉士会会

第六分科会では「バリアフリーと社会生活の拡大」

助言者 香川和与氏「バリアフリー

◆第八分科会◆  
**「介護保険制度下における介護福祉専門職の国際比較」**

助言者 厚生省介護技術専門官・佐藤美穂子氏

新潟県介護福祉士会会

長・岡田史氏

第八分科会では「介護保険制度下における介護福祉専門職の国際比較」をテーマに、社会福祉現場における社会福祉専門職の実践的役割と実態及び諸外国における福祉サービス、サービスの現状について、池田明子氏(岡山県旭川厚生専門学校)より発表があった。

助言者からは、「国内はもとより海外福祉先進国の現状を学ぶことによって全体をどうするかが重要で、我が国に適用する部分を実践につなげていくには良い方向に進むであろう。また、国内、海外ともに研修に参加することで、専門職としての意識の改革、質の確保を期待する」との講評があった。

◆第六分科会◆  
**「バリアフリーと社会生活の拡大」**  
**「心の環境と障壁を取り除く介護を考える」**

第六分科会では「バリアフリーと社会生活の拡大」というテーマで、二つの事例発表があった。

助言者 片桐千津子氏「バリアフリーと社会生活の拡大」

香川和与氏「バリアフリー

第六分科会では「バリアフリーと社会生活の拡大」というテーマで、二つの事例発表があった。

助言者からは、「バリアフリーと社会生活の拡大」というテーマで、二つの事例発表があった。

◆第七分科会◆  
**「ターミナルケアの取り組み」**  
**「QOLを支える介護福祉士の役割」**

第七分科会では、「ターミナルケアの取り組み」というテーマで、二つの事例発表があった。

助言者 小川忍二氏「介護保険制度の中でターミナルケアを考える」

大阪府介護福祉士会理事

第七分科会では、「ターミナルケアの取り組み」というテーマで、二つの事例発表があった。

助言者からは、「ターミナルケアの取り組み」というテーマで、二つの事例発表があった。

◆第八分科会◆  
**「介護保険制度下における介護福祉専門職の国際比較」**

第八分科会では「介護保険制度下における介護福祉専門職の国際比較」をテーマに、社会福祉現場における社会福祉専門職の実践的役割と実態及び諸外国における福祉サービス、サービスの現状について、池田明子氏(岡山県旭川厚生専門学校)より発表があった。

助言者 厚生省介護技術専門官・佐藤美穂子氏

新潟県介護福祉士会会

第八分科会では「介護保険制度下における介護福祉専門職の国際比較」をテーマに、社会福祉現場における社会福祉専門職の実践的役割と実態及び諸外国における福祉サービス、サービスの現状について、池田明子氏(岡山県旭川厚生専門学校)より発表があった。

助言者からは、「国内はもとより海外福祉先進国の現状を学ぶことによって全体をどうするかが重要で、我が国に適用する部分を実践につなげていくには良い方向に進むであろう。また、国内、海外ともに研修に参加することで、専門職としての意識の改革、質の確保を期待する」との講評があった。

介護支援専門員実務研修受講試験の実施状況

日本介護福祉士会九州ブロック研修会

- 1. テーマ 「介護福祉士と自立支援」  
《介護保険制度導入の中で私たちへ期待される役割》
  - 2. 日時 平成11年1月15日(金)～16日(土)
  - 3. 場所 沖縄都ホテル  
沖縄県那覇市松川40 電話098-887-1111
  - 4. 定員 300名
  - 5. 参加費(資料代含む) 介護福祉士会会員 2,000円  
一般(非会員) 4,000円  
学生 1,000円
- ※沖縄都ホテル宿泊費(1泊朝食付き) 8,000～15,000円  
交流会費 6,000円(料亭那覇)  
(注)参加費、宿泊費、交流会費の納入後の代金は一切返金できません。

6. プログラム

- 1月15日(金) 第1日目  
12:00～13:00 受付  
13:00～13:30 開会挨拶、オリエンテーション  
13:30～14:30 基調講演  
沖縄県(交渉中)  
14:30～14:40 休憩  
14:40～16:40 特別講演  
日本医科大学教授 竹内孝仁氏  
17:30～19:30 交流会
- 1月16日(土) 第2日目  
9:00～11:30 パネルディスカッション  
「介護福祉士と自立支援」《介護保険制度導入の中で私たちへ期待される役割》  
コーディネーター  
山城紀子氏(沖縄タイムス論説委員)  
パネリスト  
日本介護福祉士会会員  
山城永盛氏(ありあけの里理事長)  
堀川恭都氏(理学療法士)  
島袋妙子氏(大庭学園)  
田中雅子(日本介護福祉士会会長)
- 11:30～11:50 閉会式
7. 連絡先 沖縄県介護福祉士会  
沖縄県那覇市旭町35番地(沖縄県社会福祉センター1階)  
電話・FAX 098-862-0839

日本介護福祉士会近畿ブロック研修会

- 1. テーマ 「介護福祉と介護の質」
  - 2. 日時 平成11年2月12日(金)～13日(土)
  - 3. 会場 コガノイペイホテル(白浜温泉)  
和歌山県西牟婁郡白浜町3212-1 電話0739-43-6000
  - 4. 定員 300名
  - 5. 参加費 3,000円
  - 6. プログラム
- 2月12日(金) 第1日目  
12:30～13:30 受付  
13:30～13:50 来賓ご挨拶、主催者挨拶  
13:50～15:20 行政説明「介護福祉士教育と職能団体の役割」(仮題)  
厚生省介護技術専門官 佐藤美穂子氏  
15:20～15:40 休憩  
15:40～17:30 特別講演「利用者の権利擁護と介護福祉士」  
桃山学院大学社会学部教授 北野 誠一氏  
18:30～20:30 親睦会(コンベンションホール)
- 2月13日(土) 第2日目  
9:00～12:00 研修1「介護福祉士のための介護基礎学 1」  
講師 日本医科大学教授 竹内孝仁氏  
12:00～13:00 昼食  
13:00～15:00 研修2「介護福祉士のための介護基礎学 2」  
講師 日本医科大学教授 竹内孝仁氏  
15:00～15:10 閉会式典
7. 申し込み・問い合わせ 日本旅客鉄道株式会社和歌山営業支店  
(森下・道本)  
電話0734-24-9330 FAX 0734-36-4031

第一回介護支援専門員実務研修受講試験は、九月二十日(日)、同二十七日(日)、十月四日(日)、同十一日(日)のいずれかの日に各都道府県において実施され、今般、全国の実施状況をとりまとめた。  
なお、試験後の実務研修については、十一月下旬より、各都道府県において実施予定である。  
来年は7月25日実施  
平成十一年度における介護支援専門員実務研修受講試験については、全国統一で平成十一年七月二十五日(日)十時開始と予定している。

1. 試験の実施都道府県数及び受験者数

試験実施日	9月20日	9月27日	10月4日	10月11日	計
試験の実施都道府県数	19都道府県	9都道府県	11府県	15県	—
受験者数	84,190人	48,035人	31,742人	43,113人	207,080人

(注)複数回数実施の都道府県があるため、合計数は都道府県とは符合しない。

2. 合格者数等

受験者数(A)	合格者数(B)	合格率(B/A%)
207,080人	91,269人	44.1%

3. 職種別合格者数

職種	人数	構成比率
医師	8,889人	9.7%
歯科医師	1,582人	1.7%
薬剤師	8,437人	9.2%
保健婦(士)	9,452人	10.3%
助産婦	306人	0.3%
看護婦(士)、准看護婦(士)	30,701人	33.5%
理学療法士	2,963人	3.2%
作業療法士	1,471人	1.6%
社会福祉士	2,619人	2.9%
介護福祉士	10,288人	11.2%
視能訓練士	10人	0.1%
義肢装具士	29人	0.1%
歯科衛生士	1,352人	1.5%
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師	1,416人	1.5%
柔道整復師	861人	0.9%
栄養士(管理栄養士を含む)	1,551人	1.7%
相談援助業務従事者・介護等業務従事者	9,763人	10.6%
合計	91,690人	100.0%

(注)1.「合計」欄は、複数の法廷資格の取得者を含むため、「2」の合格者数とは一致しない。  
2.一部の都道府県では、「看護婦(士)、准看護婦(士)」、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師」、「相談援助業務従事者、介護等業務従事者」について区分を行っていないため、これらについては一括計上した。

介護福祉士教育の在り方に関する研究大会

- 1. 主催 日本介護福祉士会
  - 2. 日時 平成11年1月26日(火)
  - 3. 会場 全社協・灘尾ホール(千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル)
  - 4. プログラム
- 11:00～12:00 介護福祉士教育のあり方検討委員会報告  
日本介護福祉士会副会長 石橋真二  
12:50～14:20 鼎談「こう変わらなければならない今の福祉」  
厚生省社会・援護局長 炭谷 茂氏  
NHK解説委員 村田幸子氏  
日本介護福祉士会会長 田中雅子  
14:30～16:30 シンポジウム  
「介護福祉士はこう変わらなければ  
—こう変えてほしい—」  
コーディネーター  
栃本一三郎氏(上智大学文学部助教授)  
パネリスト  
岩橋成子氏(静岡県立大学社会福祉学科教授)  
金井一薫氏(日本社会事業大学教授)  
筒井孝子氏(国立公衆衛生院研究員)  
日本介護福祉士会会員
- 16:30 閉会
5. 参加費無料、定員200名(先着順)。\*会員外の参加も可。  
6. 希望者は、日本介護福祉士会事務局(担当:品川)に平成11年1月20日までにお申し込みください。

介護福祉士向け専門情報誌

季刊 介護福祉

購読料(年) 3,440円(送料含む)

財団法人 社会福祉振興・試験センター  
〒150 東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号  
SEMPOSビル Tel(03)3486-7511

専門性が支える介護福祉の充実のために

この資格に対する社会の期待も日増しに大きくなり、介護福祉士は、この期待に応えるべく、理念と資質の向上に努力することが責務であると考えます。この季刊介護福祉は介護について徹底した解説と具体的な介護行為を解説するほか、介護に関する最新情報をお届けしております。

購読申込みは、日本介護福祉士会事務局又は、各県介護福祉士会へお申込み下さい。



# 日本介護福祉士会

## 社団法人化に向けて

### 会員増で組織率向上

#### 介護福祉士会理事会で確認

二月七日に開催された第七回理事会では、日本介護福祉士会の社団法人化に向けた課題と対策を検討した。当面の課題は全国支部の設置と組織率であり、今回、奈良と鹿児島が加入したことで全国の支部未設置については、福島、群馬、熊本、三県のみであり、これらの県については、本部や近隣の介護福祉士会、または個人会員等の協力を得て、早急に支部加入を促進していくことを確認した。

### 奈良、鹿児島が支部加入

#### 全国44都道府県に支部設置

二月七日の第七回理事会で、奈良県介護福祉士会、鹿児島県介護福祉士会の支部加入が承認された。奈良県は一月三〇日に設立総会を開催した。会長は特別養護老人ホーム「国見」に勤務する田中安平氏、

### 福祉サービスの質に関する検討会で意見

「社会福祉基礎構造改革」について(中間まとめ)において、福祉サービスの質を確保するために、サービスの内容の基準の策定や第三者評価機関によるサービスの評価などの必要性が指摘されている。この検討会では、サービス基準(最低基準・指定基準)・第三者評価機関によるサービスの評価の内容の確保について、具体的な基準・内容を策定することを目的として、昨年一月より検討を始めていたが、この度本会としても意見をとりまとめた。

### 福祉サービスの質に関する検討会

福祉サービスの質に関する検討会(中間まとめ)において、福祉サービスの質を確保するために、サービスの内容の基準の策定や第三者評価機関によるサービスの評価などの必要性が指摘されている。この検討会では、サービス基準(最低基準・指定基準)・第三者評価機関によるサービスの評価の内容の確保について、具体的な基準・内容を策定することを目的として、昨年一月より検討を始めていたが、この度本会としても意見をとりまとめた。

## 平成11年度の課題

### 日本介護福祉士会会長 田中 雅子

本会は昨年四月に「第三回介護福祉士の就業実態と専門性に関するアンケート調査」を実施し、その調査結果をまとめた。今回は、平成六年及び八年に実施した調査結果との比較検討をしている。詳細については一月に発行した報告書を参照されたいが、過去五年間において、介護福祉士の就業実態と専門性に関する意識は変化がみられる。今回の調査の特長は傾向は職域の拡大と職務内容の多様化があげられる。これまで本会では、介護福祉士の専門性の意識や職務内容の調査は入所型社会福祉施設やホームヘルプサービスに従事する者を対象として行ってきたが、近年、介護福祉士の職域は拡大し、老人保健施設や療養型病床群等の医療保険領域や民間のシルバー産業等に勤務する介護福祉士の数は増加傾向にある。

講義試験には、介護福祉士が看護職に次ぐ合格率を示しており、全国一七八七地域で試行された平成一〇年度高齢者介護サービス体制整備支援事業の結果をみても、介護認定調査員や介護認定審査会の構成員として多くの介護福祉士がその任にあたりている。このような状況を踏まえ、一一年度は介護福祉士の実務能力を高めるため、より専門的な研修体制の質的・量的強化を図らなければならぬと考える。

介護サービスの質を確保し、責任あるサービスを提供していくために、介護福祉士の基礎教育、臨床教育、生涯教育の相互・有機的な関係が必要とされるが、その一貫した体系化が欠如している現状において、職能団体に求められる責務は常に自らを研鑽し、資格を高め、他職種との真の対等性を築き上げていくことにある。終わりに、昨年来、本会設置時からの課題である社団法人化に向けて会員の皆様とともに組織率拡大に向けて取り組んでいるところである。今年度中には法人格取得を目指したい。ご協力を切に願うものである。

介護福祉士のあり方に関する研究大会を開催 日本介護福祉士会は昨年九月より「介護福祉士教育あり方検討委員会」を設置し、検討を重ねてきたが、「介護福祉士教育あり方に関する研究大会」を二月二六日に開催した。

### スクランブル

昭和六二年に国家資格である介護福祉士制度が創設されて、すでに一〇年が経過した。この間、福祉を取り巻く状況は大きく変わり、介護保険法が成立し、また、中央社会福祉審議会・社会福祉基礎構造改革分科会から「社会福祉基礎構造改革」について(中間まとめ)の報告書が発表された。これらの改革では「措置から契約へ」がキーワードとなり介護サービスは利用者本位のサービスと位置付けられ、福祉サービス全体の質が問われる時代になった。また、これらの改革の方向として、民間営利団体などの多様な介護サービス提供主体による参入を促進する考えが示されている。こうした規制緩和が進むなかで、介護サービスの質を担保し、確保するためにも介護福祉士の資格は重要なものになる。このような状況のなかで、介護福祉士は医療・福祉領域を問わずそれぞれの職域でその専門性を発揮し、国民に信頼され福祉の向上に努めていくことが使命といえる。

二面に関連記事

# 介護福祉士のあり方に関する研究大会を開催

## 介護福祉士制度11年目の新たな出発



介護福祉士のあり方に関する研究大会  
—介護福祉士制度11年目の新たな出発—  
主催：日本介護福祉士会

厚生省社会・援護局長 炭谷茂氏より、現在国が取

### ◆鼎談主旨◆ こう変わらなければならぬ今の福祉

り組んでいる社会福祉基礎構造改革と、これからの福祉のあり方について説明がある。

今回の改革は個人を全人格的にとらえ、多面的な援助を社会の連帯(助け合い)を基盤に国民全体の権利として選択利用できるという福祉文化が基本であり、そのうえで、公的・博愛、慈善的福祉サービスが成り立つのである。世界の流れは今、暖かい心を基盤とした福祉国家を目指している。具体的な改革は大きく3点ある。

- ①利用者が福祉サービスを選択できる権利を有している。
- ②マンパワーが専門性や法人の裁量拡大により福祉サービスの量の増加と質の向上が図られる。
- ③ボランティアやNPO等、自主的な市民活動により地域福祉の充実が促進される。

一、介護福祉士教育のあり方検討委員会中間報告検討状況について  
日本介護福祉士会副会長 石橋真一  
昨年、本会に設置された「介護福祉士教育のあり方検討委員会」の中間報告をまとめるに至り、介護福祉士の生涯教育の体系化を指摘したもので、今までに検討した現段階での状況についてを報告するものである。内容については今後変更もありうる。「中間まとめ」としては三月末頃を予定している。

二、鼎談「こう変わらなければならぬ今の福祉」  
厚生省社会・援護局長 炭谷茂氏、現在、国が取り組んでいる社会福祉基礎構造改革の内容に触れながら、これからの福祉の方向性について話していただき、村田氏からは、国民はこの改革をどう受け止

めているか、また、専門職が果たすべき役割はどうあるべきか、そして、田中氏からは、改革のなかで介護福祉士が果たすべき役割はどうかあるべきか、それぞれ立場からの発言があった。三、シンポジウム「介護福祉士はこう変わらなければ」  
こう変えてほしい」

事業大学教授) 筒井孝子氏(国立公衆衛生院研究員) 岡田忠氏(新潟県介護福祉士会会長) シンポジウムでは「介護福祉士はこう変わらなければ」こう変えてほしい」



介護福祉士のあり方に関する研究大会  
—介護福祉士制度11年目の新たな出発—  
主催：日本介護福祉士会

### ◆シンポジウム主旨◆ 介護福祉士はこう変わらなければ ～こう変えてほしい～

・介護福祉士が専門職として持つべき視点について  
現在の介護福祉士教育の問題点を考えてみる。養成校での指導者はほとんどが介護福祉士以外の者であり、二世紀は介護福祉士の手で介護福祉士の教育に当たるべきである。養成校の指導者層や管理者層を十分に育てることが急がれる。また、利用者は介護福祉士を生活支援者としており、介護福祉士自身が責任業務としてやるべきことを見極めることが大切である。

・介護福祉士が専門職として持つべき視点について  
現在の介護福祉士教育の問題点を考えてみる。養成校での指導者はほとんどが介護福祉士以外の者であり、二世紀は介護福祉士の手で介護福祉士の教育に当たるべきである。養成校の指導者層や管理者層を十分に育てることが急がれる。また、利用者は介護福祉士を生活支援者としており、介護福祉士自身が責任業務としてやるべきことを見極めることが大切である。

期待に応えるべき先頭に立っているのが介護福祉士といえる。

性をも身につけてほしい。現在の社会福祉をとりまく状況を理解することは、本を

のであり、自分とは全然違う相手の世界を理解する能力を磨くことが、一番大切な専門性である。相手を本

くすることが必要である。また、福祉の世界は話言葉の世界である。自分の思いをきちんと相手に伝えられる能力が信頼性を勝ち取る

・介護保険制度における介護福祉士の役割と将来像について  
先進国の課題は社会福祉と経済活動は両立するということである。介護保険制度の下では市町村に介護サービス市場ができる。介護福祉士は福祉サービスの一つのブランドであり、その労働の購入者で評価されるようになる。消費者はよりサービスを安く買いたいものである。来年になると、「選ばれる介護福祉士」になるのか「選ばれない介護福祉士」になるのか、分る。選ばれるためには、訪問認定調査におけるアセスメント能力の向上により、ユーザーベースの介護サービス計画の作成者にならなければならぬ。また、介護サービスの適用化を図る能力の向上として、今後は自ら介護の対象となった特定の高齢者への支援だけでなく、必要なケアを適切に供給するため市町村のシステムの安定化に対しても専門職として役割が求められている。

### 訪問介護の基準該当サービス(案)

A 法人格の有無	
介護保険法での指定基準(案)	基準該当サービス(案)
あり	なし

B 人員配置基準	
介護保険法での指定基準(案)	基準該当サービス(案)
<p>○従業者 1) 訪問介護員※1を常勤換算で2.5名以上配置すること 2) うち、次の各号のいずれかに該当する者1名以上をサービス提供責任者として常勤の形態により配置すること ①介護福祉士 ②訪問介護員養成研修1級課程を修了した者 ③訪問介護員養成研修2級課程を修了した者であって実務経験が3年以上のもの</p> <p>○管理者 常勤の管理者1名を置くこと ただし、常勤の訪問介護員との兼務、及び業務に支障がない場合は他の事業の管理者との兼務可</p>	<p>○従業者 1) 訪問介護員3名以上がサービス提供に従事すること 2) うち、次の各号のいずれかに該当する者1名以上をサービス提供責任者として配置すること ①介護福祉士 ②訪問介護員養成研修1級課程を修了した者 ③訪問介護員養成研修2級課程を修了した者であって実務経験が3年以上のもの</p> <p>○管理者 管理者1名を置くこと ただし、訪問介護員との兼務、及び業務に支障がない場合は他の事業の管理者との兼務可</p>

※1 訪問介護員については、法第7条第6項に基づく厚生省令において、介護福祉士又は一定の研修(現行の訪問介護員(ホームヘルパー)養成研修に相当する内容の研修)の修了者と規定する予定

C 設備基準	
介護保険法での指定基準(案)	基準該当サービス(案)
○事務室 事業を行うために必要な広さの専用の区画を有すること。	○事務室 事業を行うために必要な広さの区画を有すること。

# 介護保険指定事業者の検討始まる

介護保険導入を目前に控えて、医療保険福祉審議会、老人保健福祉部会、介護給付費合同部会)の中で、介護保険施設及び居宅サービス事業者の指定基準(案)が検討されている。内容については運営基準の理解に送る予定)

介護保険導入を目前に控えて、医療保険福祉審議会、老人保健福祉部会、介護給付費合同部会)の中で、介護保険施設及び居宅サービス事業者の指定基準(案)が検討されている。内容については運営基準の理解に送る予定)

## 居宅介護支援の運営基準(素案)

※運営基準の理解に資するために、現段階で考えられる内容を記載したものであり、今後の審議会での議論を踏まえて変更されるものとする。

一、基本方針  
指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に基いて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、可能な限りその居宅において提供されることとする。

二、サービスの取扱いに  
関する基準(抜粋)  
○居宅サービス計画の作成の過程  
(サービス)の選択に必要な情報の提供  
指定居宅介護支援事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に基いて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、可能な限りその居宅において提供されることとする。

## 介護の歴史とともに

広島県介護福祉士会会長

高柴 広子さん



高柴さんがこの世界に入ったのは二十五歳の時。町に初めてできた養護老人ホームの寮母になった。しかし、小さな田舎町のことで、

「養老院の悪いイメージで見られて、入所者がいかなかったんです」

空きの定員には、よそ者から問題行動がある老人たちが回された。地域に迷惑をかけるのは一部の人も、評判は悪かった。人でも、評判は悪かった。人でも、評判は悪かった。



から問題行動がある老人たちが回された。地域に迷惑をかけるのは一部の人も、評判は悪かった。人でも、評判は悪かった。人でも、評判は悪かった。

「家事の経験がある女性なら、誰でも寮母になれた時代。寮母はみんな地域のお嫁さんで、老人への精神的援助のしかたも分かりませんでした」

とにかくホームを理解してもらおうと、最初の四〜五年は入所老人たちと近所の神社・仏閣の掃除や草取り。ホームで作った花や雑巾の配布。絵

ものとする。

○サービス実施状況の継続的な把握・評価  
指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画作成後においても、利用者、指定居宅サービス事業者等との連絡を断続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての課題の把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更及び指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

○医療との連携  
利用者や訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師(以下「主治医師」という)の意見を求めなければならない。

○居宅サービス計画の作成  
指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画の原案を作成し、居宅サービス計画の原案を提出し、居宅サービス計画の作成を依頼する。

指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者、指定居宅サービス事業者等との連絡を断続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての課題の把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更及び指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

○医療との連携  
利用者や訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師(以下「主治医師」という)の意見を求めなければならない。

指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者、指定居宅サービス事業者等との連絡を断続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての課題の把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更及び指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

## 訪問介護の運営基準(素案)

※運営基準の理解に資するために、現段階で考えられる内容を記載したものであり、今後の審議会でも議論を踏まえて変更されるものとする。

一、基本方針  
指定訪問介護サービスは、利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものである。

指定訪問介護の実施に当たっては、訪問介護計画に基づき、利用者やその家族等に対して適切な指導を行うものとする。

○訪問介護計画の作成  
指定訪問介護の実施に当たっては、訪問介護計画に基づき、利用者やその家族等に対して適切な指導を行うものとする。

指定訪問介護の実施に当たっては、訪問介護計画に基づき、利用者やその家族等に対して適切な指導を行うものとする。

○訪問介護計画の作成  
指定訪問介護の実施に当たっては、訪問介護計画に基づき、利用者やその家族等に対して適切な指導を行うものとする。

## お詫びと訂正

この度は、「介護福祉士国家試験対策V.I.D.E.O.実技試験合格へのパスポート」をお買い上げいただきありがとうございます。訂正させていただきます。

訂正箇所  
第2巻テクニク編「歩行介助・階段の場」(約13分経過後場面)において、介護者がモデルと階段を降りる場面。誤「階段を降りるときは、先に杖と健側の足を下ろし、体重を支えて患側の足に負担がかからないようにゆっくりと降りていきます」とのナレーションの説明。正 画面にあらわれる字幕と同様、階段を降りるときは、先に杖と患側の足を下ろします。

## お詫びと訂正

この度は、「介護福祉士国家試験対策V.I.D.E.O.実技試験合格へのパスポート」をお買い上げいただきありがとうございます。訂正させていただきます。

訂正箇所  
第2巻テクニク編「歩行介助・階段の場」(約13分経過後場面)において、介護者がモデルと階段を降りる場面。誤「階段を降りるときは、先に杖と健側の足を下ろし、体重を支えて患側の足に負担がかからないようにゆっくりと降りていきます」とのナレーションの説明。正 画面にあらわれる字幕と同様、階段を降りるときは、先に杖と患側の足を下ろします。

介護の専門職化を目指す介護福祉士のための

### 【実践介護研究会】

#### 【目的・趣旨】

- 介護職の専門化とその向上のために
- 職能集団としての日本介護福祉士会の新たな出発のために
- 基礎知識・科学性をもった実践研究者としての基礎作り

#### 【開催時期・プログラム概略】

##### 第1回 実践介護研究会

：平成11年4月24日(土) 13:00~17:00  
4月25日(日) 10:00~16:00

「介護基礎学」を通じて介護に必要な科学的・基礎知識を学ぶ

##### 第2回 実践介護研究会

平成11年10月23日(土) 13:00~17:00  
10月24日(日) 10:00~16:00

第1回研究会を基に、介護現場における問題を「事例研究」「課題研究」として発表・討議を行う

【会場】：いずれも日比谷三井ビル「ハローセンター日比谷」  
(東京都千代田区有楽町1-1-2)

【講師】：日本医科大学 教授 竹内 孝仁氏  
【主催】：日本介護福祉士会 学術部(実践介護研究会)  
【参加申し込み要領】

- 参加条件
1. 日本介護福祉士会会員であること
  2. 第一回、第二回とも参加可能であること
  3. 事例研究、課題研究の発表を行う意思を有すること

【定員】 200名(申し込みは、3月15日までに都道府県事務局へ。定員になり次第締め切り)

【参加費】 会費5000円

【申し込みおよび問い合わせ先】

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-13 西勘虎ノ門ビル3F  
TEL 03-3507-0784 FAX 03-3507-8810



一月一五、一六日の両日 会が沖縄都ホテルで三〇に第五回九州ブロック研修 名を集めて開催された。今

## 第五回九州ブロック研修会 沖縄で230名を集めて開催

このテーマは「介護福祉士と自立支援」であり、期待される役割」であり、一五日は、基調講演「介護保険制度の離陸に向けて」というテーマで、講師は沖縄県福祉保険部参事長田信一氏、特別講演「自立の理論・科学・専門性」というテーマで講師には日本医科大学教授竹内孝仁氏を迎えて行なった。一六日は「介護福祉士と自立支援」介護保険制度導入の中で介護福祉士へ期待される役割」というテーマでパネルディスカッションを行った。コーディネーターは福岡県介護福祉士会会長因利恵氏、

### 第十一回介護福祉士国家試験

## 高まる受験者4万人

第十一回介護福祉士国家試験が、一月二四日(日)に、全国七の都市二会場で行われた。

今年、過去最高だった平成十年の受験者数には及ばなかったが、三万九〇五人が受験した。介護保険制度導入が間近に迫り、介護福祉士の国家資格の重要性が福祉関係者などに浸透してきたものと思われる。

パネリストには沖縄コロニー理事長・山城永盛氏、同仁病院院長・山内英樹氏、沖縄福祉保育専門学校校長・大庭正男氏、沖縄タイムズ論説委員・山城紀子氏、日本介護福祉士会一層の期待が高まる。

## 第3回介護福祉士の就労実態と専門性の意識に関する調査報告書が完成

この報告書は、平成十一年七月に「第三回介護福祉士の就労実態と専門性の意識に関する調査」を行った報告書であり、過去三回の分析を比較するとともに、本会設立五年の経過によって会員の意識の変化と就労実態及び環境の変化を分析している。

また、分析結果をもとに、職能団体としての取り組み(日本介護福祉士会・調査研究部)

## 平成11年度介護福祉士海外研修調査参加者を募集

平成11年度第三回海外研修の実施について、試験センターより募集の依頼を受けました。参加希望者は本会事務局までお申し込み下さい。

目的：日常介護業務を行っている介護福祉士を海外に派遣し、わが国における介護福祉士の資質の向上並びに社会福祉の発展に資する。

実施主体：財団法人社会福祉振興試験センター  
派遣対象者：次の各号に該当し、日本介護福祉士会の推せんを受けた者

①現に社会福祉施設等において介護業務に従事している者  
②原則として二年二月末日現在二五歳以上の者で資格取得後二年以上の者  
③研修・調査終了後も引き続き介護業務に従事する意思を有する者  
募集人数 一〇名以内  
参加費 無料  
派遣期間 約二週間

「自立支援アセスメント・ケアプラン」パソコンソフトを発売予定  
このたび、日本介護福祉士会企画による「日本介護福祉士会方式・生活援助を基礎とした自立支援アセスメント・ケアプラン」パソコンソフトが発売される予定です。

介護保険制度施行時では、効率的にケアプランを立てるのにパソコンは必須のものとなります。本パソコンソフトは、日

### 日本介護福祉士会第6回通常総会

- ◇日時 平成11年5月15日(土)
- ◇場所 東京・マツダホール(マツダ八重洲ビル9階)
- ◇記念講演 上智大学文学部教授 アルフォンス・デーケン氏

## 専門性が支える介護福祉の充実のために

この資格に対する社会の期待も日増しに大きくなり、介護福祉士は、この期待に応えるべく、理念と資質の向上に努力することが責務であると考えます。この季刊介護福祉は介護について徹底した解説と具体的な介護行為を解説するほか、介護に関する最新情報をお届けしております。

購読申込みは、日本介護福祉士会事務局又は、各県介護福祉士会へお申込み下さい。

介護福祉士向け専門情報誌

# 季刊 介護福祉

購読料(年) 3,440円(送料含む)

財団法人 社会福祉振興・試験センター  
〒150-0002東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号  
SEMPOSビル Tel(03)3486-7511